

14. 4-1074



1200501209930

14.4

74

×

複写



始

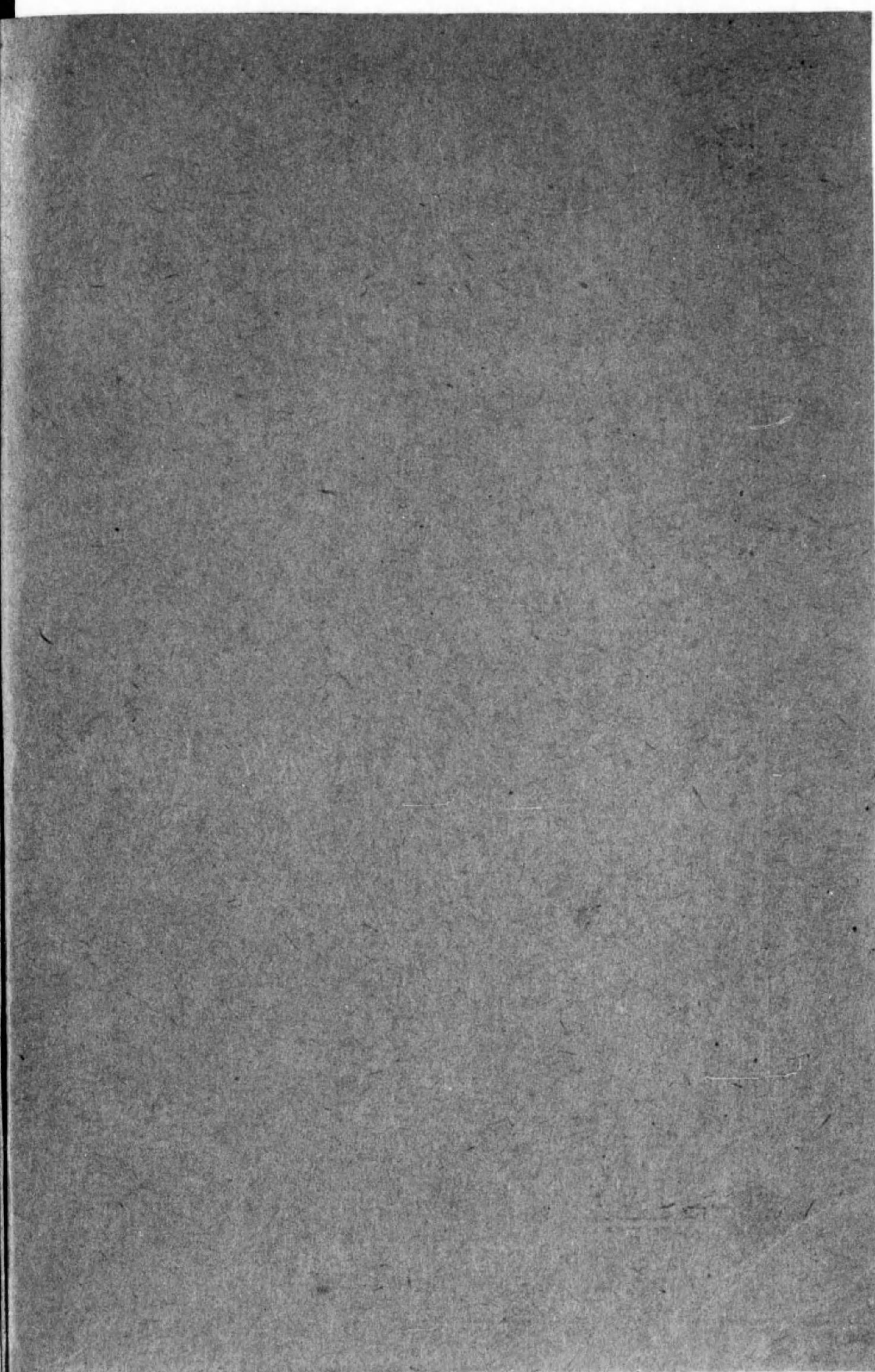


新愛知

年年鑑



昭和13



昭和三十三年(寅戊) 略曆

小	春分	雨水	立春	節分	大寒	小寒	神武天皇即位紀元	二千五百九十八年	大正二十七年	西歷一千九百三十八年
二	三月廿一日	三月廿六日	二月十九日	二月廿七日	二月廿三日	一月廿六日	即神武天皇即位紀元	二千五百九十八年	大正二十七年	西歷一千九百三十八年
四										
六										
九										
十一										
社	夏至	芒種	小滿	立夏	穀雨	清明				
日	六月廿二日	六月十一日	六月六日	五月廿二日	五月廿六日	四月廿五日				
三月十七日										
九月二十三日										
甲	白露	處暑	立秋	土用丑の日	大暑	小暑				
子	九月八日	八月廿四日	八月八日	七月廿五日	七月廿三日	七月二日				
二月廿一日										
九月廿九日										
社	冬至	大雪	小雪	立冬	霜降	寒露				
日	十一月廿九日	十二月八日	十一月廿三日	十一月八日	十月廿四日	十月九日				
三月十七日										
九月二十三日										
甲										
子										
二月廿一日										
九月廿九日										



お子様の貯蓄に好適... 相互組織の

富國徴兵保険

本社 東京・日比谷
 社長 根津嘉一郎

支店 東京・大阪・名古屋・広島・福岡・熊本
 所在地 仙臺・京都・高松・金澤・札幌・京城・臺北

大 一 三 五 七 八 十 十二
 岸彼 三月十八日 九月廿一日
 用土 七月廿日 十月廿一日

元方	元始	新年	紀元	皇后	春季	神武
拜一	會一	節二	辰三	祭三	祭三	祭三
一月	一月	二月	三月	三月	三月	三月
三月	五月	十一月	二月	三月	三月	三月
廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日	廿九日
九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月
廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日	廿四日
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日	廿三日
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日	廿五日

證券投資及事業資金
仲介に關する一般業務

本社電話茅場町 (66) 自三三三三
至三三三三
一五五四四
三二九一
番番番番

本社 東京市日本橋區兜町一丁目
京橋營業所 同 京橋區第一相互館一階

△山一證券株式會社

取締役社長 太田 收

支店及出張所

大阪支店 大阪市東區高麗橋二丁目二番
名古屋支店 名古屋市中區榮町三丁目三番
岡山支店 岡山市上區大川前通八番
新潟支店 新潟市松島町三番
東京支店 東京都千代田區丸の内區四丁目一
京支店 京府市下土居町三丁目一
福支店 福城市榮町二丁目一
神支店 神戸市紙屋町二丁目一
廣支店 廣島市中區本町二丁目一
横支店 横濱市中區本町二丁目一

確實・有利・親切

取締役社長 渡邊 甚吉
相談役 藤山 愛一郎

有隣生命保險株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内三丁目十番地

電話丸ノ内 (23) 二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四
二三〇五、二三〇六、一七〇四番

支店 東京、大阪、神戸、福島、札幌、名古屋
金澤、京都、廣島、岡山、高松、福岡
熊本、京城、横濱、新潟、秋田、千葉
所在地 大宮、長野、前橋、水戸、岐阜、鹿兒島



資本金 壹千萬圓

引受 募集 賣買

内外 金

公社債 保管 預り 融 元利金取立 登録

多少に不拘

何卒御利用下さい



日興證券株式會社

月三回刊行「公債及社債仲値表」
月一回刊行「公債及社債」小冊子
「公社債投資の常識」營業書
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店內
名古屋支店 名古屋市廣小路住友銀行ビル四階
福岡出張所 福岡市天神町七十四番地
廣島出張所 廣島市研屋町七十五番地
岡山出張所 岡山市内山下三十二番地
京都出張所 京都市烏丸通六角上ル共同火災保險會社二階
神戸出張所 神戸市神戶區西町日本興業銀行ビル一階
新潟出張所 新潟市本町通九番町千三百四十七番地



創立 明治二十五年
資本金 壹千萬圓
積立金 壹千六百七十萬圓

本社 東京日本橋

日本火災保險株式會社

營業種目

火災保險 傷害保險
運送保險 森林保險

大 阪 市 西 區 北 通 四 丁 目
京 都 市 中 區 三 條 通 榎 屋 町
神 戶 市 神 戶 區 元 町 通 四 丁 目
名 古 屋 市 中 區 榮 町 一 丁 目
福 岡 市 中 區 中 島 町 目
仙 臺 市 市 區 天 通 五 丁 目
橫 濱 市 中 區 辨 天 通 五 丁 目
新 京 水 樂 町 一 丁 目
札幌・廣島・金澤・小倉・京城
内地全都市町村各所
外國倫敦・紐約・巴里・支那・滿洲其他

中綿のよい

西川のふとん

角橋本日本京東

西川

前年二十七百三 年九歳永福創

編工・別支本

東京	大阪	京都	神戶	名古屋	福岡	札幌	仙台	青森	岩手	秋田	山形	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京
----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

優良品産價

夜具、ざぶとん、か、モスリン、ヤ、各
毛布、麻、カ、セル、ネル、めいせん、
上布、絨、絨、人子、婦人コート、
軍用、被褥、被褥、被褥、被褥、被褥、
被褥、被褥、被褥、被褥、被褥、被褥、

營業課目

水産工業	魚粉飼料	魚粕餌料	魚油肥料	滋養調味料
油脂工業	石鹼 グリセリン	洗劑 食用油脂	蠟燭藥品	硬化油 化粧品
塗料工業	ペイント ラツカー	エナメル 船底塗料	ワニス 船舶塗料	チタン白 熔接塗料
大豆工業	大豆粉 レシチン	撒大豆 カゼイン	大豆油飼料	豆雪餌料

日本油脂

本社

東京市芝區田村町一丁目二番地

營業所	大泊	室蘭	函館	仙臺	東京
	大阪	福岡	臺北	清津	京城
直營工場	油脂四	塗料二	魚糧一七		
投資會社	油脂五	塗料二	魚糧三三	大豆一	

中綿のよい

西川のふとん

角橋本日京東
川 西
前年二十七百三 年九祿永業創

優良品廉價

夜具、ざぶとん、かや、各種
毛布、寝臺、モスリン、めいせん
上布、麻糸、セル、ネル、婦人コート
箆筒、鏡臺、婦人子、供洋服

工場・店支本

東京日本橋角	西川商店
同 通三	西川商店
大阪本町	西川商店
京都寺町	西川商店
西川商店	西川商店
西川商店	西川商店
近江八幡町	西川商店
西川本店	西川商店

營業課目

水産工業	魚粉飼料	魚粕餌料	魚油肥料	滋養調味料
油脂工業	石鹼 グリセリン	洗劑 食用油脂	蠟燭藥品	硬化油 化粧品
塗料工業	ペイント ラッカー	エナメル 船底塗料	ワニス 船舶塗料	チタン白 熔接塗料
大豆工業	大豆粉 レシチン	撒大豆 カゼイン	大豆油 飼料	豆雪 餅料

日本油脂

本社

東京市芝區田村町一丁目二番地

營業所	大泊 大阪	室蘭 福岡	函館 臺北	仙臺 清津	東京 京城
直營工場	油脂四	塗料二	魚糧一七		
投資會社	油脂五	塗料二	魚糧三三	大豆一	



御買物は

上野座 銀座 静岡 名古屋 大阪

松坂屋

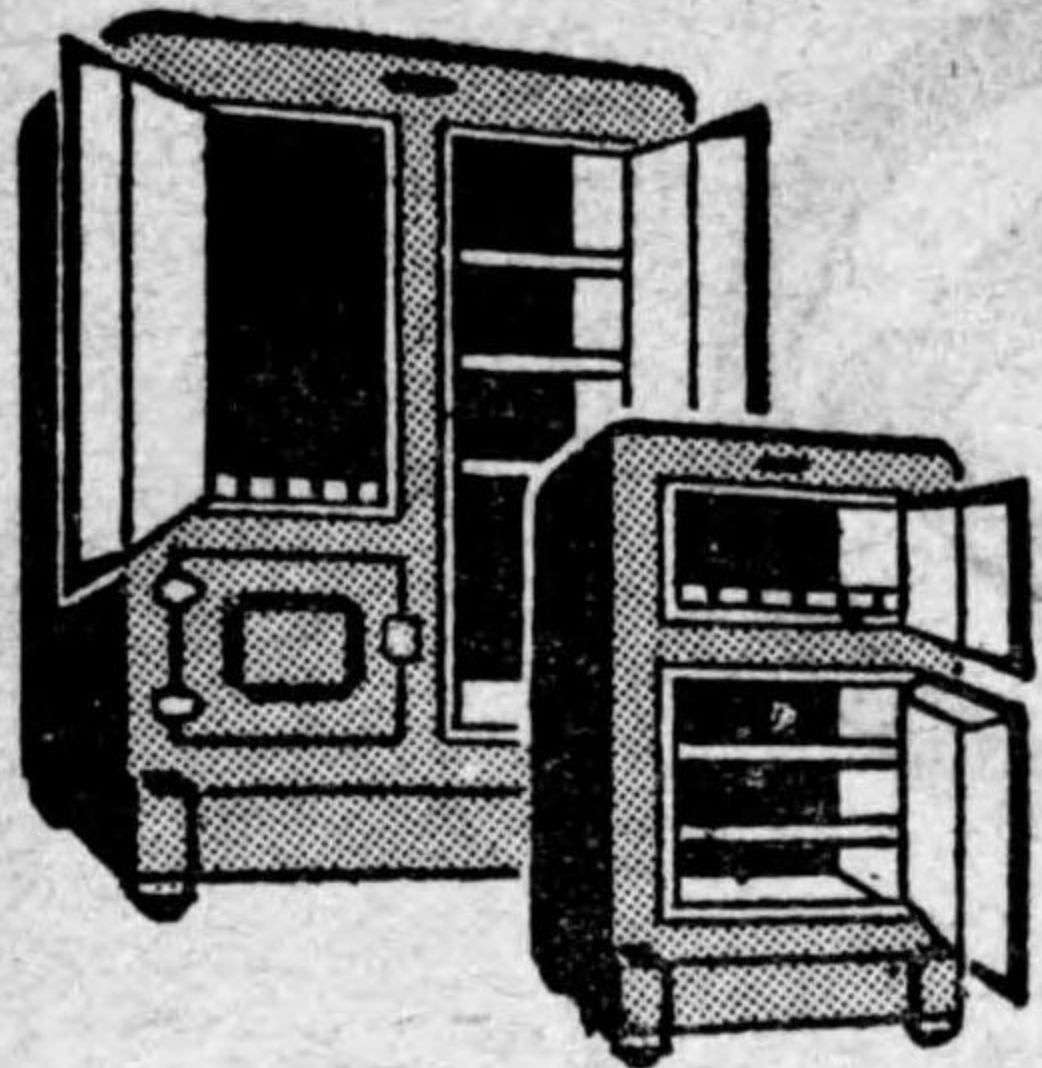


横濱 全野澤屋

永久に冷却力の衰らぬ

岩谷冷蔵庫

御家庭にも
御営業にも



冷蔵庫こそ良いのがお徳!!

不完全な冷蔵庫は氷が多く要るにも
不拘、冷え方弱く一夏か二夏で狂ひが
出ますから御損ですが、完全な冷蔵庫
は氷の溶けが少く冷え方も強く冷却力
が水く變りませんから非常にお徳です
併し冷蔵庫の良否は外観で見分けるこ
とは困難で、使用後始めて判るもので
すから、岩谷冷蔵庫の如き『信用ある
品』『定評ある品』をお探ひになるの
が、最も安全確實なお買方であります

— 家庭用營業用大小各型百餘種 —

多量の冷蔵にも・極度の低温にも

岩谷の機械冷蔵庫

國産の權威岩谷冷凍機で設備する
氷のいらぬに經費僅少の經濟的最
新機械装置で各種冷蔵装置、製氷
装置、アイスクリーム及アイスケ
ーキ製造装置、牛乳冷蔵装置其他
一般低温利用装置の設計設備の御
引受致します。

— 御報次第係員参上 —

電京 5450-54 3 社會式株藏冷谷岩 目丁一座銀京東

— 呈送報御グロタカ —

名菓 ちぐさ

獨特の干菓子廿數種取合せ
罐入七十五規より五円まで
外に風雅な陶器入も調製

名代 東まんじゅう

風流蘭花入しるこ

深山香

特製半生菓子

マシマシ

純日本菓子司

紫 筑

銀座

五九二

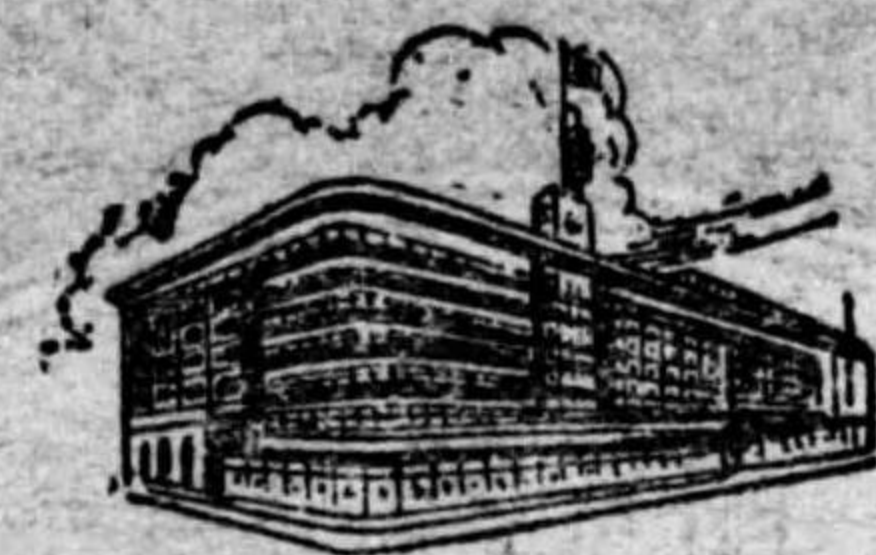
銀電

アビスビール
サツポロビール
アサヒビール
ユニオンビール

特製
 近代的
 工場設備を
 總動員して醸造した
 大日本麥酒の優良四大製品！



大日本麥酒株式会社



記念品の御用命は……

ぜひ白木屋商事部へ

日常の御贈答品特に各種の記念品に就ては、それぞれ如何に之を記念すべきかと、御苦心の事と存じます。

其節はぜひ當店を御利用願ひ上げます。永年の経験を有する熟練店員が御相談相手をつとめる様、直ちに御伺ひ申上げます。

最近の記念品御用命先の一部

- 東京電燈株式会社様……創立五十周年記念品
- 大日本人造肥料株式会社様……創立五十周年記念品
- 秋田木材株式会社様……創立三十周年記念品
- 山一證券株式会社様……創立十周年記念品
- 東洋生命保險株式会社様……解散記念品
- 株式会社三菱銀行様……増築竣工記念品
- 日本石油株式会社様……創立五十周年記念品
- 日本皮革株式会社様……創立三十周年記念品
- 榎澤倉庫株式会社様……本社新築竣工記念品
- 東京市澁野川区役所様……廳舎新築落成記念品
- 東京市小石川区役所様……廳舎新築落成記念品
- 株式会社博文館様……創立五十周年記念品
- 東京書籍商組合様……創立五十周年記念品
- 大日本火災保險協會様……創立二十周年記念品

日本橋

白木屋

電話日本橋
(24)1331-41

14.4
1074

昭和三十三年
新愛知年鑑
要目

昭和十三年略曆	卷頭	陸軍・海軍	三四六—三七八
世界重要年記	二八	(支那事變日誌)	(三五四—三五九)
帝國憲法	九一三	航空	三七九—四〇五
皇室典範	一三六	外交・列國情勢	四〇六—四三〇
宮廷	一七四	列國の元首	四三一—四三三
爵位勳章	四一四	各國の公使	四三三—四三三
土地・國立公園	四九六	滿洲の關員	四三三—四三三
政治・文・氣	六四七	道府縣都市	四三三—四三三
政治・經濟	九三三	海外發地	四三三—四三三
財政・融	一三三	海外發地	四三三—四三三
貿易	一五九	美術・學藝・流行	四三三—四三三
商業	一七五	趣味・娛樂	四三三—四三三
畜産業	一八六	全國著名溫泉	四三三—四三三
林業	二〇三	家庭知識	四三三—四三三
水産業	二〇六	便年史	四三三—四三三
工業	二〇八	官廳職員錄・市長	四三三—四三三
交通	二二〇	貴族・衆議院議員	四三三—四三三
教育・學術・出版	二二四	人名錄・有爵者一覽	四三三—四三三
神學・宗教	二二九	政黨役員・新博士	四三三—四三三
勞働・社會問題	二九〇	宮司・各宗派管長	四三三—四三三
社務・會社	三〇〇	全國新聞通信社	四三三—四三三
衛生・司法・警察	三三三	各主要團體	四三三—四三三
	三四五	哀悼團體	四三三—四三三



お買物は……
皆様の高島屋へ

◇御来店には
◇省線……東京驛八重洲口
◇市電……日本橋又は通三丁目
◇地下鐵……日本橋高島屋口
◇バス……通二丁目高島屋前



橋本日・京東
屋島高

目次

目次

卷頭

昭和十三年略曆 二
 世界重要年紀 九
 憲法發布勅語 一〇
 大日本帝國憲法 二〇
 皇室典範 二六
 立儲令 二六
 宮廷 二七
 大日本皇室 二七
 御歷代皇居及御陵 二八
 皇族 二九
 朝鮮王族及公族 三〇
 臣籍降下の皇族 三一
 華族に降嫁せられたる皇族 三二
 宮城 三三
 皇宮・御所 三三
 離宮・御用邸 三四
 御獵場 三四
 宮中杖・宮中席次 三五

前官禮遇 二七
 歴代宮内大臣 二七
 内大臣府・歴代内大臣 二七
 樞密院の職掌 二七
 歴代樞密院議長 二七
 歌會始 二七
 帝國技藝員 二七
 宮廷録事 二七
 爵位・勳章 二七
 有爵戸數 二七
 有位人員 二七
 勳章佩用人員 二七
 旭日勳章年金 二七
 記章佩用人員及賜杯 二七
 褒章受領人員 二七
 褒狀・賞杯・金員表彰 二七
 金鷄勳章年金 二七
 勳章視察人員 二七
 恩給・扶助料受領權人員 二七
 及金額 二七
 位階・勳章 二七
 記章・褒章 二七
 文化勳章佩用告示 二七
 文化勳章制定さる 二七

勳章略綬の改定 二七
 皇太神參拜人員月別表 二七
 高級勳章者 二七
 高級有位者 二七
 勳記の御稱號を統一せらる 二七
 國葬令・國葬 二七
 大正天皇實錄編修 二七
 文化勳章初の拜受者 二七
 土地・人口 二七
 土地 二七
 帝國の位置 二七
 帝國の周圍と面積 二七
 島的面積 二七
 御料地 二七
 民有地 二七
 年地 二七
 北海道地積 二七
 北海道年地積 二七
 道府縣面積・世帯數及人口 二七
 本邦の主なる高山 二七
 國立公園 二七
 本邦の主なる火山 二七
 本邦の主なる河川 二七

本邦の主なる湖沼 二七
 本邦の主なる峠 二七
 世界の高山 二七
 世界の主なる島嶼 二七
 世界の主なる湖沼 二七
 世界の主なる大河 二七
 世界の主なる運河 二七
 世界の最高及最低地點 二七
 各大陸本土の極點 二七
 人口 二七
 帝國の世帯及人口 二七
 昭和十年國勢調査人口 二七
 昭和十一度の人口増加 二七
 産業別人口 二七
 人口自然増加 二七
 婚姻種類別・年齢別 二七
 全國婚姻平均年齢 二七
 婚姻の縁事身分 二七
 離婚の情態 二七
 夫婦關係期間別離婚數 二七
 出産兒身分別 二七
 乳兒死亡累年表 二七
 内地本籍人口 二七
 北海道アイヌ人口 二七
 婚姻・離婚・出生・死亡累年表 二七

天文・氣象

届出遅れを含めたる累年出生・死亡總數 九
 死亡原因別 九
 死亡年齢別 九
 内地在留外人數 九
 海外在留内地人數 九
 國籍所得・回復・離脱並歸化 九
 内地在留外人職業別 九
 各大陸の面積と人口 九
 列國平均初婚年齢 九
 列國の出生・死亡率 九
 列國人口自然増加 九
 氣候狀態 九
 昭和十一年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量 九
 暴風雨 九
 霧 九
 雷雨 九
 地震 九
 地方別地震表 九
 全國氣象摘要表 九
 風力 九

地震の強さ 八三
 日本の地震帶 八三
 本邦大地震年表 八三
 火山現象 八三
 活火山噴火年代 八三
 列國都市の氣溫及雨量 八三
 週期性星 八三
 大氣の成分 八三
 太陽系 八三
 太陽のウオルフ黒點表 八三
 天文學上の發見 八三
 政治・行政 八三
 昭和十二年政治史・總論 八三
 朝鮮總督更迭 八三
 廣田内閣の國策 八三
 臺灣總督の更迭 八三
 電力問題の行方 八三
 労働戦線の變動 八三
 國民戦線の展開 八三
 貴族院制度調査會 八三
 行政機構改革問題 八三
 地方行政機構 八三
 政府聲明 八三
 新議事堂の竣工 八三
 豫算閣議 八三

侍從長更迭 九六
 樞密顧問官補充 九六
 第七十議會と廣田内閣の瓦解 九六
 宇垣内閣の流産 九六
 林内閣の生誕 九六
 陸相更迭 九六
 林内閣の政綱 九六
 再開第七十議會と解散 九六
 日本無産黨 九六
 外相決定 九六
 政友會總裁問題 九六
 第二十回總選舉 九六
 政民聯合倒閣運動 九六
 樞密顧問官補充 九六
 企劃廳開設 九六
 昭和會解黨 九六
 林内閣總辭職 九六
 近衛内閣の生誕 九六
 近衛内閣の指導精神 九六
 企劃廳總裁 九六
 近衛内閣の財經三原則 九六
 貴族院正副議長 九六
 貴族院改革 九六
 政務官決定 九六
 保險社會省設置 九六

中央經濟會議 一〇四
 豫算編成方針 一〇四
 日本革新黨の結成 一〇四
 新黨運動の展開 一〇四
 第一議員俱樂部 一〇四
 北支事變勃發 一〇五
 第七十一特別議會 一〇五
 歴代内閣更迭表 一〇六
 歴代内閣 一〇六
 議會 一〇六
 貴族院の組織 一一一
 歴代貴族院議長及副議長 一一一
 議會開會並衆議院議長副議長名 一一一
 衆議院解散一覽 一一二
 衆議院議員黨派別 一一三
 衆議院議員年齢別 一一三
 衆議院議員職業別 一一四
 貴族院議員數 一一四
 多額納税議員 一一四
 立憲政友會 一一四
 立憲民政黨 一一五
 國民同盟 一一五
 社會大衆黨 一一六
 東方會 一一六
 衆議院議員選舉 一一六

第二十回總選舉各派立候補各府縣別
第二十回總選舉全國有權者數
各派當選者數
各派府縣別當選者數
第二十回總選舉衆議院各黨派別得票一覽
解散直前の各派勢力表
全國各道府縣投票者並棄權歩合調べ
選舉區
法定選舉運動費用額調
貴族院勸議議員表彰
列國議員選舉有權者

行政
內閣官制
各省官制通則
官廳別文官人員
文官人員累年表
文官俸給累年表
高等官俸給
恩給扶助料受領者

財政・經濟
財界の一年

金融市場
起債市場
事業界
爲替・貿易

財政
一般會計歲入歲出
一般會計歲入款項別
一般會計歲出款項別
各特別會計豫算
繼續費總計表
大藏省預金部狀況
預金部資金運用
租稅一戸當負擔額
地租納額別人員
所得稅納額別人員
十年度貿易外收支表
國際貸借帳尻累年表
外資輸入現在高
租稅負擔累年比較
帝國の國富
昭和五年國民所得額
國有財產
國債負擔會計別
國債發行・償還・現在高
國稅總覽
列國の歲入歲出

列國の國富
列國の國債
列國の國民所得

金融
紙幣及銀行券流通高
貨幣發行高
日本銀行兌換券發行高
日本銀行兌換券發行準備內譯
日本銀行預金及貸出高
正貨現在高
銀行概況
銀行異動年表
全國總預金及貸出金
特殊銀行創立年月日
主要銀行會社利益率
內地銀行會社缺損社數缺損金額
全國金利高低
日本銀行金利
東京重要銀行金利率協定表
大阪銀行集會所組合銀行預金利率協定表
列國の金保有高
全國各種銀行所有有價證

券調
郵便貯金郵便年金契約高
簡易保險累年表
簡易保險成績
信託會社
信託會社諸勘定
擔保附社債信託契約
無盡會社組織別表
無盡業々績
產業組合中央金庫
市街地信用組合
公益質屋
會社債現在高
銀行債券現在高
全國保險會社
外國保險會社
內國生命保險事業成績
生保運用資產投資別
東京大阪の金利
各種拂込金
社債及株式拂込金事業別
手形交換高・不渡手形
重要株式平均利廻
各種債券利廻比較表
全國公社債概括一覽
外國發行本邦公社債

外國爲替相場
世界主要國紙幣流通高
世界主要國金準備高
列國の郵便貯金

貿易
外國貿易累年表
重要輸出品
重要輸入品
月別貿易額
輸出入額相手國別
輸出入港別表
金貨及金地金輸出入額
列國の主要貿易港
人造絹織物輸出額
綿布輸出高
綿布國別輸出高
棉花輸移入高

商
會社概況・組織別會社數
株式會社資本調
株式會社資本別
會社營業別狀況
會社營業細別
銀行會社計畫資本金調
東京期米先物相場
綿絲相場・東京小賣物價

東京株式取引所賣買高受渡高・清算株式取引所賣買高受渡高
橫濱生絲清算先物相場
東京銀行集會所社員銀行業務成績
全國倉庫在荷金額
全國有價證券時價總額表
内外主要都市物價指數
物價指數平均十個年對照
東京卸賣物價指數
東京小賣物價指數
東京諸職業賃銀調
取引所・會員組織取引所
產業組合累年比較
本邦產金並政府日本銀行產金買入高
政府買入値段
各國株價指數
英・米金塊相場
英・米・印銀塊相場
主要國金純流出入高
各國中央銀行割引歩合
列國の卸賣物價指數
本邦十三都市平均卸賣場價指數

農業
農家戶數累年表
自作小作別田畑段別
耕地面積
耕地所有者戶數
耕地整理後の地目面積
耕地移動
自作農創設維持
米作付段別及收穫高
各府縣別米作付段別收穫高
本邦五十年間の米の生産狀況
明治維新以來の米價
麥作付段別及收穫高
麥收穫豫想
一段當米生産費
內地米穀需給推算
米穀調節上の基準價格
米價累年比較
內地米需給額
農業收入
農家收入累年比較
農業倉庫

畜産
主なる生絲產出地方
繭產額累年表
蠶絲類生産額
農作備賃銀
全國桑畑面積
春繭初相場
果實產額・蔬菜花卉
食用農產物・工藝農產物
製茶產額・主なる製茶產出地方
綠肥用作物
販賣肥料累年表
販賣肥料種類別
田畑賣買額格
中小農山漁家の負債
列國の耕地面積
世界の繭產額
米國生絲需給狀況
世界の米產額
世界の小麦產額
世界の棉花產額
世界の砂糖產額

畜
家畜數
馬の動態累年表
乳牛・鶏及鶏卵・鶯

家畜飼養戸數	二〇四
耕作用牛馬數	二〇四
家畜屠殺數	二〇四
家畜傳染病	二〇四
乳肉製品及罐詰	二〇四
蜜蜂・家畜市場數	二〇四
家畜家禽價額	二〇四
獸醫及蹄鐵工	二〇五
獸醫畜產科設置の學校	二〇五
國立種畜種禽場	二〇五
狩獵免狀下附數	二〇五
公認競馬	二〇五
列國の家畜	二〇五
世界の羊毛產額	二〇六
林業	二〇六
林野面積	二〇六
樹種別林野面積	二〇六
保安林・森林伐採	二〇七
林野產物・林野放牧	二〇七
林野被害・國有林收入	二〇七
水産	二〇七
水産業者・水産業者種別	二〇八
漁船・漁船遭難	二〇八
遭難漁船損害高	二〇八
沿岸漁獲物・水産製造物	二〇八
水産孵化放流・水産養殖	二〇九

製鹽・寒天	二〇九
内地沖合遠洋漁業	二〇九
露領極東州出漁	二〇九
其他の漁業・出漁	二〇九
世界の製鹽額	二〇九
鑛業	二〇九
採掘鑛區・砂鑛區	二一〇
鑛產物累年表・鑛產物	二一〇
本邦の產油量・石油產地	二一一
世界の金產額	二一一
世界の銀產額	二一一
世界の銅產額	二一一
世界の鉄鐵產額	二一一
世界の鋼產額	二一一
世界の石炭產額	二一一
世界の石油產額	二一一
工業	二一一
工場概観	二二五
工場及職工事業別	二二五
工場總生産額	二二六
工業物價額表	二二六
鐵鋼生産高	二二八
鉄鐵・鋼材需給	二二八
酒類製造高	二二八
清酒十萬石以上製造地	二二八
麥酒製造高	二二八

葡萄酒及果實酒	二二八
酒精及同含有飲料	二二九
煙草製造高	二二九
樟腦製造高	二二九
綿織物生産高	二二九
絹織物生産高	二二九
麻及麻交織物生産高	二三〇
毛及毛交織物生産高	二三〇
人造絹織物生産高	二三〇
晒及染物	二三〇
世界人造絹絲生産高	二三〇
精製油生産高	二三〇
砂糖製造高	二三〇
洋紙製造高	二三〇
電氣事業者數・事業別發電	二三〇
電力・電燈需要狀況	二三〇
用途別電力使用高	二三〇
火力發電用燃料消費量	二三〇
府縣別水力地點一覽	二三〇
全國瓦斯事業	二三〇
各國生産指數	二三〇
石油需給・石炭需給	二三五
晒粉需給・硫安需給	二三五
苛性曹達需給	二三五
木材需給狀況・各國護謨消	二三五
費量	二三五

特許・登録件數・特許・實用新案工業別件數・特許權・實用新案權・意匠權・商標權權利數	二二六
辯理士・計理士	二二六
交通・通信	二二六
陸運	二二六
東京各地間距離	二二七
橋梁・本邦の主なる長橋	二二七
國有鐵道概況	二二七
國有鐵道運輸成績	二二七
國鐵最近成績月別表	二二七
國有鐵道營業收入支出	二二七
地方鐵道・軌道	二二七
特殊自動車・小型自動車	二二七
諸車	二二七
府縣別普通自動車數	二二七
列國の自動車	二二七
列國の鐵道	二二七
水運	二二七
港灣・道府縣別港灣數	二二七
諸港間航路里程	二二七
主要船舶所有者	二二七
命令航路概況	二二七
船員手帖受有者數	二二七

海員免狀受有者數	二二六
海難船	二二六
造船所及造船數	二二六
航路標識	二二六
主なる燈臺・船舶現在數	二二七
近海備船料月別表	二二七
海運々賃	二二八
保護海事團體事業成績	二二八
列國の船舶	二二八
内地造船狀況	二二八
列國の造船	二二八
入國外人數	二二九
主要國人入國比較表	二二九
外國人本邦内消費金額	二二九
通信	二二九
通信事業概況	二二九
郵便電信電話	二二九
郵便物累年比較	二二九
遞信費累年比較	二二九
電報通數・電話加入者數	二三〇
電話加入申込積滯數	二三〇
郵便電信電話收入	二三〇
電信線路及線條累年比較	二三〇
本邦各國通常郵便物數	二三〇
外國電報(有料)通數國別	二三〇
列國のラヂオ聴取者	二三〇

無線電信電話局所	二三〇
國際無線電話	二三〇
ラヂオ	二三〇
放送事業の沿革及現状	二三〇
ラヂオ塔建設個所・聴取者數	二三〇
府縣別聴取者加入現在數	二三〇
所轄別市部郡部加入數百分比	二三〇
教育・學術	二三〇
教育勸語	二三〇
全國諸學校	二三〇
學齡兒童就學歩合	二三〇
學齡兒童・幼稚園	二三〇
小學校・師範學校	二三〇
中學校	二三〇
高等女學校	二三〇
高等學校累年比較・大學累年比較・大學々部別・專門學校	二三〇
實業學校・實業學校々數	二三〇
官學校・聲啞學校・外國人教員生徒數・文部省在外研究員	二三〇

美術展覽會	二三〇
學校一覽	二三〇
帝國大學及官立大學	二三〇
文部省所管外官公立大學及私立大學	二三〇
官立專門學校	二三〇
公立專門學校	二三〇
私立專門學校	二三〇
高等師範學校	二三〇
文部省所管外諸學校	二三〇
官立高等學校	二三〇
公・私立高等學校	二三〇
教科書用圖書檢定數	二三〇
市町村立小學校教員月俸平均額・小學男生平均體格	二三〇
小學女生平均體格・中學生平均體格・高等女學校生徒平均身長體重胸圍・公學費・公學收入	二三〇
市町村義務教育費及短期現役小學校教員俸給費國庫負擔・市町村立小學教員加俸資金	二三〇
實業補習學校同累年比較	二三〇
青年訓練所・同累年比較	二三〇

青年學校令	二三〇
列國初等教育	二三〇
東京科學博物館	二三〇
國寶史蹟名勝天然記念物ノ一ベル賞	二三〇
學術	二三〇
帝國學士院・學術獎勵金受賞者	二三〇
「救濟賞」設置	二三〇
日本學術振興會・昭和十一年度援助補助・同援助研究事項	二三〇
有栖川宮記念學術獎勵資金	二三〇
啓明會・進行中の補助事業成績	二三〇
國際文化振興會・太平洋學術會議・太平洋問題調查會	二三〇
出版	二三〇
全國新聞紙數・出版物納本數・體裁別出版物數	二三〇
出版圖書類別・種類別雜誌數	二三〇
東京大阪新聞雜誌現在數	二三〇
出版諸統計	二三〇

圖書館	三六九	勞働組合種類別	三〇七	勞働爭議業態別	三二七
圖書館概況	三六九	勞働組合及組合員	三〇八	勞働爭議要求事項別	三二八
圖書館府縣別	三六九	工場礦山等勞働者數調	三〇八	小作爭議統計	三二八
新學位令による博士人員	三九〇	調査工場及礦山數並其勞働人員	三〇〇	小作爭議要求事項別	三二九
學位授與人員	三九〇	地方小作人組合一覽表	三〇〇	小作爭議原因別	三二九
第七回世界教育會議	三九〇	官業勞働者	三〇〇	小作爭議發生地別	三二九
神社・宗教	三九一	官業勞働者の扶助金額調	三〇三	争議發生地別	三二九
神社及神官神職	三九一	官業勞働者の扶助金額調	三〇三	小作調停事件結末	三二九
神宮及官國幣社	三九一	職夫平均賃銀手當賞與累	三〇四	我國のメーデー	三三〇
神道各派	三九一	年金制扶助件數・年金扶助支拂金額・傷病扶助	三〇四	列國の組織勞働者	三三〇
佛敎各宗派總本山大本山及本山	三九六	職工平均賃銀手當賞與額	三〇四	列國の失業業者	三三〇
寺院佛堂及住職	三九七	賃銀指數累年比較	三〇四	列國の生計費指數	三三〇
基督教各派	三九八	賃銀及物價指數對照	三〇五	世界各國の勞働爭議統計	三三一
靖國神社・各國祝祭日	三〇〇	内地職業紹介成績	三〇五	社會事業	三三一
社會	三〇一	日備勞働紹介成績	三〇五	全國社會事業	三三一
勞働問題	三〇一	營利職業紹介成績	三〇五	地方社會事業費豫算	三三三
昭和十一年の勞働運動	三〇一	全國失業狀況推定概要	三〇六	方面事業・釋放者保護團體・釋放人保護	三三三
第二十三回國際勞働總會の成績	三〇五	失業率累年表	三〇六	軍事救護狀況・公益質屋	三三三
第二十三回國際勞働總會日本代表	三〇七	工場災害死傷者數	三〇六	社會事業資金融通額	三三三
勞働者總數及組織勞働者數累年表	三〇七	少年職業紹介成績	三〇六	全國青年團	三三四
		勞働爭議調停概況	三〇七	全國女子青年團	三三四
		同盟罷業工場閉鎖繼續日數別數	三〇七	住宅組合	三三五
		勞働爭議地方別	三〇七	恩賜財團慶福會	三三六
				恩賜財團愛育會	三三六

衛生

財團法人三井報恩會	三二七	東京航空株式會社	三九一
軍事扶助事業統制	三二七	日本航空輸送研究所・航空標識燈所在地	三九二
病院・醫師及藥劑師	三二七	本邦民間飛行場	三九二
藥種商製業者及賣藥	三二七	航空無線電信所々所在地	三九二
產婆及看護婦	三二八	民間飛行操縱士長距離飛行記錄	三九三
診療者分布狀態	三二八	功勞章受賞者	三九三
水道・墓地及埋火葬數	三二八	航空界の殉職者	三九三
傳染病患者及死者	三二八	民間飛行學校・同操縱術練習所	三九四
四歳までの死因	三二八	グライダ―團體並に練習所	三九五
本邦人平均餘命	三二九	航空近事	三九七
各國人平均壽命	三二九	外交・列國情勢	三九七
裁判所	三三〇	成都事件・北海事件・漢國事件・上海事件	四〇六
有罪犯人總數・有罪犯人種別	三三〇	日支南京交渉	四〇六
檢事取扱捜査事件	三三〇	有田外相聲明	四〇七
犯罪捜査の端緒	三三〇	交渉決裂・外務當局聲明	四〇八
豫審事件總件數	三三〇	日・獨協定の發表及兩當局の聲明	四〇九
第一審裁判事件	三三〇	協定の波紋	四一二
陪審事件	三三一	日・伊協定の成立	四一三
控訴事件總件數	三三一		
上告事件總件數	三三一		
外國人に關する第一審刑	三三一		
起訴猶豫者	三三一		

起訴猶豫者・刑執行猶豫者の保護・起訴猶豫者刑執行猶豫者の再犯	三三二	火災原因	三四四	集標準年次及日數表	三六一
再犯當時の保護者別	三三二	自殺者因由別	三四四	海軍區	三六二
刑法犯檢舉件數	三三二	火災についての注意	三四五	海軍生徒採用狀況	三六二
棄兒・女子就縛者累年表	三三三			海軍徵集員	三六二
窃盜の晝夜別	三三三			海軍武官俸給	三六三
在刑務所人員	三三三			海軍現役將校年限年齡	三六三
受刑者刑名別	三三三			觀艦式一覽表	三六三
受刑者罪名別	三三三			太平洋に於ける列國海軍力一覽表	三六四
陪審裁判	三三三			列國主力艦一覽	三七一
少年審判所	三三三			列國航空母艦一覽	三七三
矯正院	三三六			五大海軍國現有勢力	三七五
警察	三三六			無條約時代來る	三七七
警察犯處罰令	三三六			倫敦條約海軍制限一覽	三七八
警察官署及び警察官吏	三三八			航空	三七九
全國對警規應諸統計對照	三四〇			列國の航空界	三七九
警察取締に屬する營業者	三四一			各國からの訪日飛行	三八〇
遊廓・藝妓年齢別人數	三四三			國際航空聯合會公認記錄	三八三
棄兒・自殺者・他殺	三四三			各國別公認記錄保持數	三八四
災害其他の事故にて死せし人員	三四三			民間航空機乘員一覽	三八五
違警罪即決處分	三四三			民間航空機及發動機・氣球製作所	三八九
行政執行處分	三四三			民間定期航空輸送	三九〇
交通事故被害數	三四三			日本航空輸送會社	三九〇
遺失拾得物	三四三				

西安事件 四二
日・ソ漁業條約暫定取極め締結 四四
日・濠通商新取極め成立 四五
日・印通商交渉成立 四六
永代借地權の撤廢 四六
汕頭事件 四六
乾谷子島事件 四六
關東軍發表 四六
北支事變・帝國政府聲明 四七
外務當局發表 四七
ハル國務長官聲明 四八
蔣介石の聲明要旨 四九
北平大使館聲明 四九
帝國政府聲明 四九
我が海軍見解表明 四〇
列國の元首 四〇
在本邦駐在各國大使 四〇
各國閣員 四〇
英國・佛蘭西・獨逸・伊太利・ソウイェト・埃太利・匈牙利・白耳義・波蘭・芬蘭・ルーマニア・希臘・アルバニア・和蘭・葡萄牙・瑞典・西班牙・諾威・チエコ・スロヴァキ

ア・ユーゴスラヴァ・南阿聯邦・勃牙利・埃及・中華民國・新西蘭・濠洲・米國・墨西哥・加奈陀・玫瑰・ヴェネズエラ・バラグアイ・ポリグアイ・コスタリカ・ウルグアイ・秘露・伯刺西爾・コロンビア・サルバドル・アルセンチン・ニカラグア・イラク・チリ・土其古 四六
重要職員一覽 四六
滿洲國軍管區勳位勳章 四七
農業・耕地面積・農業人口省別・農作物作付面積 四七
穀類收穫高・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・陸稻・水稻・家畜飼養頭數・棉花 四八
棉花收量 四九
林業・鑛業 四九
重要鑛產物 四九
水産 四九
漁業者戶數及人員・水産物漁獲高・水産物製造高・生鹽高・鹽田及製鹽 四九
財政・經濟 四九
康德四年度豫算 四九
中央銀行紙幣發行高 四九
中央銀行補助貨發行高 四九
國富・產金買上値段・銀行銀行會社資本金現在高・全滿會社動態・國鐵運輸收入概表・郵便貯金概況 四九
滿洲國工業への日本の投資額 四九

工場及從業者 四七
産業別工場・勞働者數・電燈電力需要戶數・電燈需用筒數・瓦斯供給郵便及電信 四七
小賣市場・東京中央卸賣市場賣上高 四七
東京港出入貨物 四七
交通 四七
本市の耕地面積 四七
農業戶數及人員 四七
農産物・墓地・火葬場 四七
會社數・銀行・質屋及質物・物品販賣店 四八
社會事業主體別・社會事業々別・經濟保護事業 四八
中央卸賣市場取扱高 四八
人事相談取扱件數累年比較・人事相談取扱件數處理累年比較 四八
諸稅負擔一戶當平均 四八
東京市内火災原因 四八
最近五ヶ年間の興行場趨勢・遊技場 四八
東京港出入商船 四八

對滿投資 四三
貿易 四三
輸出入・貿易總額・貿易國別表 四三
主要輸出品價額・主要輸入品價額・閉港場・日滿貿易狀況・本邦對滿洲國輸出品 四四
本邦對滿洲國輸出品 四四
交通 四四
國有鐵道・國有鐵道一覽 四四
國有鐵道概況・鐵路總局從業員・私設鐵道・自働車路線 四四
定期航空路一覽・新京主要地間距離・宗教・標準時變更・全滿工事費用 四七
道府縣・都市 四七
市町村數 四八
役所役場數 四八
市會・町會・村會 四八
町村組合會 四八
府縣會議員選舉 四八
地方廳文官俸給 四九
市町村吏員俸給 四九

道府縣文官人員 四九
府縣別道路延長 四九
市町村及水利組合數並に現在世帯人口數 四九
地方歳入歳出總覽 四九
道府縣歳入内譯 四九
道府縣歳出内譯 四九
市歳入内譯 四九
市歳出内譯 四九
町村歳入内譯 四九
町村歳出内譯 四九
地方債目的別 四九
道府縣團體別 四九
道府縣羅災救助基金調 四九
昭和十一年度地方財政一戶一人當り 四九
地方有財產 四九
府縣別國富額 四九
都市人口 四九
新市 四九
市基本財産 四九
市稅課率・町村稅課率 四九
道府縣稅制限外稅額 四九
列國の大都市 四九

六大都市 四二
六大都市市有財產 四二
六大都市金融比較 四二
六大都市豫算 四二
六大都市市稅負擔額 四二
六大都市市債 四二
六大都市所在地府縣警察統計 四三
東京市 四三
廣袤・面積及人口 四三
建物棟數・新築家屋棟數 四三
宅地賣買價格 四三
宅地賃賃價格 四三
世帯數 四三
人口の自然増加 四三
歴代市長 四三
昭和十二年度豫算 四三
市債 四三
上水道用地・上水道給水私設上水道 四三
醫師及藥劑師・傳染病・神社・宗教 四三
校園總覽 四三
圖書館 四三
青年團・青年學校 四三

選舉有權者各區別 四三
大阪市 四三
廣袤・面積・人口・歴代市長・財政 四三
市債・諸稅負擔一戶當平均土地高低・土地種別・外國貿易・學校 四三
圖書館・青年團・神社及宗教・交通 四三
鋪裝道路・橋梁・諸車及船 四三
公團數・商工業・銀行預金及貸出累年比較・保險概況 四三
無盡會社・信託會社・水道・醫療機關・傳染病 四三
社會事業總覽・市設小賣市場賣上高・農業戶數・家畜飼養調・水産業者・入港船舶・在留外國人數 四三
在留外地人・選舉權者數 四三
職業紹介事業・公益質屋 四三
京都市 四三
廣袤・歴代市長 四三
民有地・人口・交通及運 四三

輪・銀行 四九三
 會社・主要工產物・工場 四九三
 生産總額・教育 四九三
 神社寺院・水道・醫療機關・傳染病・財政・市債 四九四
 社寺有の國寶同建造物・公園・觀光里程表 四九五
名古屋市
 廣表・土地種別・建物數 四九五
 宅地賣買價額・宅地賃貸價額・面積・人口 四九五
 歲入歲出・市債・世帯數寄留外國人數・在留外國人數 四九六
 名古屋港上陸外人・歷代市長・市財政・市內物價指數・上水道・醫療機關 四九七
 傳染病・墓地・學校統計圖書館・青年團・青年學校生徒數・青年學校職員數 四九八
 選舉有權者確定數・史蹟名勝・商工業・主要工產物 四九九
 工場・勞働者數及生産額 五〇〇
 外國貿易・道路及諸車・交通 五〇〇

市内鎮座神社數・宗教 五〇一
橫濱市
 廣表・面積・人口・歷代市長 五〇一
 宅地賃貸價額・財政・諸稅負擔額・在留外國人數 五〇二
 橫濱港上陸外人數・會社工場・外國貿易・交通・道路及橋梁・社會事業・水道 五〇四
 醫療機關・傳染病・瓦斯及電氣・選舉有權者・名所舊蹟 五〇五
神戸市
 廣表・面積・人口・土地高低・土地種別・宅地賃貸價額・校園總覽 五〇六
 圖書館・上水道消費量・醫療機關・神戸港上陸外人數・在留外國人・歷代市長 五〇七
 財政・社寺・教育・銀行會社・社會營業別・工場 五〇八
 外國貿易・電燈電力 五〇八
 瓦斯・乘降船客總數・自動車・自轉車・市營電車 五〇八

成績・諸稅負擔一戶當平均・市債・選舉有權者・公園 五〇九
外地
 外地の法制・氣候風土 五二〇
 住民・面積・現住人口 五二一
 現住人口種別・婚姻及離婚數 五二二
 出生・死亡數 五二二
臺灣
 位置・本島の地勢・氣候面積・國語を解する本島人・世帯人口 五二二
 歷代總督・總督府文官數 五二三
 歲入歲出・國稅總覽・家畜及家禽・田畑林野面積 五二三
 農業生産總價額・林産物果實收穫高・製鹽・水産 五二四
 鐵産額・工業 五二四
 貿易・教育・會社・製茶 五二五
 國有鐵道 五二五
 地方鐵道・醫療機關・神社及神職數・宗教別信徒 五二六
 主要都市・傳染病・距離 五二六

道行政區劃・人口累年比較・現住人口 五二七
 世帯人口概數・耕地・農業者戶口・主要農産物・特用作物生産高 五二八
 主要都市人口・林野面積 五二八
 林産額・家禽及家禽・桑田面積・養蠶・總督府職員 五二九
 歷代總督・歲入歲出・酒稅・水産・會社 五三〇
 鐵産額・工場數及生産額 五三〇
 國有鐵道・私設鐵道及軌道・船舶・保險業況 五三一
 簡易生命保險・郵便貯金 五三一
 警察官署の職員・電氣・瓦斯・學校・醫療機關 五三三
 傳染病・各刑務所在所人員・神社宗教・輪移入重要品價額 五三三
 輸移出重要品價額・對外貨物輸出入額・對內貨物移出入額 五三四
樺太
 沿革・地誌 五三四
 位置・面積・土地處分面 五三四

積・現在戶口・人口累年表・種族戶口別・歷代樺太廳長官 五二五
 樺太文官人員・歲入歲出耕地面積・生産額・農業戶數・林産物 五二六
 水産業者戶數・鑛區數・入港船及乘降客・臘豚獸水産物・輸出入額・移出額・養蠶・鐵道 五二七
 會社・銀行・工場・電燈電力・學校・宗教寺院・主要市街地 五二八
關東州
 位置・面積・民政署市會屯數・人口動態・日本人渡歸航者數・現在入口總數・現住人口 五二九
 國籍別人口・鐵道附屬地人口・歷代關東長官・歲入出 五三〇
 關東局文官人員・農業戶數・耕地面積・農産物價額累年表・農産物收穫高及價額・家畜及家禽數・林野面積・漁獲物 五三一

製鹽・鐵産額・工場數・工產物 五三二
 大連港輸出入總額・內國貿易額・外國貿易總價額會社數・入港船舶隻數・鐵道 五三三
南洋
 教育・宗教・馬賊 五三四
 位置・主要島面積 五三四
 支廳及管轄區域・地勢・氣候風土・人種風俗・人口 五三五
 歷代長官・南洋廳文官人員・歲入歲出・貿易・農業・水産業・醫療機關 五三六
 傳染病・學校・道路及鐵道・海運 五三七
海外發展
 移民概觀・海外在留本邦人數 五三八
 關東州居住本邦人數・南洋委任統治地居住本邦人數・職業別在外本邦內地人數・州別在留內地人累年表 五三九
 海外渡航者・渡航地別 五三九

目的別・渡航許可官廳別 五四〇
 移民渡航者 五四〇
 渡航許可員數 五四〇
 滿洲移植民 五四二
 外地移植民 五四三
 海外拓殖事業 五四三
 南洋各地人栽培事業狀況 五四四
 拓殖教養所・移民教養所 五四四
 移植民學校・民間移植民事業 五四六
 列國の移民 五四七
スポーツ
 陸上競技 五四八
 水上球 五五五
 水球 五五八
 スキ 五六〇
 水上 五六二
 漕艇 五六五
 ヨット 五六七
 ゴルフ 五六八
 相撲 五六九
 體操 五七〇
 武道 五七一
 射擊 五七三

卓球 五七三
 米式蹴球 五七五
 馬術 五七六
 拳闘 五七七
 蹴球 五八四
 ホッケー 五八八
 排球 五九〇
 レスリング 五九二
 庭球 五九四
 籠球 六〇三
 ラグビー 六〇八
 野球 六一七
 職業野球 六一三
美術・學藝
 六三六
流行
 六四一
趣味・娛樂
 六四二
 競馬 六四三
 圍碁・將碁 六四七
 映畫 六五〇
 日支事變と舞踊 六五三
全國著名溫泉
 六五四
家庭知識
 六六二

便覽

租稅稅率摘要	六〇〇
地秤・所得稅	六〇〇
資本利子稅・營業收益稅	六〇〇
臨時利得稅	六〇〇
相續稅・取引所稅	六〇〇
法人資本稅	六〇〇
外貨債特別稅・揮發油稅	六〇〇
有價證券移轉稅	六〇〇
酒稅・清涼飲料稅・鑛業稅・狩獵免許稅・骨牌稅	六〇〇
砂糖消費稅	六〇〇
印紙稅	六〇〇
租稅納期摘要	六〇〇
北支事件特別稅法	六〇〇
郵便電信電話規則	六〇〇
內國郵便	六〇〇
小包郵便料	六〇〇
外國郵便	六〇〇
航空郵便	六〇〇
國內電信	六〇〇
國內電話	六〇〇
郵便爲替・振替貯金	六〇〇
受拂料・證券保管料	六〇〇
全國速達郵便開始	六〇〇
各國貨幣	六〇〇

度量衡比較及合數

メートル法	七三三
ヤード・ポンド法	七三三
メートル法換算表	七三三
攝氏華氏寒暖計比較表	七三三
海里を哩に換算表	七三三
滿洲國度量衡	七三三
利子早見表	七三三
單利積算法	七三三
複利換算法	七三三
日歩年利換算表	七三三
年利日歩換算表	七三三
年齡千支早見	七三三
年中行事	七三三
惠方の由緒	七三三
諸屆書樣式	七三三
寄留・出生・婚姻・死亡	七三三
屆	七三三
家督相續・住所(居所)寄留復歸・印鑑・轉籍屆	七三三
年號	七三三
一年史	七三三
職員錄	七三三
各官廳高官	七三三
東京市役所高級吏員	七三三

人名錄

東京市會議員	八三三
警視廳管下警察署長	八三三
京都市役所高級吏員	八三三
大阪市役所高級吏員	八三三
橫濱市役所高級吏員	八三三
神戸市役所高級吏員	八三三
名古屋市役所高級吏員	八三三
全國市長一覽	八三三
貴族院議員	八三三
衆議院議員	八三三
元帥府・陸軍省(職員錄追補)	八三三
有爵者一覽	八三三
政黨政派役員	八三三
全國商工會議所會頭	八三三
日本學術振興會役員	八三三
帝國學士院會員	八三三
學術研究會	八三三
慶福會・啓明會・鑑防義會・電氣化學協會・理化學研究所・大日本體育會	八三三
國際文化振興會	八三三
新博士銘鑑	八三三
神社宮司	八三三
神道各派管長	八六四
佛教各宗派管長	八六五
基督教各派代表	八六五
日本畫家	八六六
洋畫家	八六六
彫刻・工藝	八六六
講談・落語	八六六
義太夫・浪花節	八六六
長唄・清元・常磐津	八六六
新内・歌澤・小唄	八六六
漫談・箏曲	八六六
尺八・琵琶・三絃・富本	八六六
舞踊	八六六
洋樂	八六六
歌舞伎俳優	八六六
喜劇・新劇俳優	八六六
少女歌劇俳優	八六六
映畫俳優	八六六
文藝家	八六六
新聞通信社	八六六
主要團體一覽	八六六
萬國博覽會役員	八六六
第十二回オリンピック組	八六六
總委員會役員	八六六
哀悼錄	八六六



新愛知は明治廿一年七月五日名古屋市東區宮町に呱呱の聲を揚ぐ、當時大に自由民權を唱へしを以て官憲の忌諱に觸れ發行停止一再ならずと雖も敢に主義主張を曲げず應變臨機發奮努力して堅實なる發展をなし明治廿二年本社を現在地に新築移轉し、同廿九年合資會社に組織を改め社礎を鞏固にすると共に當時紙面僅かに四頁なりしを三十年五月六頁に、三十五年八月八頁に改め次で朝刊夕刊各地方附録を合し十四又は十六頁に増大次いで大正十年十月より又二頁増を斷行現在は十六頁又は十八頁と言ふ躍進ぶりなり、前社屋は明治四十四年十一月の建造に係り編輯營業の兩部街路を隔て、兩々相對し異彩を放つ然れ共尙狹隘を告げたれば大正十四年七月一日隣地の廣大なる敷地に鐵筋コンクリート地階共五層樓の建築に取掛り大正十五年五月工場建築まづ竣工を告げ續いて本館工事に着手し昭和二年四月茲に現在の本社屋を竣成す。

筋三階の大増築竝に鐵骨の新講堂(定員一千五百名)を増設、更に電動式超高速度輪轉機三臺を加へ都合超高速輪轉機七臺を以てあらゆる最新式工場設備と相俟つて百萬愛讀者の要求に應じつゝある外、國民新聞の併營を行ひ帝都進出を斷行する等々新愛知最近の躍進は實に業界の驚異にして今や注視の的となれり。尙本社は東京に支社を、大阪京都其他十二府縣下樞要なる都市に支局を置き、市内に名古屋版、縣下に尾張三河版(二版制)岐阜版、東濃新聞、飛驒附録、三重縣に三重日報(二版制)奈良縣に大和旭新聞、京都府に夕刊京都、滋賀縣に滋賀附録、長野縣に新信濃(二版制)福井縣に新福井日報、富山縣下に富山タイムス、新潟縣下に上越日報、靜岡縣下に駿遠日報、駿河新聞の兩紙、石川縣に北國日報を發行夫れ、其縣下の本紙讀者に無代添付をなし報道巨細遺憾なきに努め、中部日本一帯に亘り絶對多數の讀者を有するのみならず遠く朝鮮・支那・南洋を初め英・米・佛・露其他の在外各地に愛讀者を有す。現在販賣店數實に二千四百餘店に及べる本邦屈指の大新聞なり。尙昭和十二年九月より朝刊八頁に加ふるに夕刊八頁の大夕刊制、十四段組となし斷然全國新聞界をリードして眞に躍進目ざましきものあり。

現在夕刊はA B C Dの四版、朝刊また八版乃至九版合計十二版編輯をとるのみならず、昭和六年十月より二頁の増頁及旬刊「家庭シンアイチ」の無料添付を敢行し増紙に増紙を續け遂に印刷能力の不足を告ぐるに至り、迎刊齡一萬五千號記念のため東接地數百坪に鐵

世界重要事年紀

紀元、西曆對照

紀元 西曆
 元 正月朔神武天皇橿原宮に即位
 六八 齊桓公歿し五公子國を争ふ
 六六 新バビロニア王国興る
 六三 釋迦生る
 六一 孔子生る
 五九 波斯猶太を滅す
 五八 釋迦入寂
 五七 キロス、バビロンを陥る
 五五 希臘アポロ祠堂成る
 五三 羅馬の共和政體始まる
 五一 波斯の第二回希臘侵入、所謂マ
 四九 ラトンの戦
 四八 テルモビレーの戦
 四七 孔子歿す、年七十三
 四六 ソクラテス生る
 四四 ハロポネス戦始まる
 四三 プラトーン生る
 四二 ハロポネス戦終る

二六三 ソクラテス刑死
 二七四 アリストテレス生る
 二八九 孟子生る
 三〇五 歴山大王生る
 三三三 プラトーン歿す
 三三三 歴山大王印度を征す
 三三三 歴山大王バビロンに歿す
 三二八 アレキサンドリヤ文庫建つ
 三二七 第一ボエニ戦争始まる
 三二六 秦始皇帝元年
 三二二 秦王初めて皇帝と稱す
 三二二 カンネーの戦
 三二二 阿房宮成る、諸生を坑にす
 三〇六 漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す
 三〇三 垓下の戦項羽死し楚亡ぶ
 二八三 ハンニバル自殺す
 一六一 哲學者修辭學者羅馬より追放さ
 一四六 カーセーシ滅び羅馬威を振ふ

五九 三種神器を大和笠縫邑に遷し天
 照大神を祀る
 六〇 神ノハイツス執政となる
 六二 シーザー、クレオパトラを埃及
 女王とす
 六三 シーザーを改む
 六四 シーザー殺さる
 六五 任那初めて入貢す
 六六 アントニイ、クレオパトラ自殺
 六八 當麻蹶速、野見宿禰と角力して
 死す
 六九 天照大神宮を伊勢度會に遷す
 七〇 基督生る
 七一 殉死を禁す
 七二 (西曆一年)
 七三 基督磔殺さる
 七四 使徒ボロ、アテネに説教す
 七五 垂仁帝九十年田道間守を常世國
 に遣し香菓を求めしむ十年にし
 て歸朝す
 七六 ネロ羅馬を燒き基督教徒を虐殺
 す
 七七 東漢明帝八年使を天竺に遣し佛
 法を求む、十一年天竺の沙門來
 つて寺を建つ

七九 ヴェスヴィアス噴火、ポンペイ
 市埋没す
 七五 日本武尊熊襲を討つ
 七三 日本武尊伊勢に薨す
 七一 武内宿禰大臣となる
 七〇 マルクス、アウレリウス、アン
 トニウス立つ
 六八 ローマ支那と交通す
 六六 黃巾の賊起る
 六四 神功皇后三韓を征す
 六三 赤壁の戦
 六二 魏王曹操歿す
 六一 諸葛亮孔明歿す
 五九 ゴート人羅馬を侵す
 五八 蝦夷初めて入貢す
 五七 百濟王子阿直岐來朝す
 五五 百濟王仁來朝、漢學輸入さる
 五四 筆墨初めて日本に製作さる。漢
 譯法華經成る
 五三 コンスタンチン大帝即位
 五二 仁徳天皇即位。都を高津宮に遷
 す。コンスタンチン基督教公許
 五〇 コンスタンチン羅馬を一統す
 四九 澠水の戦
 四八 テオドシウス羅馬を一統す
 四七 ワンダル人羅馬に侵入す

二二六 四月 八月眉輪王安康帝を弒す
 二二三 雄略帝皇后親ら桑を摘み養蠶を
 勸む
 二一八 豐受大神を伊勢に遷す
 二一八 ユスチニアヌス法典發布さる
 二一五 百濟國王佛像經論を獻す
 二一五 東ゴート王國亡ぶ
 二一〇 モハメッド生る
 二一〇 カレゴリー一世初めて法王と稱
 す
 二〇九 馬子崇峻天皇を弒す
 二〇八 十一月法興寺成る
 二〇七 初めて冠位十二階を制す
 二〇六 四月憲法十七條を撰す、また初
 めて曆日を用ふ
 二〇五 小野妹子隋に使す
 二〇四 猶太人基督教徒を虐殺す
 二〇三 聖徳太子薨す
 二〇二 モハメッド歿す
 二〇一 蝦夷及び入鹿誅に伏す
 一九九 阿倍比羅夫肅慎を討つ
 一九八 壬申の亂
 一九七 則天武后唐の宗室を殺す
 一九六 大寶律令成る
 一九五 和銅開珍を鑄る
 一九四 都を平城に遷す

一三六 七六 吉備眞備、阿部仲磨等唐に留學
 す
 一三〇 日本書紀成る
 一二五 安祿山叛す
 一三〇 光明皇后崩す
 一三〇 弓削道鏡太政大臣禪師となる
 一三〇 カロロ大帝フランク王國を統一
 す
 一三〇 都を山背の長岡に營む
 一三〇 ノルマン人初めて英國に侵入す
 一三〇 坂上田村麿蝦夷を討つ
 一三〇 最澄唐より歸朝し天台宗を傳ふ
 一三〇 空海歸朝し眞言宗を傳ふ
 一三〇 韓愈佛骨表を上る
 一三〇 日本後紀成る
 一三〇 貞觀式成る。英のアルフレッド
 大王即位す
 一三〇 菅原道實左遷せらる、延喜格成
 る
 一三〇 古今集成成る
 一三〇 フランコニア侯コンラド獨逸帝
 となる
 一三〇 劍橋大學建つ
 一三〇 平將門叛す
 一三〇 オトー一世神聖羅馬皇帝と號す
 一三〇 空也上人入寂

世界重要事年記

一六四一〇一四 三條帝藤原道長邸に幸す
 一七三三〇六三 安倍貞任誅に伏し前九年役終る
 一七六六〇六六 ヘースチンガスの戦
 一七九一〇六九 王安石新法を行ふ
 一七三三〇七三 グレゴリー七世羅馬法王となる
 一七四一〇七四 山徒園城寺を焼く
 一七四一〇八四 資治通鑑成る
 一七四七〇八七 清原武衡滅ぼされ後三年役終る
 一七五六〇九六 第一十字軍起る
 一七五二一一五 女眞國を金と號す
 一七九二二二九 平忠盛山陽南海の海賊を捕ふ
 一八〇四二四四 ゴシツク派の建築盛に行はる
 一八二二二五三 フレデリック一世獨逸帝となる
 一八四二二五四 英國ヘンリー二世立つ
 一八六二二五六 保元の亂
 一八九二二五九 平治の亂
 一八五二二七五 源空淨土宗を開く
 一八三二二七七 朱熹集註成る
 一八四〇二八〇 源頼朝兵を起す
 一八四二二八五 平氏壇浦に亡ぶ
 一八五二二九二 源頼朝鎌倉に幕府を開く
 一八六四二〇四 ラテン帝國建つ
 一八七五二二五 英王ジョージ大憲章に署名す
 一八七九二二九 公曉實朝を弑す。プロシア波蘭に征せらる
 一八八二二三二 承久の亂

一八四二三四 親鸞淨土眞宗を開く。蒙古ロシ
 一八七二二二七 アに入る
 一八〇二二四一 道元曹洞宗を傳ふ
 一九二二二五三 ハンザ同盟成る
 一九三二二五三 五攝家を定む
 一九八二二五六 日蓮日蓮宗を開く
 一九八二二五六 蒙古人バグダッド國を滅す
 一九五二二六五 英國に初めて議會開かる。ダン
 テ生る
 一九八二二六八 時宗執權蒙古の使を卻く
 一九八二二六八 一通時宗を開く
 一九八二二六八 元來寇す執權時宗之を鑿にす
 一九四二二八一 日蓮入寂。文天祥殺さる
 一九四三二八二 元安南及び緬甸を征す
 一九四七二八七 英國蘇格蘭を征す
 一九五六二九六 ダンテ歿す
 一九八二二九一 新田義貞北條氏を亡ぼす
 一九九二二九三 初めて火薬を用ふ
 一九九四二三四 足利尊氏征夷大將軍となる
 一九九八二三八 百年戦争始まる
 一九九九二五九 明主切に倭寇を禁せんことを請
 二〇〇二二八〇 金閣寺建つ
 二〇五七二九七 コンスタンチノール陥落。東
 二二二二四四三 羅馬帝國滅ぶ
 二二二二四五五 英國蓄微戦争始まる

二二三二四六二 パイアル初めて上梓さる
 二二二二四六七 應仁の亂
 二二四二四七四 西班牙統一
 二四三二四八三 銀閣寺成る。マルチン・ルーテ
 ル生る
 二四六二四八六 北國の一向宗徒亂を作す。バル
 トロメザアズ喜望峰を發見
 二五三二四九二 コロンブス西印度を發見す
 二五七二四九七 カボット加奈陀東海岸を發見す
 二六〇二五〇〇 バスコ・ダ・ガマ印度に到る
 二六二二五〇六 葡萄牙人アラジルの發見す
 二七〇二五二〇 マダガスカルを發見す
 二七二二五二七 瓜哇を發見す
 二七九二五二九 ルーテル宗教改革を唱ふ
 二八七二五三七 コルテス墨西哥征服を開始す。
 二九〇二五三〇 マセラン世界週航の途に上る
 二九四二五三四 マキアベリ歿す
 二九六二五四四 英女王エリザベス立つ
 二九八二五五八 シェイクスピア生る。ミケラ
 三〇六二五四六 ルーテル歿す
 三〇八二五五八 英女王エリザベス立つ
 三二二二五六五 比律賓諸島西班牙領となる
 三二八二五八八 織田信長兵を率ゐて京都に入る

三三四二五八二 明智光秀信長を弑す。グレゴリ
 一三世曆法を改正
 三四三二五八三 清の太祖興る
 三四五二五八五 豊臣秀吉關白に任ず
 三四八二五八八 西班牙無敵艦隊全滅す
 三五三二五九二 朝鮮征伐
 三五八二五九八 秀吉薨す
 三五九二五九九 クロムエル生る
 三六〇二六〇〇 關ヶ原の役
 三六三二六〇三 徳川家康征夷大將軍となる
 三六四二六〇四 家康角倉了以等に呂宋カンボヂ
 ヲ等渡航の朱印を與ふ
 三六五二六〇五 呂宋に通商を許す
 三六六二六〇六 伊達政宗支倉六右衛門を西班牙
 及羅馬に派遣す
 三六七二六〇七 大阪冬の陣
 三六八二六〇八 大阪夏の陣豊臣氏亡ぶ
 三六九二六〇九 家康歿す。シエークスピア歿
 す
 三七〇二六一〇 三十年戦争始まる。蒸氣機關を
 發明す
 三七二二六一二 山田長政暹羅より書を幕府に贈
 る
 三七六二六一六 ベーコン歿す
 三七八二六二二 踏繪の令を發す
 三七八二六二九 徳川家光武家制度及び参勤交代
 三九五二六三五

三九七二六三七 鳥原の亂
 三九七二六三七 クロムウエル長期議會召集
 三九七二六三七 晴雨計發明さる
 三九八二六四三 中江藤樹歿す。ウエストフアリ
 アの條約
 三九八二六四三 英王チャールズ一世弑さる
 三九八二六四三 由比正雪誅に伏す。英國航海條
 例發布
 三九八二六四三 光岡大日本史編纂に着手す。江
 戸丸山大火
 三九八二六四三 鄭成功援を乞ふ。クロムウエル
 歿す
 三九八二六四三 初めて清酒を製す
 三九八二六四三 英國王政に復す。露都セントピ
 ーターズブルグ建設
 三九八二六四三 隠元黄檗宗を開く。鄭成功臺灣
 に據る
 三九八二六四三 狩野探幽歿す
 三九八二六四三 露ヘートル大帝即位
 三九八二六四三 清露條約成立
 三九八二六四三 プロシア王國となる。西國王位
 繼承戦起る
 三九八二六四三 赤穂義士復讐
 三九八二六四三 初代市川團十郎歿す。シアラル
 タル英國の手に歸す

三三六二七〇七 富士山噴火、寶永山出づ
 三三七二七二二 ユトレヒト平和會議
 三三七二七二二 貝原益軒歿す
 三三七二七二二 大日本史成る
 三三七二七二二 尾形光琳歿す。康熙字典成る
 三三七二七二二 函館に蝦夷奉行を置く
 三三七二七二二 近松門左衛門歿す
 三三七二七二二 新井白石歿。ヘートル大帝歿す
 三三七二七二二 恰克圖條約成立。ニユートン歿
 す
 三三八二七二八 ベーリリンが海峽發見
 三三八二七二八 波蘭王位繼承戦
 三三八二七二八 鐵製軌道初めて木製軌道に代る
 三三八二七二八 フレデリック大王即位。奧國王
 位繼承戦
 三三八二七二八 クライアア印度に来る
 三三八二七二八 モンテスキュー歿す
 三三八二七二八 竹内式部捕へらる
 三三八二七二八 山縣大貳梟せらる。ワット蒸氣
 機關を發明す
 三三八二七二八 露國クリミヤを占領す
 三三八二七二八 田沼意次老中となる。第一次波
 蘭分割
 三三八二七二八 四庫全書成る。ホストン港にて
 輸入茶箱を投棄し英國同港を封
 鎖

世界重要事年記

世界重要事年記

二四三二一七五 英米戦争始まる
 二四三六二七六 北米合衆國獨立を宣言す
 二四三九一七九 西佛艦隊英と戦ふ
 二四四一七六六 フレデリック大王歿す
 二四四二一七六 松平定信老中となる。露のカザ
 二四四三二七六 リン一世土耳古と戦ふ
 二四四四一七八 瑞典露國に宣戦す。濠洲開拓さ
 二四四九一七九 る
 二四四九一七九 ワシントン大統領となる。佛蘭
 二四五一七九一 西大革命始まる
 二四五二一九三 佛蘭西憲法を發布す
 二四五三一九五 ルイ十六世死刑に處せらる
 二四五四一九五 波蘭第三次分割
 二四五六一九六 奈翁伊太利に進軍
 二四五七一九七 湯島聖堂を官學とす
 二四五八一九八 近藤守重擧げに標柱を立つ
 二四六三一九〇 寫眞初めて英國に作らる
 二四六四一九〇 奈翁皇帝となる。カント歿す
 二四六五一九〇 トラファルガルの海戦
 二四六六一九〇 ライン同盟成る
 二四六八一九〇 間宮林蔵鞆に到る
 二四七二一九一 英國ニュージブランドを取る
 二四七四一九二 奈翁エルバ島に流さる
 二四七五一九二 ウォーターローの戦
 二四八二一九二 奈翁歿す。墨西哥獨立す
 二四八三一九三 シーボルト來朝す。モンロー主

二四八四一九三 義宣言。太田南畝(蜀山)歿す
 二四八六一九三 バイロン歿す
 二四八八一九三 山陽の日本外史成る
 二四八九一九三 露土戦争
 二四九〇一九三 モーリス電信機を發明
 二四九一八九三 大鹽平八郎の亂。英ヱイクトリ
 二四九二八九三 ア女王即位
 二四九三八九三 渡邊崋山、高野長英捕へらる。
 二四九四八九三 第一阿富汗戦争
 二四九五八九三 阿片戦争
 二四九六八九三 谷文晁歿す
 二四九七八九三 米國墨西哥と戦ふ。ホー、裁縫
 二四九八八九三 ミシンを完成す
 二四九九八九三 曲亭馬琴歿す。ルイ・ナポレオ
 二五〇〇八九三 ン大統領となる。カリフォルニ
 二五〇一八九三 アに金銀發見
 二五〇二八九三 葛飾北齋歿す
 二五〇三八九三 佐藤信淵歿す。長髮賊起る
 二五〇四八九三 濠洲に金銀發見さる
 二五〇五八九三 ルイ・ナポレオン帝と稱す
 二五〇六八九三 米國提督ペルリ來朝。曾國藩兵
 二五〇七八九三 を起す。露土戦争
 二五〇八八九三 歌川廣重歿す。日章旗を定む。
 二五〇九八九三 Δラビヨフ黒龍江を探検す。ク
 二五一〇八九三 リミヤ戦争
 二五一一八九三 セバストポール陥落

二五一二八九三 井伊直弼大老となる。ハリス將
 二五一三八九三 軍に謁す
 二五一四八九三 安政の大獄。米露英佛蘭と通商
 二五一五八九三 假條約を結ぶ。東印度商會廢止。
 二五一六八九三 愛理條約成立
 二五一七八九三 吉田松陰處刑さる
 二五一八八九三 櫻田の變井伊大老殺さる。初め
 二五一九八九三 て米國に使節を發す。英佛軍北
 二五二〇八九三 京を陥る。露國沿海州を獲得す
 二五二一八九三 和宮、將軍家茂に降嫁。浪士英
 二五二二八九三 館を襲ふ。伊太利統一成る。米
 二五二三八九三 國南北戦争。露國農奴解放
 二五二四八九三 浪士安藤信正を坂下門に擁撃す
 二五二五八九三 和蘭に留學生を差遣す。ピスマ
 二五二六八九三 ルク獨宰相となる
 二五二七八九三 將軍家茂入洛。長藩外船を砲撃。
 二五二八八九三 カンボサヤ佛領となる。リンカ
 二五二九八九三 ン奴隸解放令を布く
 二五三〇八九三 長州征伐。岸田吟香等新聞を刊
 二五三一八九三 行す。普墮丁抹と戦ふ
 二五三二八九三 リンカーン殺さる。南北戦争終
 二五三三八九三 了
 二五三四八九三 露國と樺太境界を定む
 二五三五八九三 幕府政權奉還。王政復古。瑞典
 二五三六八九三 人ノーベル、ダイナマイトを發
 二五三七八九三 明

二五三八一八六 鳥羽伏見の役。東京に行幸
 二五三九一八六 東京奠都。版籍奉還。四民平等
 二五四〇一八〇 新律綱領頒布。普佛開戦、セ
 二五四一八七二 廢藩置縣。散髮令發布。横濱毎
 二五四二八七二 日新聞發刊。公使を歐米に派す。
 二五四三八七二 獨逸統一成る
 二五四四八七二 太陽曆採用。征韓論起る。東京
 二五四五八七二 横濱間鐵道開通。西郷隆盛最初
 二五五六八七二 の陸軍大將となる。
 二五五七八七二 江藤新平の亂。臺灣征伐。
 二五五八八七二 樺太千島交換。
 二五五九八七二 西南の役。露土戦争。蓄音機の
 二五六〇八七二 發明。電話機の實用化。
 二五六一八七二 大久保利通暗殺さる。タイプ
 二五六二八七二 イターの發明。
 二五六三二八二 日本銀行創立。ガルバルサー及
 二五六四二八二 びガンベツタ歿す。
 二五六五二八二 獨逸伊三國同盟成立。安南佛國
 二五六六二八二 の屬國となる。露西亞文豪ツル
 二五六七二八二 ゲーネフ死去。
 二五六八二八二 清佛戦争。
 二五六九二八二 ゴルドン將軍戰死。
 二五七〇二八二 大日本憲法發布。東海道鐵道開
 二五七一二八二 通。

世界重要事年記

二五七二八九二 露佛同盟成立。西伯利亞鐵道起
 二五七三八九二 工。露國皇太子來遊。天津事變
 二五七四八九二 突發。獨逸モルトケ將軍逝去。
 二五七五八九二 日清戦争。自動車發明さる。
 二五七六八九二 レントゲンX光線發明さる。
 二五七七八九二 獨逸膠州灣を租借。希土戦争。
 二五七八八九二 マルコニー無線電信を發明。
 二五七九八九二 米西戦争。ピスマルク歿す。
 二五八〇八九二 内地雜居實施。南阿戦争。
 二五八二八九二 北清事變。聯合軍北京を陥る。
 二五八三八九二 ハワイ共和国アメリカ合衆國に
 二五八四八九二 併合さる。
 二五八五八九二 英女王ヱイクトリア歿す。
 二五八六八九二 日英同盟成立。
 二五八七八九二 米人ライト兄弟飛行機發明。
 二五八八八九二 日露戦役起る。
 二五八九八九二 瑞典諾威分離。
 二五九〇八九二 露國初めて國會を開く。
 二五九一八九二 西太后及び徳宗皇帝歿す。
 二五九二八九二 伊藤博文暗殺さる。ベアリ北極
 二五九三八九二 を探検。
 二五九四八九二 日韓併合。ナイチンゲール女史
 二五九五八九二 ロンドンにて逝く。南アフリカ
 二五九六八九二 聯邦結成さる
 二五九七八九二 伊土開戦。アムセン南極を探
 二五九八八九二 検。

二五九九八九二 明治天皇崩御。清朝亡び支那共
 二六〇〇八九二 和國成立。巴爾幹戦争開始。
 二六〇一八九二 世界戦争開始。巴奈馬運河開通
 二六〇二八九二 露帝ニコラス帝政を放棄す。
 二六〇三八九二 獨逸革命起り共和國成る。露帝
 二六〇四八九二 ニコラス銃殺さる。袁世凱病歿
 二六〇五八九二 巴里講和會議開催。英陸相キッ
 二六〇六八九二 ナー元帥歿す。
 二六〇七八九二 パルチザン尼港大虐殺。國際聯
 二六〇八八九二 盟正式に成立(一月十日)
 二六〇九八九二 皇太子殿下歐洲御漫遊。皇太子
 二六一〇八九二 殿下攝政御就任。華盛頓軍備制
 二六一一八九二 限會議開催。
 二六一二八九二 埃及獨立。希臘革命皇帝退位。
 二六一三八九二 張作霖、吳佩孚戦ふ。
 二六一四八九二 佛國ルール地方占領。土耳其王
 二六一五八九二 朝廢止共和國成立。關東大震災
 二六一六八九二 (九月一日)東京過半焼失。
 二六一七八九二 英國に労働黨内閣出現す。
 二六一八八九二 日露條約成る。東京放送局處女
 二六一九八九二 放送。陸軍四箇師團廢止。普選
 二六二〇八九二 案貴衆兩院通過。
 二六二一八九二 大正天皇崩御(十二月二十五日)
 二六二二八九二 今上陛下御踐祚。
 二六二三八九二 山陰大震災(三月)。日英米三國
 二六二四八九二 軍縮會議開催(六月)

世界重要事年記

三三八一三三八 今上陛下御即位式(十一月)。濟南事件突發(五月)...

三三五五二九五五 サンドル一世陛下フランス訪問の途次兇彈の爲め崩御(十月十日)...

三三九七二九三七 襲撃され即死、侍從長鈴木貫太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る(二月二十日)...

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス...

ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ...

必要ナル時宜チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ...

帝國憲法

大日本帝國憲法

第一章 天皇 皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ

政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ
 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレ、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ
 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル處

ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ會外臨時會ヲ召集スヘシ
 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延

長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布

シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレ、コトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ懲戒

ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シ

ル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セ

ス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽
明治二十二年二月十一日

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及

其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子皇太子トス皇太

子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王妃王王妃女王女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
第一 親王及王
第二 皇 后
第三 皇太后

第四章 太皇太后

第四 太皇太后
第五 内親王及女王
第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第五章 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第七章 皇族

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス
第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王妃王王妃女王女王トシ五世以下ハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女王トス
第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女王トス
第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス
第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇

族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス
第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム
第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族ノ相互民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第十一章 皇族會議

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス
第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ
第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ
第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十二章 皇室會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男

子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム
第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シ議長ヲラシム

第十三章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル
第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ
第五十九條 親王内親王女王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス
第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス
第六十一條 皇族ノ財產歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補

(明治四十年二月十一日)

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦爛ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトナキヲ期セシム

皇室典範増補

- 第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ
第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得
第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニヨリ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

- 第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス
第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム
皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル
第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補

(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜チ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室典範増補
皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

- 立儲令 (明治四十二年二月十一日) 皇室令 第三號
朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ立儲令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
立儲令
第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ
第二條 立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三條 立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並先帝ノ山陵ニ奉幣セシム
第四條 立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
第五條 立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス
第六條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈殿神殿ニ謁ス
第七條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス
第八條 立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ
第九條 前各條ノ規定ハ皇太孫ヲ立ツルノ禮ニ之ヲ準用ス (附式略ス)

大日本皇室

天皇陛下

第百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇子にましまし、明治卅四年四月廿九日御誕生、同五月五日御命名、廼宮と稱し奉る。四十一年四月御年八歳を以て學習院に御入學、大正元年九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、三年三月學習院初等科御卒業、爾後東宮御所内東宮御學問所にて御修學、大正三年十月三十一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉、五年十月三十一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御昇進、十年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、十二年十月三十一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、十四年十月三十一日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御昇進、大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。

皇后陛下

御名良子、故久邇宮邦彦王第一王女、明治三十六年三月六日御誕生、四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正七年御年十六歳にて東宮妃册立の御沙汰あり、學習院中等科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入興、皇太子妃とならせられ、大正十五年十二月二十五日皇后陛下殿下とせらる。

皇太后陛下

御名節子、故從一位大勳位公卿九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生、二十二年御年六歳を以て華族女學校に御入學、三十二年八月御退學、三十三年五月十日御入興、皇太子妃殿下とならせられ、大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月二十五

日皇太后陛下とならせらる。

皇太子殿下

御名明仁、繼宮と稱し奉り、今上陛下第一皇子にまします。昭和八年十二月二十三日御誕生、同十二月二十九日御命名。

皇子

御名正仁、義宮と稱し奉り、今上陛下第二皇子にまします。昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女

第一皇女 成子内親王、照宮と稱し奉り、大正十四年十二月六日御誕生、目下女子學習院御在學中。

第二皇女

和子内親王、孝宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生あらせらる。目下女子學習院在學中。

第三皇女

厚子内親王、順宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生あらせらる。昭和十二年四月女子學習院に御入學遊ばさる。

皇弟

雅仁親王 大正天皇第二皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

宣仁親王

大正天皇第三皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

崇仁親王

大正天皇第四皇子(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇叔母

昌子内親王 明治天皇第六皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)
房子内親王 明治天皇第七皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)
聰子内親王 明治天皇第九皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

御歷代皇居及御陵

代御	帝號	紀元	皇居	御陵	同所在地
一	神武	一	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
二	綏靖	八〇	葛城高丘宮	葛城山	奈良縣高市郡畝傍町
三	安寧	一三	片鹽浮穴宮	片鹽山	奈良縣高市郡畝傍町
四	懿德	一五	輕曲穴宮	輕曲山	奈良縣高市郡畝傍町
五	孝昭	一八	披上池心宮	披上山	奈良縣高市郡畝傍町
六	孝安	二六	室津戶宮	室津山	奈良縣高市郡畝傍町
七	孝靈	三七	黑田宮	黑田山	奈良縣高市郡畝傍町
八	孝元	三七	經日原宮	經日原山	奈良縣高市郡畝傍町
九	開化	四〇	春日原宮	春日原山	奈良縣高市郡畝傍町
一〇	崇神	五三	磯城磯山宮	磯城磯山	奈良縣高市郡畝傍町
一一	垂仁	五三	磯城磯山宮	磯城磯山	奈良縣高市郡畝傍町
一二	景行	七二	高穴穗宮	高穴穗山	奈良縣高市郡畝傍町
一三	成務	七二	高穴穗宮	高穴穗山	奈良縣高市郡畝傍町
一四	仲哀	八三	穴門豐浦宮	穴門山	奈良縣高市郡畝傍町
一五	應神	八六	輕島豐明宮	輕島山	奈良縣高市郡畝傍町
一六	仁德	九三	難波高津宮	難波山	奈良縣高市郡畝傍町
一七	履中	一〇〇	磐余雅羅宮	磐余山	奈良縣高市郡畝傍町
一八	反正	一〇六	丹比紫籬宮	丹比山	奈良縣高市郡畝傍町
一九	允恭	一〇七	遠飛鳥宮	遠飛鳥山	奈良縣高市郡畝傍町
二〇	安康	一一三	石上穴穗宮	石上山	奈良縣高市郡畝傍町
二一	雄略	一一三	泊瀬朝倉宮	泊瀬山	奈良縣高市郡畝傍町
二二	清寧	一二〇	磐余粟倉宮	磐余山	奈良縣高市郡畝傍町
二三	聖德	一二〇	磐余粟倉宮	磐余山	奈良縣高市郡畝傍町
二四	仁賢	一二〇	磐余粟倉宮	磐余山	奈良縣高市郡畝傍町
二五	武烈	一二〇	磐余粟倉宮	磐余山	奈良縣高市郡畝傍町

代御	帝號	紀元	皇居	御陵	同所在地
二六	繼體	一三〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
二七	安閑	一三〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
二八	宣化	一三五	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
二九	欽明	一三九	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三〇	敏達	一四五	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三一	用明	一五〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三二	崇峻	一五五	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三三	推古	一五九	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三四	舒明	一六五	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三五	孝德	一七〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三六	孝靈	一七五	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三七	孝元	一七九	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三八	天智	一八四	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
三九	天武	一八四	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四〇	持統	一八九	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四一	文武	一八九	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四二	元正	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四三	聖武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四四	孝謙	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四五	淳和	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四六	稱徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四七	光仁	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四八	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
四九	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五〇	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五一	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五二	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五三	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五四	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五五	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五六	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五七	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五八	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
五九	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六〇	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六一	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六二	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六三	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六四	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六五	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六六	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六七	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六八	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
六九	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七〇	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七一	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七二	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七三	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七四	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七五	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七六	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七七	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七八	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
七九	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八〇	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八一	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八二	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八三	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八四	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八五	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八六	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八七	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八八	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
八九	仁徳	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町
九〇	桓武	一九〇	橿原宮	橿原山	奈良縣高市郡畝傍町

皇族 (昭和十二年)

秩父宮(御住所赤坂區一番ノ一表町御殿)
 雍仁親王 大正天皇第二皇子、明治三十五年六月二十五日御誕生、初め淳宮と稱し奉る、大正十一年六月廿五日秩父宮の御稱號を賜はる、大正十一年七月二十八日陸軍士官學校御卒業、同年十月二十五日大勳位に叙せられ、陸軍歩兵少尉に御任官、同十四年五月十日中尉に御進級、同年五月二十四日御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、昭和五年三月六日大尉に御進級、昭和六年十一月二十八日陸軍大學校御卒業、昭和七年九月一日參謀本部附御勤務、昭和十年八月一日陸軍歩兵少佐に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長(弘前)御補任、昭和十一年十二月一日參謀本部附御付らる。同十二年三月十八日、英國皇帝皇后兩陛下の戴冠式に、天皇陛下御名代として同妃殿下御同伴御參列のため御渡歐遊ばさる。

勢津子(雍仁親王妃)子爵松平保男姪
 明治四十二年九月九日御誕生、勳一等

高松宮(御住所芝區高輪西臺町一番地)
 宣仁親王 大正天皇第三皇子、明治三十

八年一月三日御誕生、初め光宮と稱し奉る、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はる、同十三年七月海軍兵學校御卒業、同十四年十二月一日大勳位に叙せられ、海軍少尉に御任官、昭和二年十二月一日中尉に御進級、昭和五年四月二十一日御渡歐、同年十二月一日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月十五日少佐に御進級、昭和十一年十一月廿六日海軍大學御卒業、昭和十一年十二月一日軍令部出仕兼部員

喜久子(宣仁親王妃)公爵德川慶光姉
 明治四十四年十二月二十六日御誕生、勳一等

三笠宮(御住所赤坂區青山東御殿)
 崇仁親王 大正天皇第四皇子、大正四年十二月二日御誕生、初め澄宮と稱し奉る、昭和十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はる、十一年六月廿九日陸軍士官學校御卒業、同年十月一日大勳位に叙せらる、陸軍騎兵少尉に御任官、習志野騎兵第十五聯隊附

閑院宮(御住所麴町區永田町二丁目二十番地)
 載仁親王 故邦家親王第十六子、慶應元

年十一月十日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功二級、參謀總長

智恵子(載仁親王妃)故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生、勳一等

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生、陸軍騎兵少佐、大勳位、陸軍大學校研究部部員

直子(春仁王妃)故公爵一條實輝第四女、明治四十一年十一月七日御誕生、勳一等

東伏見宮(御住所澁谷區常盤松町一〇一)
 周子(故依仁親王妃)故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生、勳一等

伏見宮(御住所麴町區紀尾井町四番地)
 博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生、元帥海軍大將、大勳位、功四級、軍令部總長兼海軍將官會議員

經子(博恭王妃)故德川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生、勳一等

博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生、海軍中佐、大勳位、

第三驅逐隊司令

朝子(博義王妃)故公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生、勳一等

博明王 博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生

光子女王 博義王第一女、昭和四年七月二十八日御誕生

令子女王 博義王第二女、昭和八年二月十四日御誕生

章子女王 博義王第三女、昭和九年二月十一日御誕生

山階宮(御住所麴町區富士見町二丁目五番地ノ一)
 武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生、豫備海軍少佐、勳一等

常子(故菊麿王妃)故公爵島津忠義第三女、明治七年二月七日御誕生、勳一等

賀陽宮(御住所麴町區三番町二番地ノ五)
 恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年二月二十七日御誕生、陸軍騎兵中佐、大勳位、昭和十一年十二月一日騎兵第十六聯隊長御補任

敏子(恒憲王妃)故公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、勳一等

好子(故邦憲王妃)故侯爵醍醐忠順第一女、慶應元年十二月七日御誕生、勳一等

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生

治憲王 同第二子、大正十五年七月三日御誕生

章憲王 同第三子、昭和四年八月十七日御誕生

文憲王 同第四子、昭和六年七月十二日御誕生

宗憲王 同第五子、昭和十年十一月二日御誕生

美智子女王 同第一女、大正十二年七月二十九日御誕生

久邇宮(御住所澁谷區宮代町一番地)
 朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生、海軍少佐、大勳位、軍令部出仕兼部員

知子女王(朝融王妃)博恭王第三女、明

治四十年五月十八日御誕生、勳一等

倪子(故邦彦王妃)故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生、勳一等

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十月二日御誕生

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生

通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生

英子女王 朝融王第四女、昭和十二年七月二十一日御誕生

多嘉王(御住所京都市上京區東櫻町)
 故朝彦親王第五子、明治八年八月十七日御誕生、大勳位、神宮祭主

靜子(多嘉王妃)故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生、勳一等

家彦王 多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生

德彦王 多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生

宮廷——皇族、朝鮮王族及公族

恭仁子女王 多嘉王第三女、大正六年五月十八日御誕生
梨本宮(御住所澁谷區美竹町四十一番地)
守正王 故朝彥親王第四子、明治七年三月九日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功四級
伊都子(守正王妃) 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生、勳一等
朝香宮(御住所芝區白金臺町二丁目二十六番地)
鳩彦王 故朝彥親王第八子、明治二十年十月二日御誕生、陸軍中將、大勳位軍事參議官
孚彦王 鳩彦王第一子、大正元年十月八日御誕生、陸軍步兵中尉、勳一等、陸軍步兵學校教導聯隊附
湛子女王 同第二女、大正八年八月二日御誕生
東久通宮(御住所麻布區市兵衛町一丁目十三番地)
稔彦王 故朝彥親王第九子、明治二十一年十二月三日御誕生、陸軍中將、大勳位、軍事參議官兼陸軍航空本部長

聰子內親王(稔彦王妃) 明治天皇第九皇女、泰宮と稱し奉る、明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚、勳一等
盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生昭和十二年八月二十一日砲兵少尉御任官、勳一等
彰常王 同第三子、大正九年五月十三日御誕生
俊彦王 同第四子、昭和四年三月二十四日御誕生
北白川宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生、勳一等、陸軍砲兵大尉、近衛野砲兵聯隊中隊長
祥子(永久王妃) 男爵徳川義智第二女、大正五年八月二十六日御誕生、勳二等
房子內親王(故成久王妃) 明治天皇第七皇女、周宮と稱し奉る、明治二十三年一月二十八日御誕生、同四十二年四月二十九日御結婚、勳一等
道久王 永久王第一子、昭和十二年五月二日御誕生

二二

多惠子女王 故成久王第三女、大正九年四月十五日御誕生
竹田宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
恒徳王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生、勳一等、陸軍騎兵大尉、騎兵第一聯隊附
光子(恒徳王妃) 公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六日御誕生、勳二等
昌子內親王(故恒久王妃) 明治天皇第六皇女、常宮と稱し奉る、明治二十一年九月三十日御誕生、同四十一年四月三十日御結婚、勳一等

朝鮮王族及公族

李王家(東京邸—麹町區紀尾井町一番地)
昌徳宮(京城府臥龍町)
昌徳宮李王 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生、陸軍歩兵大佐大勳位、陸軍豫科士官學校教授部長
同妃子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日御誕生、大正九年四月二十八日御入興、勳一等
王世子李玖 李王第二子、昭和六年十月二日御誕生

二月二十九日御誕生

尹 氏(故李王妃) 明治二十七年九月十九日御誕生、勳一等
李鍵公家(御住所澁谷區常磐松町一〇一)
朝鮮邸(京城府寬勳町)
李鍵公 李塙公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、陸軍騎兵大尉、勳一等、近衛騎兵聯隊附
同妃誠子、伯爵廣橋眞光家族、明治四十四年十月六日御誕生、勳二等
李 沖 李鍵公第一子、昭和七年八月十四日御誕生
李 沂 李鍵公第二子、昭和十年三月四日御誕生
李 塙 故李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生、大勳位
同妃金氏 明治十三年十二月二十二日御誕生、勳一等
李錫公家(別邸—澁谷區常磐松町一〇一)
朝鮮邸(京城府雲泥町)
李錫公 李塙公第二子、大正元年十一月十五日御誕生、陸軍砲兵中尉、勳一等野戰重砲兵第八聯隊附
同妃贊珠 侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生、勳二等
李 清 李錫公第一子、昭和十一年四月

二月二十三日御誕生

故李熹公妃李氏 明治十六年七月十日御誕生、勳一等
故李塙公妃金氏 明治十一年七月八日御誕生、勳一等

臣籍降下の皇族

侯爵 小松輝久 故北白川宮能久親王第四子、明治二十一年八月十二日生、明治四十三年七月臣籍降下、海軍大佐
侯爵 山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子、明治三十三年七月五日生、大正九年七月臣籍降下、陸軍砲兵中尉
侯爵 華頂博信 伏見宮博恭王第三子、明治三十八年五月二十二日生、大正十五年十二月臣籍降下、海軍大尉
侯爵 筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子、明治三十八年二月二十五日生、昭和三年七月臣籍降下、貴族院議員
伯爵 葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子、明治四十一年四月二十九日生、昭和四年十二月二十四日臣籍降下、陸軍歩兵大尉
伯爵 東伏見邦英 故久通宮邦彦王第三子、明治四十三年五月十六日生、昭和六年四月四日臣籍降下
伯爵 伏見博英 伏見宮博恭王第四子、大

正元十月四日生、昭和十一年四月一日

臣籍降下、海軍少尉
侯爵 香羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子、大正三年一月五日生、昭和十一年四月一日臣籍降下、海軍少尉

華族に降嫁せられたる皇族

御名 御父 御配偶 降嫁年月
絢子女王 故久通宮 故子 明治
朝彦親王 竹内惟忠 三五・三
朝彦親王 故子 東園基愛 同三・九
故伏見宮 侯山内豊景 同三・四
貞子女王 故北白川宮 伯有馬頼寧 同三・二
能久親王 伯 同三・二
能久親王 甘露寺受長 同三・二
朝彦親王 壬生基義 同三・一〇
故北白川宮 子保科正昭 同四・四
能久親王 黒田長禮大正三・一
閑院宮 載仁親王 子町尻量基 同四・四
故賀陽宮 邦憲王 子町尻量基 同四・四
故北白川宮 能久親王 伯二荒芳徳 同四・七
閑院宮 載仁親王 子安藤信昭 同四・九

宮廷——朝鮮王族及公族、臣籍降下の皇族、華族に降嫁せられたる皇族

宮廷——華族に降嫁せられたる皇族、宮城

安子女王 故山階宮 淺野長武 大正九・二
 菊麿王 故久通宮 伯大谷光暢 同三・五
 智子女王 邦彦王 三條西公正 同三・三
 信子女王 同 梨本宮 伯廣橋眞光 同五・三
 規子女王 守正王 侯華頂博信 同五・三
 華子女王 關院宮 朝香宮 鍋島直泰 昭和
 紀久子女王 鳩彦王 立花種勝 同八・一
 美年子女王 故北白川宮 恒久王 佐野常光 同九・三
 禮子女王 故竹田宮 成久王 子東園基文 同二〇・一
 佐和子女王 故北白川宮 成久王

宮城

東京市麹町區。面積六三五、〇〇〇坪。
 沿革 紀元二一七七年長祿元年四月、鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資遺灌、江戸城を築く。天正十八年八月徳川家康入城、城廓を擴張し次いで慶長年間秀忠修築を加ふ。明治元年七月江戸を東京と改められ、同十月明治天皇東京に行幸し給ひ、同月十三日江戸城を東京城と改稱、皇居と定めさ

せ給ふ。同六年五月五日皇居炎上し一時赤坂離宮を假皇居と定めさせらる。同十五年五月皇居御造營に着手、同二十一年十月御竣成、同月二十七日皇居を宮城と御改稱、同二十二年一月九日賢所を御遷座、同月十一日天皇還幸遊ばさる。昭和三年更に宮城の御修理を行はせらる。

表宮殿 正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、葡萄ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜、東溜、西溜、北溜、化粧一ノ間、化粧二ノ間、東一ノ間、二ノ間、西一ノ間、二ノ間、御車寄、東車寄、北車寄の總稱。

奥宮殿 表宮殿の西南方に連り、兩陛下の御常御殿。

正殿 皇室、國家の大典は素より一月元且二日の朝賀、天長節の拜賀を受けさせられ、軍旗親授式をも行はせらるる御殿である。南面して東西七十尺、南北八十三尺、周圍三方に廊下を廻らし、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りで、天井は塗格縁極彩色が施され、御床は黒檀、花欄、棧等の寄木張り、御室内の廣さ約百八坪、北壁の中央に一段高く玉座が定められてある。

鳳凰ノ間 御室内二十八坪、次の御間百十四坪餘、四方の壁には鳳凰の模様を描き

出されてある。正殿と共に宮中の重き御殿で、御恒例の新年の政始、歌會始、講書始の御儀式を始め、各國大公使の信任狀捧呈、若宮、姫宮の初御参内、御成年式、御婚儀等の際に行はる、朝見の御儀、外國貴賓、又は重臣の公式賜謁はすべてこの御殿に於て行はせられる。

御座所・御學問所 鳳凰ノ間に近き二階建の御殿。一階は御座所で、十四間方、西南を出御の御間、西北を側近の控所とされである。又表内謁見所とも申上げ、御日常御政務を擧げせられ、又内大臣、宮内大臣、總理大臣以下國務大臣、參謀總長、軍令部總長を召され、御政務や宮廷事項に關し奏上を聴し召され、又は御下問を賜はる時、此の御座所にて拜謁仰付けられる。二階は御學問所で、御日常の御日課として御學課又は臨時御進講を御聴取遊ばされる御間である。

桐ノ間 御室内約十五坪餘、桐の木で調製された御調度品が配さる。皇后陛下の御謁見所で各國使臣其他重臣並に夫人等へ拜謁仰付けらる、際用ゐさせられる。

豊明殿 宮中における御饗宴場。四大節の御饗宴を始め午餐、晚餐の御催しもまたこの御殿において行はせらる。正殿と御庭

を隔て、北にあり、その前庭には桃花形の大石鉢の噴水がある。御室内約百八十坪、天井は折上格天井で御裝飾爛華麗を極めてある。千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は共に豊明殿の後席の間と總稱せられ、御饗宴後の控間又は談話室に用ゐる、千種ノ間ではまた小饗宴も御催しあらせられる。

西溜ノ間・東溜ノ間 西溜ノ間は豊明殿前庭西方の御間で、皇族會議は多くこの御間で開かせられ、常には拜謁、御陪食等に召された諸員の控室となつてゐる。東溜ノ間は西溜ノ間と向ひ合つて東側にあり、この御殿で樞密院會議を開かせられる御例となつてゐる。葡萄ノ間は各皇族御参内の際の御休憩室である。

式参内、各國大公使の信任狀捧呈のための参内、又は新年朝賀四大節御祝宴に召された顯官達の参内も此處から参入する。その他の場合の参内は坂下門又は乾門から入り東車寄から昇殿する。天機並に御機嫌奉伺のため参内した諸員の記帳も亦東車寄に於て行ふのである。北車寄は皇后陛下皇太后陛下の御昇降所で皇族方の御参内も此處から御昇降あらせられる。

宮中三殿 吹上御苑の一部の神域に拜せられる檜白木破風造りの三殿。中央の御殿が賢所、その御左方が皇靈殿、御右方が神殿である。賢所は天照大神の御靈代として三種神器のうちの神鏡を奉安せらるる所、皇靈殿には神武天皇を初め御歴代天皇の皇靈ならびに皇后、皇妃、皇族の御靈を鎮祭し給ふ。神殿には神産日神、高御座日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神及び天神地祇を祀らせ給ふ。神嘉殿は三殿の西方にある御殿で新嘗祭を行はせられ、その南庭では元旦の四方拜を行はせらる。

日清戦役及臺灣征討のもの、建安府は明治三十七八年日露戦役のもの、有光亭は威海衛の戦のもの、懷遠府は明治三十三年北清事變、惇明府は大正三四年日獨戦争を記念せらるるものが御保存になつてゐる。

吹上御苑 宮城内の御苑で、觀瀑亭、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、吹上の御茶屋は徳川時代の亭であり、花蔭亭は昭和大典に際し全國官吏より献上せるもの、御苑内楓山には皇后宮御經營の御養靈所がある。

皇宮・御所

京都皇宮 (京都市上京區) 桓武天皇平安御遷都から明治天皇の東京御遷都まで一千七十餘年間の皇居である。現在の皇宮は安政二年十一月に竣工したもので、紫宸殿、清凉殿、御常御殿、小御所、御學問所、宜陽殿その他の御殿があり、總面積二十七萬六千二百九十九坪。

青山御所 (赤坂區) 舊紀州家の別邸、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、同七年一月青山御所と稱す。

大宮御所 (赤坂區) 赤坂離宮、青山御所御料地内にあり、昭和五年五月御竣工、皇太后陛下御在所と定めさせらる。

吳竹寮 宮城内舊本丸にあり、約二百坪の平家建て、松、竹、梅と三つの御間を始め室内御遊戯室等内親王様方の御殿としての御設備が施されてある。

御車寄 宮殿の南側で正玄關に相當し、行幸又は御同列行幸啓の際宮殿に御車をとどめさせられる所で、同時に外國貴賓の公

宮廷——宮城、皇宮、御所

宮廷——皇宮、御所、離宮、御用邸、御獵場、宮中杖、宮中席次

東宮御所 (赤坂區) 赤坂離宮御料地内にあり、昭和十一年十二月御竣工、昭和十二年三月廿九日皇太子殿下御移轉あらせらる。仙洞御所 (京都市上京區) 京都皇宮外にあり。新宿御苑 (四谷區内藤新宿町) 舊信州高遠藩主内藤氏の邸地、御苑内林泉あり、櫻樹多く、觀櫻會、觀菊會はこゝで御催しあらせらるゝ御恒例である。

離宮・御用邸

赤坂離宮 (赤坂區) 舊紀州侯邸の一部、明治五年三月離宮となる。濱離宮 (京橋區築地) もと徳川將軍鷹獵の地。離宮となるは明治三年。霞關離宮 (麹町區) 舊黒田侯邸。明治八年有栖川宮邸となり、同三十七年離宮となる。二條離宮 (京都市中京區) 舊二條城。明治十七年離宮となる。桂離宮 (京都市右京區桂) 舊桂宮御別邸。明治十六年離宮となる。修學院離宮 (京都市左京區修學院) 箱根離宮 (神奈川縣蘆ノ湖畔塔ヶ島) 伊勢離宮 (宇治山田市外)

御獵場

江戶川御獵場 埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡、千葉縣東葛飾郡。雁、鴨、鶉、鷺、千鳥、雉子、鶉等。長良川御獵場 岐阜縣岐阜市、同郡上郡、武儀郡、稻葉郡。鮎、鯉。神通川御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡。鮎、鮭、鱒等。

宮中杖

後鳥羽上皇、藤原俊成の九十賀に鳩杖を賜ひし御事に始まり、齡八十以上にして特殊の功勞ある者に賜はる。現在は杖にかへて御目錄を賜はるのであるが、現在の光榮者は左の人々である。公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾

宮中席次

【第一階】——第一 大勳位(一)、菊花章頸飾(二)、菊花大綬章(三) △第二 内閣總理大臣 △第三 樞密院議長 △第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者 △第五 元帥國務大臣 宮内大臣 内大臣 △第六 朝鮮總督 △第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者 △第八 國務大臣 宮内大臣 又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者 △第九 樞密院副議長 △第十 陸軍大將軍 海軍大將軍 樞密顧問官 △第十一 親任官 △第十二 貴族院議長 衆議院議長 △第十三 勳一等旭日桐花大綬章 △第十四 功一級 △第十五 親任官の禮遇を賜はりたる者 △第十六 公爵 △第十七 從一位 △第十八 勳一等(一)、旭日大綬章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章) 【第二階】——第十九 高等官一等 △第二十 貴族院副議長 衆議院副議長 △第二十一 爵香間祇候 △第二十二 侯爵 △第二十三

田中 光顯 子爵 石黒 忠恵
倉富勇三郎 伯爵 金子堅太郎
子爵 栗野慎一郎 男爵 山本 達雄
男爵 瓜生 外吉 櫻井 錠二
元田 肇

歴代宮内大臣

伯爵 伊藤博文	就任年月日
子爵 土方久元	明治一八・一二・二二
子爵 田中光顯	二〇・九・一六
子爵 岩倉具定	三一・二・二九
子爵 渡邊千秋	四二・六・一六
子爵 波多野敬直	四三・四・一
子爵 中村雄次郎	三・四・九
男爵 牧野伸顯	九・六・一八
子爵 一木喜徳郎	一〇・二・一九
湯浅倉平	一四・三・三〇
松平恒雄	昭和一・二・一五
一・三・六	

内大臣府

内大臣府は御璽國璽を尙藏し及詔書勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、内大臣は常侍輔弼し内大臣府を統轄する。祕書官長一人、祕書官、屬を置く。歴代内大臣は左の如くである。

歴代内大臣	就任年月日
公爵 三條實美	明治一八・一二・二二
侯爵 徳大寺實則	二四・二・二一

正二位

【第三階】——第二十四 高等官二等 △第二十五 功二級 △第二十六 錦鶏間祇候 △第二十七 勳任待遇 △第二十八 伯爵 △第二十九 從二位 △第三十 勳二等(一)、旭日重光章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章) △第三十一 子爵 △第三十二 正三位 △第三十三 從三位 △第三十四 功三級 △第三十五 勳三等(一)、旭日中綬章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章) △第三十六 男爵 △第三十七 正四位 △第三十八 從四位 【第四階】——第三十九 貴族院議員 衆議院議員 △第四十 高等官三等 △第四十一 高等官三等の待遇を享くる者 △第四十二 功四級 △第四十三 勳四等(一)、旭日小綬章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章) △第四十四 正五位 △第四十五 從五位 【第五階】——第四十六 高等官四等 △第四十七 高等官四等の待遇を享くる者 △第四十八 功五級 △第四十九 勳五等(一)、雙光旭日章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章) △第五十 正六位 【第六階】——第五十一 高等官五等 △第五十二 高等官五等の待遇を享くる者 △第五十三 從六位 △第五十四 勳六等(一)、單光旭日章、(二)、寶冠章、(三)、瑞寶章)

宮廷——宮中席次、前官禮遇、歴代宮内大臣、内大臣府

會議を開き意見を上奏する、樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干渉することはない。

公爵	桂太郎	大正	元・八・一三
公爵	貞愛親王		元・二・二一
公爵	大山巖		三・四・二三
侯爵	松方正義		六・五・二二
子爵	平田東助		一・九・一八
子爵	牧野伸顯		一・四・三〇
子爵	齋藤實		一〇・二・二六
子爵	湯淺倉平		一・三・二六

樞密院の職掌

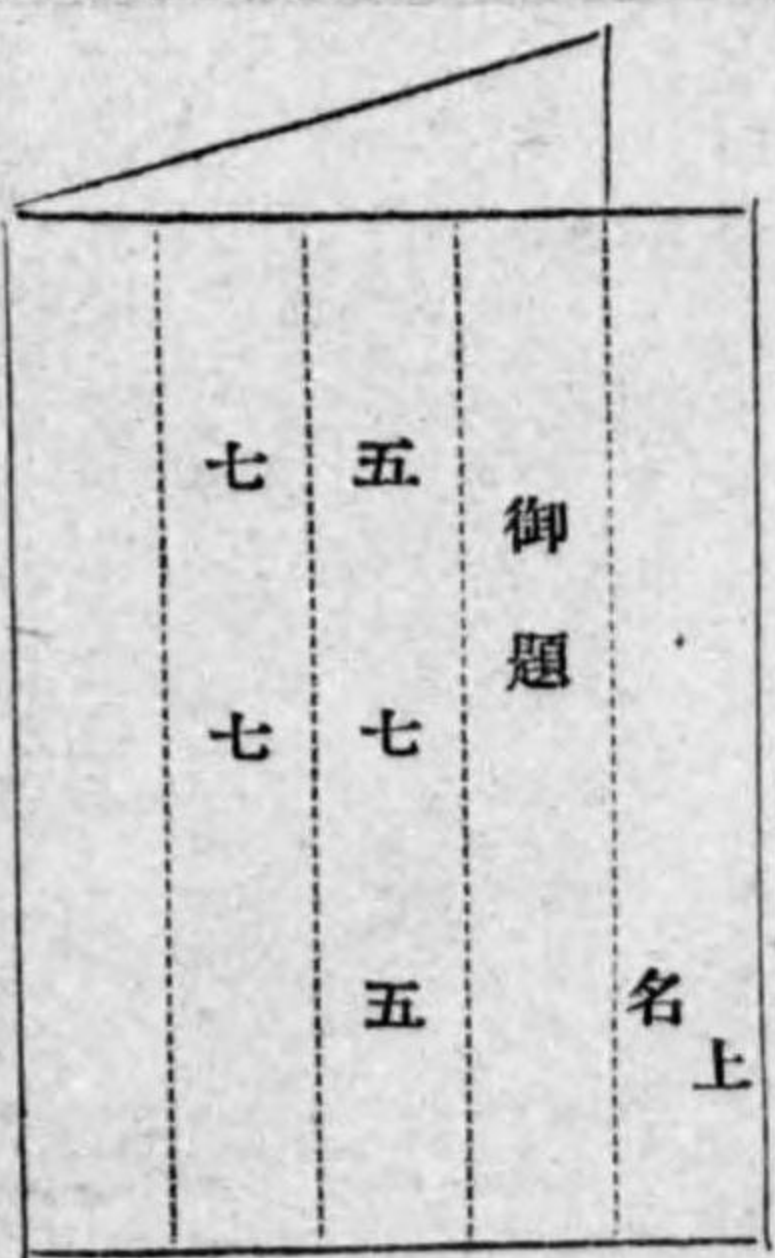
樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人及び書記官を以て組織され、丁年以上の各親王は樞密院會議に班列するの權を有せられる。議長副議長及顧問官たるには年齢四十歳に達したものでなければならぬ、樞密院の職掌は一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義三、憲法第十四條戒嚴の宣告同第八條及第七十條の勅令及其他罰則の規定ある勅令四、列國交渉の條約及約束五、樞密院の官制及事務規程の改正に關する事項六、前諸項に掲ぐるもの外臨時に諮詢せられたる事項に付諮詢を待つて

歴代樞密院議長

氏名	就任年月日
伯伊藤博文	明治 二一・四・三〇
伯大木喬任	二二・二・二四
伯伊藤博文	二四・六・一
伯大木喬任	二五・八・八
伯大木喬任	二六・三・一
伯大木喬任	二八・三・一七
伯西園寺公望	三三・一〇・二七
伯伊藤博文	三六・七・一三
伯伊藤博文	三八・二・二一
公伊藤博文	四二・六・一四
公山縣有朋	四二・一・一七
子清浦奎吾	大正 一・二・八
子濱尾新重	一・三・一三
子倉富三郎	一・四・一〇
子倉富三郎	一・五・四
子倉富三郎	一・五・二二
男一木喜徳郎	昭和 九・五・三
男平沼騏一郎	一一・三・二

歌會始

歌會始の御題は例年十月頃官報に發表され、何人も詠進することが出来る。但し一人一首に限り、十二月十日までに宮内省御歌所に差出す。詠進の書式については左の如く定められてある。



一、料紙は美濃紙にて詠草は豎に認む。
一、料紙は左の通り五つ折にす。
一、裏面には最後から二行目右寄りに現住所族籍、左寄りに氏名、官職位勳功爵あるものは氏名の上にそれを記す。
昭和十二年歌會始の御題は前年十月十三日『田家雪』と仰出され、一月二十六日宮中鳳凰ノ間に於て歌會始の儀を行はせられた、全國の詠進歌數四萬一千四百九十六首

より光榮に浴した選歌は七首であつた。

田家雪

御製
みゆきふる畑のむきふにおり立ちて
いそしむ民をおもひこそやれ

皇后宮御歌

この秋もみのりよからむをやまたの
さとまじるにそゆきのふりける

皇太后宮御歌

里人のいさみきはひて新米を
納めしくらにゆきそつもれる

選歌

- 正七位勳七等 秋田縣 伊藤 文治上
- 大雪にそりひく人も立ちよりて
- わら火をかこむ小田の一つ家
- 大阪府 佐中 精一上
- 鳴子引き逐ひし雀のねくらさへ
- 思ひやらるゝ夜の雪かな
- 神奈川縣 小津 たみ上
- ぬま水のひかりもさむき葛飾の
- 田つらのさとに雪はふりつゝ
- 三重縣 島 明上
- 冬やすみ里にかへりてしつかにも
- ひろき田の面の雪をみるかな
- 愛知縣 海田五百都上

宮廷——宮廷錄事

さえくれし伊吹おろしに尾はり田の
たるの家むら雪そつもれる

うふすなの神にまうつる道のみは

雪にあとあり小山田のさと

松明をとりておりたつ鋤きそめの

うしのせしるくたまる雪かな

福岡縣 上田 三郎上

帝室技藝員

竹内 栖鳳	横山 大観
川合 玉堂	橋本 關雪
安田 鞆彦	菊池 契月
藤島 武二	岡田 三郎助
和田 英作	山崎 朝雲
板谷 波山	香取 秀眞
清水 南山	

宮廷錄事

【昭和十一年八月】
二十五日 春仁王同妃兩殿下には東京市芝區高輪南町十七番地高輪南町御用邸に御假寓あらせらる。
二十九日 朝鮮總督府管内豪雨のため被

【九月】

八日 去月下旬朝鮮總督府管内暴風雨のため被害不撓趣聞食され御救恤として 天皇 皇后兩陛下より金壹封を同總督府へ下賜せらる。
十日 皇太子殿下には那須御用邸より葉山御用邸に御安著あらせらる。
十四日 天皇 皇后兩陛下には葉山御用邸より還御あらせらる。
二十一日 プラジル國經濟使節團今般渡來に付團長ジョアキン・ペドロ・サルカイ・ド・フイリヨ外五名は敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使ベドロ・ンオン・ヴェロニ同件 天皇陛下に謁見畢て夫人と共に同大使同伴 皇后陛下に謁見仰付けらる。
二十二日 天皇 皇后兩陛下には本邦駐劄佛國特命全權大使アルベル・カムレール同夫人娘のため午餐御催あらせられ春仁王同妃兩殿下を召させられ内大臣湯淺倉平外二十一名へ御陪食仰付けらる。
二十三日 秋季皇靈祭同神殿祭の儀を行はせらる。

二十四日 天皇陛下には陸軍特別大演習御統裁並に地方行幸のため軍艦比叡に御乗艦横須賀軍港御出港あらせらる。

二十六日 天皇陛下には室蘭港御入港室蘭水上棧橋より御上陸、株式會社日本製鋼所室蘭工場へ行幸、室蘭驛御發車、旭川驛御着車、行在所(旭川借行社)に御安着あらせられ、次で同所御出陣、御親閱場(旭川練兵場)、第七師團司令部、北海道旭川師範學校へ行幸、行在所に還幸あらせらる。

二十七日 天皇陛下には行在所御出陣旭川驛御發車、釧路驛御着車、行在所(釧路市男子高等小學校)に御安着あらせられ、次で同所御出陣、道民奉迎場(市設グラウンド)へ行幸、行在所に還幸あらせらる。

二十八日 天皇陛下には行在所御出陣御展望所(縣社嚴島神社境内)へ行幸、釧路驛御發車、根室驛御着車、根室公會堂、御展望所(縣社金刀比羅神社境内)道民奉迎場(根室北斗尋常高等小學校グラウンド)へ行幸、根室驛御發車、釧路驛御着車、行在所へ還幸あらせらる。○皇太子殿下には葉山御用邸より還啓あらせらる。

二十九日 天皇陛下には行在所御出陣釧路驛御發車、帶廣驛御着車、行在所(帶廣市明星尋常小學校)へ御安着あらせられ、次で驛御發車、小樽驛御着車、小樽公會堂、小樽高等商業學校、北海製鐵倉庫株式會社に行幸、小樽棧橋より御乗艇、軍艦比叡に御乗艦小樽港御出港あらせらる。

十日 天皇陛下には函館港御入港函館税關棧橋より御上陸、北海道水産試験場函館支場、國幣中社函館八幡宮、津輕要塞司令部、函館市青柳尋常小學校、御親閱場(函館練兵場)へ行幸函館税關棧橋より御乗艇軍艦比叡に御乗艦函館港御出港あらせらる。

十一日 天皇陛下には海軍特別大演習御統裁並に地方行幸のため軍艦比叡に御乗艦、横須賀軍港御出港あらせらる。○皇太后陛下には大宮御所御出陣東京女子高等師範學校へ行啓あらせらる。

二十四日 天皇陛下は海軍對抗演習の御統裁を濟ませらる。

二十五日 天皇陛下には神戸御入港あらせらる。

同所御出陣、北海道製糖株式會社帶廣工場、北海道廳立十勝農業學校へ行幸、行在所へ還幸、更に同所御出陣、御親閱場(帶廣飛行場)へ行幸、行在所に還幸あらせらる。

三十日 天皇陛下には行在所御出陣帶廣驛御發車、大樹驛御着車、北海道拓殖實習場十勝實習場、拓北部落へ行幸、大樹驛御發車、帶廣驛御着車、行在所に還幸あらせらる。

一日 天皇陛下には行在所御出陣、帶廣驛御發車、札幌驛御着車、大本營(北海道帝國大學農學部)に御安着あらせらる。○崇仁親王殿下には千葉縣千葉郡津田沼町字大久保百九十番地に御假寓あらせらる。

二日 天皇陛下には大本營に於て演習御統裁あらせらる。

三日 天皇陛下には大本營御出陣、札幌驛御發車、三川驛御着車、戰線御巡視の後由仁野外統監部に於て演習御統裁、由仁驛御發車、札幌驛御着車、大本營に還幸あらせらる。

四日 天皇陛下には大本營に於て演習御統裁あらせらる。

五日 天皇陛下には大本營御出陣苗穂驛御發車、惠庭驛御着車、戰線御巡視の後島松野外統監部に於て演習御統裁、惠庭驛御發車、苗穂驛御着車、大本營に還幸、更に大本營に御假泊あらせらる。

二十七日 天皇陛下には御假泊地御發航江田内御入港海軍兵學校へ行幸、同校發御江田内御出港御航海邊灘に御假泊あらせらる。○皇太后陛下には大宮御所御出陣、東京育學校及東京聾啞學校へ行啓あらせらる。

二十八日 天皇陛下には御假泊地御發航神戸港御入港、軍艦比叡に御移乗あらせらる。○皇后陛下には多摩陵へ御參拜あらせらるべき處御風氣のため御取止めの旨仰出さる。

二十九日 天皇陛下には神戸港御出陣阪神沖に於て海軍特別大演習觀艦式御親閱、終て軍令部總長をして大演習に關し講評せしめられ、勅語を賜ひ、次で大演習關與の海軍士官其他に賜饌あり、其節宣仁親王殿下を軍艦鳥海に、博義王殿下を軍艦加賀に、朝融王殿下を軍艦陸奥に、鳩彦王殿下を軍艦愛宕に、稔彦王殿下を軍艦足柄に差遣され、終つて阪神沖御發航あらせらる。

三十日 天皇陛下には横須賀軍港御入港逸見埠頭より御上陸、横須賀驛御發車、東京驛御着車、還幸あらせらる。

二日 親任式を行はせられ陸軍中將杉山元を陸軍大將に任ぜらる。○去月下旬南洋廳

營御出陣、御講評場(歩兵第二十五聯隊内)に著御、參謀總長をして講評せしめられ、勅語を賜ひ同所發御大本營に還幸、統監部關係者其他へ御陪食仰付けらる。

六日 天皇陛下には大本營御出陣、觀兵式場(札幌飛行場)へ臨御大本營に還幸、次で賜饌場に臨御大本營に還幸、次で行在所御出陣、北海道廳種畜場に行幸、行在所に還幸あらせらる。

七日 天皇陛下には行在所御出陣官幣大社札幌神社、札幌控訴院、北海道廳に行幸、札幌驛御發車、野幌驛御着車、北海道林業試験場に行幸、野幌驛御發車、札幌驛御着車、行在所に還幸、行幸關係者其他へ御陪食仰付けらる。○北海及青森縣下暴風雨のため被害不尠趣聞食され御救恤として天皇皇后兩陛下より各金壹封宛を下賜せらる。

八日 天皇陛下には行在所御出陣、札幌驛御發車、琴似驛御着車、北海道工業試験場、北海道農事試験場に行幸、琴似驛御發車、札幌驛御着車、行在所に還幸、更に行在所御出陣、御親閱場(札幌飛行場)北海道帝國大學に行幸、行在所に還幸、行幸關係者其他へ御陪食仰付けらる。○皇后陛下には大宮御所へ行啓あらせらる。

九日 天皇陛下には行在所御出陣、札幌管下暴風雨のため被害不尠趣聞食され御救恤として天皇皇后兩陛下より金壹封を同廳へ下賜せらる。

三日 明治節祭の儀を行はせられ、同宴會を御催あらせらる。○皇太后陛下には大宮御所御出陣、宮城へ行啓、夕刻還御あらせらる。

五日 天皇陛下には帝國議會議事堂へ行幸あらせらる。

六日 正午宮中に於て博恭王殿下を午餐に召させられ各鎮守府司令長官、艦隊司令長官其他へ御陪食仰付けらる。○皇后陛下には赤坂區青山權田原町憲法記念館構内に於て舉行の日本赤十字社第四十四回通常總會、大宮御所及愛國婦人會第三十五回通常總會へ行啓あらせらる。

七日 本邦駐劄カナダ特命全權公使オノラブル・ロバート・ランドルフ・ブルース信任狀並前任公使の解任狀捧呈のため參内に付、宮中より差廻しの自動車に迎引の式部官と同乗、同國公使館を出て參内御車寄階上に式部官の出迎を受け控所に入り、式部長官の誘導に依り鳳凰ノ間に進み、天皇陛下に謁見、信任狀並前任公使の解任狀を捧呈し訖て夫人同伴ノ間に於て皇太后陛下に謁見仰付けらる。

十日 天皇 皇后兩陛下には新宿御苑に於ける觀菊會に行幸行啓あらせられ、皇族王族公族を始め内外の諸員參苑、兩陛下臨御各員一同へ茶菓を賜はる。○官國幣社新嘗祭班幣相濟む。

十三日 皇后陛下には女子學習院へ行啓あらせらる。

十四日 皇后陛下には東京慈惠會へ行啓あらせらる。

二十日 親任式を行はせられ海軍大將百武三郎を侍從長に任ぜらる。○爵親授式を行はせられ從二位勳一等功三級鈴木貫太郎に男爵を授けらる。○霞ヶ浦海軍航空隊に於て學生練習生卒業式舉行に付同航空隊へ博恭王殿下を差遣さる。

二十一日 陸軍士官學校に於て第十六期學生卒業式舉行に付同校へ守正王殿下を差遣さる。

二十二日 希臘國先皇帝コンスタンチン陛下皇太后ソフィア陛下並太皇太后オルガ陛下の葬儀執行に際し、天皇陛下より同國皇帝陛下へ御弔電を御發送あらせられ二十三日之に對し御答電を寄せらる。

二十三日 新嘗祭神嘉殿の儀を行はせられ、朝鮮、臺灣、北海道及各府縣有志者より獻納の新穀を右祭祀に供せらる。

らせらる。

十八日 本邦駐劄ヘルメ國特命全權公使ドクトル・リカルド・リツエラ・シュレイベル信任狀並前任公使の解任狀捧呈のため參内に付、宮中より差廻しの自動車に迎引の式部官と同乗、同國公使館を出で參内御車寄階上に式部官の出迎を受け控所に入り、式部長官の誘導により、鳳凰ノ間に進み天皇陛下に謁見信任狀並前任公使の解任狀を捧呈し訖て桐ノ間に於て、皇后陛下に謁見仰付けらる。○宮中に於て雅仁親王殿下を午餐に召させられ内閣總理大臣廣田弘毅其他へ御陪食仰付けらる。○皇太后陛下には多摩陵へ御參拜あらせらる。

二十一日 宮中に於て載仁親王博恭王守正王各殿下を午餐に召させられ樞密院議長男爵平沼駱一郎其他へ御陪食仰付けらる。

二十二日 本邦駐劄瑞典國特命全權公使ヨハン・エリツク・エーワルド・フルトマン退官歸國に付御暇乞のため、天皇陛下に謁見畢て夫人娘同伴、皇后陛下に謁見仰付けらる。

二十二日 陸軍戸山學校に於て學生修業式舉行に付同校へ守正王殿下を差遣さる。

宮廷——宮廷録事

二十四日 秋田縣鹿角郡尾去澤町宇中澤尾去澤鐵山鑛毒沈澱池決潰のため被害不尠趣聞食され御救恤として、天皇 皇后兩陛下より金壹封を同縣へ下賜せらる。

二十五日 皇后陛下には多摩陵へ御參拜あらせらる。

二十六日 天皇陛下には海軍大學校へ行幸、還幸の御途次海軍省及軍司令部へ御立寄あらせらる。

三十日 天皇陛下には陸軍大學校へ行幸、還幸の御途次參謀本部に御立寄あらせらる。

〔十二月〕

一日 親補式を行はせられ海軍大將高橋三吉を軍事參議官に、海軍中將米内光政を聯合艦隊司令長官兼第一艦隊司令長官に、同子爵加藤隆義を吳鎮守府司令長官に、海軍中將百武源吾を横須賀鎮守府司令長官に、同長谷川清を第三艦隊司令長官に、同吉田善吾を第二艦隊司令長官に、陸軍中將蓮沼善を第九師團長に、海軍中將中村龜三郎を舞鶴要港部司令官に補せられたり。

四日 神宮月次祭幣帛發遣相濟む。

七日 天皇 皇后兩陛下には大宮御所に行幸行啓あらせらる。

九日 雅仁親王殿下には弘前市大字紺屋

町百二十五番地に御假寓中の處御歸京あらせらる。

十日 本邦駐劄諸威國特命全權公使フイン・コーレン並にカナダ特命全權公使オノラブル・ロバート・ランドルフ・ブルースは孰も夫人同伴敬意を表するため、皇太后陛下に謁見仰付けらる。○男爵鈴木貫太郎外一名は誓書奉捧仰付けらる。

十一日 本邦駐劄丁抹國特命全權公使男爵ルドルフ・ベルトウ・シュリーマ夫人令般著京に付敬意を表するため、同公使同伴、皇后陛下に謁見仰付けらる。○恒徳王殿下には千葉縣東葛飾郡葛飾町西海神四百八十五番地に御假寓あらせらる。

十三日 十二月十二日英國皇帝ジョージ第六世陛下即位に付、天皇陛下より御祝電を御發送あらせらる。

十五日 賢所神樂の儀を行はせらる。

十六日 親任式を行はせられ特命全權公使武富敏彦を特命全權大使に任ぜらる。

十七日 米國ホストン美術館長ドクタ・ジョージ・ハロルド・エツァエル令般渡來に付敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使ジョセフ・クラーク・グルー同伴、天皇陛下に謁見仰付けらる。○皇太后陛下には大宮御所御出門、宮城へ行啓あらせらる。

害不尠趣聞食され御救恤として、天皇 皇后兩陛下より金壹封を同府へ下賜せらる。

三十一日 節折並に大祓の儀を行はせらる。

〔昭和十二年一月〕

一日 歳旦祭の儀を行はせらる。

三日 元始祭の儀を行はせらる。

四日 政治の式を行はせらる。

五日 天皇陛下には正午新年宴會を御催あらせられ又午後六時有位華族へ酒饌を賜はる。○皇太后陛下には宮城へ行啓あらせらる。

七日 天皇 皇后兩陛下には大宮御所へ行幸行啓あらせらる。

八日 天皇陛下には宮城前外苑に於て行はせられたる陸軍始觀兵式へ臨御あらせらる。

九日 皇太子殿下には葉山御用邸に御安着、御滞留あらせらる。

十一日 天皇 皇后兩陛下は葉山御用邸に御安着、御駐蹕あらせらる。○英照皇太后四十年式年祭の儀を行はせらる。

十三日 雅仁親王殿下英國へ御差遣の序を以て同妃殿下御同伴約六箇月間歐米御旅行の儀勅許相成らせらる。

十五日 左の通下賜せらる。

宮廷——宮廷錄事

男爵林忠一先々代

從五位 林 忠崇

九十歳の高齡に付御紋付銀盃御絹竝に酒肴

料
從二位勳二等 坂本 俊篤
功三級男爵

(各通)
從二位男爵 山崎 治敏

八十歳の高齡に付御紋付銀盃竝に酒肴料

從二位勳一等功三級男爵 鈴木貫太郎

七十歳以上の高齡に付御紋付銀盃竝に酒肴

料
同 奈良 武次
正三位勳一等男爵 松井慶四郎

(各通)
從二位勳三等伯爵 松木 宗隆

從四位勳四等男爵 奥田 直紹

從四位勳四等男爵 佐藤達次郎

七十歳の高齡に付御紋付銀盃竝に酒肴料

從二位勳一等櫻井鏡二正三位勳一等元田肇

は老年に付執も特旨を以て宮中杖を差許さ

る。

二十日 天皇 皇后兩陛下には葉山御用

邸より還御あらせらる。

二十一日 獨國海軍練習艦エムデン艦長

海軍大佐マルター・ローマン今般渡來に付

敬意を表するため同艦副長海軍少佐ベルン

ハルト・リーベマンツを從へ本邦駐劄同國

三四

特命全權大使ドクトル・ハーバート・フオ

ン・デイルクセン同伴同大使館附海軍武官

海軍大佐ウエンネカートと共に 天皇陛下

に謁見仰付けらる。○本邦駐劄白國特命全權

大使男爵アルベル・ド・パツソムヒエ

ル夫人今般歸京に付敬意を表するため同大

使同伴 皇后陛下に謁見仰付けらる。

二十七日 講書始の儀を行はせられ帝國

學士院會員和田英松は日本書紀持統天皇の

條其他の忠君愛國に關する史實を、東京文

理科大學教授諸橋敏次は論語憲問篇子路門

君子章を、帝國學士院會員宮部金吾はエ

サー・グレー(Asa Gray)の業績に就て進

講す。

二十七日 皇太子殿下には葉山御用邸よ

り同附屬邸へ御引移あらせらる。

三十日 孝明天皇例祭の儀を行はせら

る。

一日 天皇陛下には比律賓大統領マヌエ

ル・エル・グソンのため午餐御催あらせら

れ宣仁親王殿下並本邦駐劄米國特命全權大

使ジョセフ・クラーク・グラーを召させら

れ内大臣湯淺倉平外十三名へ御陪食仰付け

らる。

二日 親任式を行はせられ陸軍大臣林銑

十郎を内閣總理大臣兼外務大臣文部大臣に

從四位勳三等河原田稼吉を内務大臣に、從

六位勳六等結城豐太郎を大藏大臣兼拓務大

臣に、陸軍中將中村孝太郎を陸軍大臣に、

海軍中將米内光政を海軍大臣に、檢事鹽野

季彦を司法大臣に、從三位勳一等山崎達之

輔を農林大臣兼遞信大臣に、海軍造兵中將

伍堂卓雄を商工大臣兼鐵道大臣に任ぜら

る。○親任式並親補式を行はせられ陸軍大

臣中村孝太郎を兼對滿事務局長に任じ海

軍大將永野修身を聯合艦隊司令長官兼第一

艦隊司令長官に陸軍大將伯爵寺内壽一を軍

事參議官に補せらる。

四日 官國幣社新年祭班幣相濟む。

八日 宮中に於て載仁親王殿下を午餐に

召させられ元内閣總理大臣廣田弘毅其他へ

御陪食仰付けらる。

九日 伊國學士院會員プロフェツソ

レ・ジュセツペ・ツツチ今般渡來に付敬意

を表するため本邦駐劄同國特命全權大使ジ

アチント・アウリチ同伴 天皇陛下に謁見

畢て夫人と共に同國大使同伴 皇后陛下に

謁見仰付けらる。

十日 親任式を行はせられ從二位勳一等

伯爵兒玉秀雄を遞信大臣に任ぜらる。

十一日 紀元節の儀を行はせられ、次で

宮廷——宮廷錄事

同宴會を御催あらせらる。○紀元節に際し社

會事業御獎勵の思召を以て成績優良なる團

體七百九十八團體に對し夫々獎勵金を下賜

せらる。

十七日 新年祭の儀を行はせらる。○神

宮へ文化勳章御奉納に付神宮新年祭奉向勅

使掌典伯爵庭田重行をして奉納せしめら

る。

十八日 羅馬法王樞機官大司教デニス・

ドゥアティー今般渡來に付並本邦羅馬

法王使節大司教ホル・マレラ御序を以て

執も敬意を表するため 天皇陛下に謁見仰

付けらる。○天皇 皇后兩陛下には本邦駐

劄佛國特命全權大使アルベル・カムレ

ル同夫人娘のため午餐御催あらせられ總彦

王同妃兩殿下を召させられ外務大臣林銑十

郎外十八名へ御陪食仰付けらる。

二十日 本邦駐劄佛國特命全權大使アル

ベル・カムレは今般歸國に付御暇乞

ため夫人娘同伴、チリ國特命全權公使マル

のティン・フイゲロア・アングィタは先般

着任に付敬意を表するため 皇太后陛下に

謁見仰付けらる。

二十一日 仁孝天皇例祭の儀を行はせら

る。

二十二日 本邦駐劄白國特命全權大使男

爵アルベル・ド・パツソムヒエール夫人

は先般歸京に付同大使同伴、ベル・國特命

全權公使ドクトル・リアルド・リウエラ・

シユレイベルは著任に付執も敬意を表する

ため、皇太后陛下に謁見仰付けらる。

【三月】

一日 親補式を行はせられ陸軍中將西尾

壽造を近衛師團長に、同山田乙三を第十二

師團長に、同土肥原賢二を第十四師團長

に、同松井命を第四師團長に、同磯谷廉介

を第十師團長に補せらる。

二日 宮中に於て載仁親王守正王鳩彦王

總彦王各殿下を午餐に召させられ前第九師

團長陸軍中將山岡重厚其他へ御陪食仰付け

らる。

三日 親任式を行はせられ特命全權大使

佐藤尙武を外務大臣に任ぜらる。

五日 皇太子殿下には葉山御用邸附屬邸

より還啓あらせらる。○今般雅仁親王殿下

妃殿下御同伴英國へ御差遣並海外御旅行に

付兩殿下 賢所御參拜あらせらる。○今般雅

仁親王殿下妃殿下御同伴英國へ御差遣並に

海外御旅行に付隨行の式部長官子爵松平慶

民外九名は賢所參拜仰付けらる。○李玉殿下

には宇都宮市西原町五百九十三番地に御假

寓中の處御歸京あらせらる。

九日 皇太后陛下には宮城へ行啓あらせ

らる。

十日 天皇陛下には靖國神社境内に於て

舉行の陸軍記念日祝賀會に行幸あらせら

る。

十二日 本邦駐劄佛國特命全權大使シャ

ル・アルセーヌ・アンリ信任狀並前任大

使の解任狀捧呈のため參内に付儀仗として

近衛騎兵一小隊を附せられ、宮中より御差

三五

て参内、御車寄階上に式部官の出迎を受け、控所に入り式部長官の誘導に依り鳳凰ノ間に進み、天皇陛下に謁見信任状並前任公使の解任状を捧呈す。

十六日 本邦駐劄イラン國特命全權公使バゲール・アシミ今般歸國に付御暇乞のため、天皇陛下に謁見畢て夫人同伴、皇后陛下に謁見仰付けられ、次で、皇太后陛下に謁見仰付けられ、東京陸軍幼年學校に於て生徒卒業式舉行に付同校へ鳩彦王殿下を差遣さる。

十八日 雍仁親王殿下妃殿下御同伴英國へ被差遣に日本郵船株式會社平安丸に御乗船横濱御出港御渡歐の途に就かせらる。

十九日 本月十六日静岡縣田方郡持越金山抗道火災のため多数の被害者を出したる趣聞食され御救恤として、天皇、皇后兩陛下より金壹封を同縣知事へ下賜せらる。

二十日 故能久親王妃一年祭に付權舎へ勅使として侍從公爵徳大寺實厚を皇后宮使として皇后宮事務官入江相政を皇太后宮使として皇太后宮事務官西邑清を差遣され、墓所へ勅使として侍從子爵牧野貞亮を皇后宮使として皇后宮事務官小倉康次を皇太后宮使として皇太后宮事務官清閑寺良貞を差遣され玉串を供せしめらる。

ルル・アルセーヌ・アンリに信任状捧呈済に付夫人及隨員大使館参事官フレデリック・クノベル同夫人外十二名同伴、並同瑞典國特命全權公使ウイダール・パツゲ同上に付執も、皇后陛下に謁見仰付けらる。

十三日 滿洲國實業部大臣丁鑑修今般渡來に付敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使謝介石同伴、天皇陛下に謁見仰付けらる。

十四日 勳章親授式を行はせられ京都帝國大學教授渡邊俊雄上田蠶絲專門學校長針塚長太郎に勳一等瑞寶章を授けらる。

十六日 天皇、皇后兩陛下には新宿御苑に於て御催の觀櫻會に行幸行啓あらせられ皇族王族公族を始め内外の諸員参苑、兩陛下臨御各員一同へ茶菓を賜ふ。

二十日 天皇、皇后兩陛下には官幣大社明治神宮へ行幸行啓、同神宮外苑の聖徳記念繪畫館へ御立寄あらせらる。

宮廷—宮廷録事

二十三日 李錫公第一子李清賢所、皇

二十三日 正午宮中に於て徳彦王殿下を午餐に召させられ外務大臣佐藤尙武特命全權大使大田爲吉同徳川家正其他へ御陪食仰付けらる。

二十五日 今般英國皇帝戴冠式觀艦式に参列のため英國へ派遣せらるべき軍艦足柄乘員海軍少將小林宗之助外二十五名は、天皇陛下に拜謁畢て同少將外百六十五名は、所参拜仰付けらる。○正午宮中に於て第四戰隊司令官海軍少將小林宗之助其他へ午餐を下賜せらる。

二十六日 天皇陛下には海軍經理學校並に水路部へ行幸あらせらる。

二十九日 皇太子殿下には東宮假御所に御移轉あらせらる。○今般英國皇帝陛下戴冠式觀艦式に参列のため英國へ派遣せらるべき軍艦足柄乘員海軍中佐木下三雄外二十五名は、天皇陛下に拜謁畢て同中佐外百二十六名は、賢所参拜仰付けらる。○皇后陛下には、女子學習院に於て卒業式舉行に付同院へ、故依仁親王妃周子殿下を差遣さる。

○所澤陸軍飛行學校に於て學生修業式舉行に付同校へ守正王殿下を差遣さる。○三十日 天皇陛下には學習院へ行幸あらせらる。○故能久親王妃富子の靈代を皇靈殿へ遷すの儀を行はせらる。○滿洲國皇帝陛下

靈殿

神殿拜禮あらせらる。○二十六日 東京慈惠會總會舉行に付、皇陛下御名代として守正王妃伊都子殿下を差遣さる。○本邦駐劄ポーランド國特命全權公使タデウス・ローメル信任状並前任公使の解任状捧呈のため参内に付宮中より差廻の自動車に迎引の式部官と同乘同國公使館を出で参内、御車寄階上に式部官の出迎を受け控所に入り鳳凰ノ間に進み、天皇陛下に謁見信任状並前任公使の解任状を捧呈し、訖て夫人同伴桐ノ間に於て、皇后陛下に謁見仰付けらる。○今般稅關事務會議に参列の横濱稅關長元尾光輝外八名は、天皇陛下に拜謁仰付けらる。

二十七日 天皇陛下には靖國神社へ行幸次で、皇后陛下には同社へ行啓あらせらる。○二十九日 天長節祭の儀を行はせらる。○天長節觀兵式を行はせられ、代々木練兵場へ行幸あらせらる。○天長節宴會を御催あらせらる。

【五月】

四日 本邦駐劄ヘルメ國特命全權公使ドクトル・リカルド・リグエラ・シユレイベル今般歸國に付御暇乞のため、天皇陛下に謁見畢て、皇后陛下に謁見仰付けらる。○盛厚王殿下滿洲國皇帝陛下より款待を享けさせ

より、天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下へ物品御贈進に付御禮電を御發送あらせられ、之に對し三十一日御答電を寄せらる。

【四月】

一日 親任式を行はせられ海軍中將米内光政同百武源吾を海軍大將に任ぜらる。○賀陽宮殿下御假寓所地名、左記の通改稱せらる。

千葉縣船橋市西海神四百八十五番地
二日 伊國上院議員伯爵グイスコンテイ・デイ・モドロネ今般渡來に付敬意を表するため本邦駐劄同國特命全權大使シアチント・アウリチ同伴、天皇陛下に謁見仰付けらる。○正午宮中に於て第十二師團長陸軍中將清水貴重其他へ午餐を下賜せらる。

五日 正午宮中に於て戴仁親王鳩彦王裕彦王各殿下を午餐に召させられ軍司令官師團長其他へ御陪食仰付けらる。
六日 天皇、皇后兩陛下には大宮御所へ行幸行啓あらせらる。
九日 宮中に於て宣仁親王殿下を午餐に召させられ内閣總理大臣林銑十郎其他へ御陪食仰付けらる。
十日 天皇、皇后兩陛下には東宮假御所へ行幸行啓あらせらる。
十二日 本邦駐劄佛國特命全權大使シヤ

られたるに付、天皇陛下より同陛下へ御禮電を御發送あらせられ、之に對し五日御答電を寄せらる。○親任式を行はせられ特命全權公使堀田正昭を特命全權大使に任ぜらる。○去月下旬樺太颶風下暴風の爲被害不尠趣聞食され御救恤として、天皇、皇后兩陛下より金壹封を同廳へ下賜せらる。

六日 正午宮中に於て朝融王殿下を午餐に召させられ特命檢閱使海軍大將大角岑生其他へ御陪食仰付けらる。○皇后陛下には赤坂區青山權田原町憲法記念館構内に於て舉行の日本赤十字社第四十五回通常總會、愛國婦人會第三十六回通常總會及大宮御所へ行啓あらせらる。

七日 天皇、皇后兩陛下には本邦駐劄ソグイエト聯邦特命全權大使コンスタンティン・ユレネフ同夫人並同佛國特命全權大使シヤルル・アルセーヌ・アンリ同夫人のため午餐御催あらせられ李王垣同妃兩殿下を召させられ内大臣湯淺倉平外十八名に御陪食仰付けらる。○去月中旬朝鮮總督府管下暴風雨のため被害不尠趣聞食され御救恤として、天皇、皇后兩陛下より金壹封を同總督府へ下賜せらる。

八日 本邦駐劄ソグイエト聯邦特命全權大使コンスタンティン・ユレネフ今般歸國

に付御暇乞のため夫人同伴 皇太后陛下に謁見仰付けらる。

十日 中御門天皇二百年式年祭の儀を行はせらる。

十一日 天皇 皇后兩陛下には本邦駐劄英國特命全權大使サー・ロバート・ヘンリー・クライグ同夫人のため午餐御催あらせられ宣仁親王同妃殿下を召させられ内大臣湯淺倉平外十六名に御陪食仰付けらる。

十二日 陸軍經理學校に於て卒業式舉行に付同校へ春仁王殿下を差遣さる。○英國皇帝皇后兩陛下戴冠式舉行に付 天皇 皇后兩陛下より御祝電を御發送あらせられ之に對し十五日御答電を寄せらる。

十三日 正午宮中に於て永久王殿下を午餐に召させられ爵香問祇候其他へ御陪食仰付けらる。

十四日 親任式を行はせられ陸軍大將男爵奈良武次從二位勳一等荒木寅三郎を樞密顧問官に任ぜらる。○正午宮中に於て帝國學士院會員並に本年度受賞者へ午餐を下賜せらる。

十七日 本邦駐劄英國特命全權大使サー・ロバート・ヘンリー・クライグ今般歸國に付御暇乞のため夫人同伴 皇太后陛下に謁見仰付けらる。○正午宮中に於て朝融王殿下

を午餐に召させられ各地方長官其他へ御陪食仰付けらる。

十八日 皇太后陛下には高松宮邸へ行啓あらせらる。○今般守正王殿下滿洲國御訪問に際し 天皇 皇后兩陛下より同國皇帝皇后兩陛下へ物品御贈進に付同皇帝皇后兩陛下より 天皇 皇后兩陛下へ御禮電を寄せらる。

十九日 本邦駐劄佛國特命全權大使ジャール・アルセーヌ・アンリ並にポーランド國特命全權公使テウス・ローメルは執も夫人同伴敬意を表するため 皇太后陛下に謁見仰付けらる。○守正王殿下滿洲國皇帝陛下より款待を享けさせられたるに付 天皇陛下より同陛下へ御禮電を御發送あらせらる。

二十日 正午宮中に於て博恭王殿下を午餐に召させられ特命檢閱使海軍大將高橋三吉其他へ御陪食仰付けらる。

二十一日 天皇 皇后兩陛下には本邦駐劄滿洲國特命全權大使謝介石のため午餐御催あらせられ李王同妃殿下を召させられ内大臣湯淺倉平外十六名に御陪食仰付けらる。○春仁王同妃兩殿下には高輪南町御用邸に御假寓中の處麹町區永田町二丁目開院宮邸に御歸邸あらせらる。

二十二日 朝日新聞社計畫に係る英國皇

帝陛下戴冠式奉祝並亞歐連絡記録作成飛行を完成今般歸朝の操縦士飯沼正明機關士塚越賢爾は 天皇陛下に拜謁畢て 賢所參拜仰付けらる。

二十四日 正午宮中に於て宮中顧問官並錦鷄間祇候へ午餐を下賜あらせらる。○皇太后陛下には蠶業試驗場及財團法人浴風會へ行啓あらせらる。

二十五日 海軍潜水學校に於て卒業式舉行に付同校へ博恭王殿下を差遣さる。

二十六日 皇后陛下には赤坂區青山權田原町憲法記念館構内に於て舉行の恩賜財團濟生會創立二十五周年記念式へ行啓還御の御途次東宮假御所へ御立寄あらせらる。

二十七日 天皇陛下には水交社に於て舉行の明治三十七八年戰役第三十二回海軍記念日祝賀會へ行幸あらせらる。

二十八日 本邦駐劄滿洲國特命全權大使謝介石今般歸國に付御暇乞のため 皇太后陛下に謁見仰付けらる。

二十九日 皇太后陛下には宮城へ行啓あらせらる。

三十一日 皇后陛下には大宮御所へ行啓あらせらる。

【六月】

六月一日 本邦駐劄コロンビヤ國代理公

使レオホルド・ホルダ・ロルダン今般着任に付敬意を表するため 天皇陛下に謁見畢て夫人同伴 皇后陛下に謁見仰付けらる。

四日 神宮月次祭幣帛發遣相濟む。○親任式を行はせられ正三位勳一等公爵近衛文麿を内閣總理大臣に從二位勳一等廣田弘毅を外務大臣に正三位勳一等馬場鐵一を内務大臣に大藏次官賀屋興宣を大藏大臣に大阪府知事安井英二を文部大臣に正四位勳三等伯爵有馬頼寧を農林大臣に從三位勳三等吉野信次を商工大臣に正三位勳一等永井柳太郎を逓信大臣に海軍機關大尉中島知久平を鐵道大臣に勳四等大谷尊由を拓務大臣に任ぜらる。

五日 皇太后陛下には山田驛御著車御泊所(神宮司廳)に御安着あらせらる。

六日 皇太后陛下には御泊所(神宮司廳)御出門豐受大神宮へ御參拜還御、次で皇太后宮へ御參拜還御、更に倭姫宮へ御參拜還御あらせらる。

七日 皇太后陛下には御泊所(神宮司廳)御出門山田驛御發車、松阪驛御著車、本居宣長遺跡鈴屋へ行啓、松阪驛御發車鳥羽驛御著車御木本眞珠養殖場へ行啓、鳥羽驛御發車山田驛御著車還御あらせらる。○外務大臣廣田弘毅宮中席次は特旨を以て内務大臣馬場鐵一の上席と定めらる。

八日 正午宮中に於て載仁親王殿下を午餐に召させられ國務大臣及元内閣總理大臣林銑十郎其他へ御陪食仰付けらる。○皇太后陛下には御泊所(神宮司廳)御出門伊勢離宮地へ行啓還御、次で御泊所御出門、山田驛御發車、京都驛御著車御泊所(京都皇宮)に御安着あらせらる。

九日 英國皇帝陛下誕辰祝賀のため勅使として式部職御用掛渡邊直達を同大使館に差遣され、同皇帝に對し御祝電を御發送あらせられ之に對し十二日御答電を寄せらる。○皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都驛御發車、叡傍驛御著車、叡傍山東北陵、桃花鳥田丘上陵、官幣大社檜原神宮へ御參拜、叡傍驛御發車、奈良驛御著車、官幣大社春日神宮へ御參拜奈良驛御發車、京都驛御著車還御あらせらる。

十日 正午宮中に於て朝融王殿下を午餐に召させられ各控訴院長其他へ御陪食仰付けらる。○皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都驛御發車、桃山驛御著車、伏見桃山陵、伏見桃山東陵へ御參拜、桃山驛御發車、京都驛御著車、後月輪東山陵、後月輪東北陵、觀音寺陵、月輪陵、法住寺陵へ御參拜、還御あらせらる。

十一日 正午宮中に於て文化勳章拜受者

其他へ午餐を下賜せらる。

十二日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門官幣大社賀茂御祖神社、同賀茂別雷神社御參拜還御あらせらる。

十三日 天皇 皇后兩陛下には東宮假御所へ行幸行啓あらせらる。○皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門官幣大社石清水八幡宮、官幣中社水無瀬宮へ御參拜、還御あらせらる。

十四日 正午宮中に於て第九師團長陸軍中將蓮沼蕃其他へ午餐を下賜せらる。○皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都驛御發車、四條驛御著車、官幣大社枚岡神社へ御參拜、四條驛御發車、京都驛御著車、還御あらせらる。

十五日 皇后陛下には財團法人理化學研究所へ行啓あらせらる。

十六日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、別格官幣社護王神社へ御參拜、還御、御泊所御出門、東福寺へ行啓、還御あらせらる。

十七日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門佛光寺へ行啓還御あらせらる。

十八日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、大典記念京都植物園、華族會館京都分館へ行啓あらせらる。

二十一日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都高等蠶絲學校へ行啓、還御、御泊所御出門、日本レース株式會社へ行啓、還御あらせらる。

二十二日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、日本赤十字社京都支部病院、京都市児童院、二條離宮へ行啓還御あらせらる。

二十三日 皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都市染織試験場へ行啓還御、次で慈照寺へ行啓あらせらる。

二十四日 道久王殿下 賢所 皇靈殿 神殿に謁するの儀を行はせらる。

二十六日 富士裾野演習場に於て陸軍重砲兵學校學生修業式舉行に付同所へ永久王殿下を差遣さる。皇太后陛下には御泊所(京都皇宮)御出門、京都驛御發車奈良驛御著車御泊所(奈良縣公會堂)へ御安着あらせらる。

二十七日 皇太后陛下には御泊所(奈良縣公會堂)御出門、春日率川坂上陵、佐保山南陵、佐保山東陵へ御參拜、還御、御泊所御出門奈良女子高等師範學校、奈良帝室博物館へ行啓、萬葉植物園へ御立寄、還御あらせらる。

二十八日 正午霞關離宮に於て内閣書記邸より還御あらせらる。皇太后陛下には御泊所(沼津御用邸)より還御あらせらる。

十九日 皇太后陛下には多摩陵へ御參拜あらせらる。

二十日 陸軍々醫學校に於て學生卒業式舉行に付同校へ守正王殿下を差遣さる。

二十三日 陸軍獸醫學校に於て學生卒業式舉行に付同校へ春仁王殿下を差遣さる。

二十五日 皇太后陛下には貴族院へ行幸、帝國議會開院式を行はせらる。

官長其他へ午餐を下賜せらる。皇太后陛下には御泊所(奈良縣公會堂)御出門、法隆寺、中宮寺へ行啓あらせらる。

二十九日 天皇陛下には陸軍士官學校へ行幸あらせらる。皇太后陛下には御泊所(奈良縣公會堂)御出門、奈良驛御發車、名古屋驛御著車、御泊所(元名古屋離宮)へ御安着あらせらる。

三十日 雍仁親王同妃兩殿下英國御到着以來享けさせられたる款待並同親王殿下に「グイクトリア」勳章の鍔鎖章を贈られたるに對し、天皇陛下より同國皇帝陛下へ御禮電を御發送あらせらる。

【七月】 一日 佛國極東艦隊司令長官海軍中將ジユール・ル・ピゴ今般來航に付敬意を表するたため同艦隊參謀長海軍大佐アルフレッド・ル・メル外二名を從へ本邦駐劄同國特命全權大使シャルル・アルセヌ・アンリ一同伴同國大使館附海軍武官海軍大佐ジョセフ・ロザテいと共に、天皇陛下に謁見仰付けらる。

二日 皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門、三菱重工業株式會社名古屋航空機製作所へ行啓あらせらる。正午宮中に於て戴仁親王、守正王、特命檢閱使陸軍

中將鳩彦王、同陸軍中將稔彦王各殿下を午餐に召させられ陸軍大臣杉山元其他へ御陪食仰付けらる。

三日 皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門、日本陶器株式會社へ行啓、還御、次で徳川美術館へ行啓あらせらる。皇太子殿下には東宮假御所御出門、葉山御用邸附屬邸へ御安着あらせらる。

四日 皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門、御幸毛織株式會社へ行啓あらせらる。

五日 天皇 皇后兩陛下には葉山御用邸に行幸行啓あらせらる。皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門、鶴舞公園へ行啓あらせらる。

六日 皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門官幣大社熱田神宮へ御參拜あらせらる。

七日 皇太后陛下には御泊所(元名古屋離宮)御出門名古屋驛御發車沼津驛御著車御泊所(沼津御用邸)へ御安着あらせらる。

八日 皇太后陛下には御泊所(沼津御用邸)御出門、官幣大社三島神社へ御參拜あらせらる。

十日 皇太子殿下には葉山御用邸附屬邸より那須御用邸へ御安着あらせらる。

十二日 天皇 皇后兩陛下には葉山御用邸より還御あらせらる。皇太后陛下には御泊所(沼津御用邸)より還御あらせらる。

有爵戶數 (各年末現在)

Table with 5 columns: Rank (位階), Year (昭九年, 同十年, 同十一年), and counts for various ranks from 公爵 to 從八位.

Table with 5 columns: Rank (位階), Year (昭九年, 同十年, 同十一年), and counts for various ranks from 公爵 to 從八位.

Table with 5 columns: Rank (位階), Year (昭九年, 同十年, 同十一年), and counts for various ranks from 公爵 to 從八位.

爵位・勳章

有爵戶數 (各年末現在)

Table with 5 columns: Rank (位階), Year (昭九年, 同十年, 同十一年), and counts for various ranks from 公爵 to 從八位.

Table with 5 columns: Rank (位階), Year (昭九年, 同十年, 同十一年), and counts for various ranks from 公爵 to 從八位.

宮廷—宮廷録事

等三四、七九二、寶六等五八、旭七等一一九、八一、瑞七等七五、八三五、寶七等二三一、旭八等六二九、四〇二、瑞八等四五三、六四八、寶八等一、六六〇

旭日勳章年金(各年末)

Table showing旭日勳章年金 for 昭和九年 and 同十年. Columns include 人員 (人員), 金額 (金額), and 總數 (總數).

記章佩用人員及賜杯

Table showing記章佩用人員及賜杯 for 昭和九年 and 同十年. Includes categories like 從軍記章, 記念章, 賜杯, and 功勞杯.

褒章受領人員

Table showing褒章受領人員 for 昭和九年 and 同十年. Columns include 總數, 紅綬褒章, 綠綬褒章, 藍綬褒章, and 紺綬褒章.

褒狀、賞杯、金員表彰

Table showing褒狀、賞杯、金員表彰 for 昭和九年 and 同十年. Includes 總數, 賞狀, 賞杯, and 賞金.

金鷄勳章年金(各年末)

Table showing金鷄勳章年金 for 昭和九年 and 同十年. Includes categories like 人員, 金額, and 總數.

勳章視奪人員

Table showing勳章視奪人員 for 昭和六年, 同七年, 同八年, and 同九年. Lists various ranks and amounts.

恩給、扶助料

Table showing恩給、扶助料 for 昭和六年, 同七年, 同八年, and 同九年. Includes categories like 人員 and 金額.

受領權人員及金額(昭和十年度)

Table showing受領權人員及金額 for 昭和十年度. Includes categories like 人員 and 金額.

總數

Table showing total counts for various categories like 文官, 武官, and 總數.

位階

大正十五年十月勅令をもつて位階令公布、正一位より從八位までの十六階とし、國家に勳功あり又は表彰すべき成績ある者、有爵者及爵を襲ぐことを得べき相續人、在官者及在職者に授けらるるもので、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授せられる。(明治二十年制定の位階條例は位階令制定と共に廢止)

勳章

勳章は勳績及功勞ある者を賞するたため明治八年四月十日太政官布告をもつて定められた。當初は今日の旭日章のみで、勳一等多く動八等の八級とし、次いで翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章、同二十一年一月四日、寶冠章、旭日桐花大綬章、瑞寶章、大勳位菊花章頸飾、同二十三年二月十

宮廷—宮廷録事

一日金鷄勳章制定せられた。その種類左の如くである。

大勳位菊花章 大勳位菊花章頸飾、大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章、大勳位菊花章、勳一等旭日桐花大綬章、勳一等旭日大綬章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬章、勳四等旭日小綬章、勳五等雙光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章。寶冠章 勳一等より勳八等まで、婦人の勳章もものに賞賜せらる。瑞寶章 勳一等、勳八等(大正八年婦人に授與せらるることとなる)。

△勳章佩用式 大勳位菊花章は頸飾を以て喉下に佩ぶ。その副章を左肋に佩ぶ。大綬を以て佩ぶ時は右肩より左肋へ垂れ其副章は左肋に佩ぶ。但し菊花章を賜はつた者は

旭日桐花大綬章、瑞寶一等章を併せ佩用することが出来る。寶冠章の勳一等章は大綬を以て右肩より左肋へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。同勳二等章以下は結蝶狀の綬を以て左肋に佩ぶ。旭日章、瑞寶章の勳一等章は大綬を以て右肩より左肋へ垂れ、其副章は左肋に佩ぶ。旭日二等章は右肋に佩ぶ其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。瑞寶二等章は右肋に佩ぶ。旭日、瑞寶の三等章は中綬を以て喉下に佩ぶ、勳四等以下は小綬を以て左肋に佩ぶ。婦人に賜はる勳三等以下の瑞寶章は結蝶狀の綬を以て左肋に佩ぶ。金鷄勳章功一級章は大綬を以て左肩より右脇へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。功二級章は右肋に佩び、其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。功三級章以下は他の勳章に同じ。

Table showing 功級 and 年金額. Columns include 功級, 年金額, and 功級.

三級	七〇〇	四級	五〇〇
五級	三五〇	六級	二五〇
七級	一五〇		

記章

名	稱	制定年
臺灣事件從軍記章	明治二十七年八月	
明治二十七年從軍記章	二八・一〇・九	
同三十三年從軍記章	三五・四・二	
同三十七年從軍記章	三九・三・三	
大正三年乃至九年戰役從軍記章	四一・一・五	
昭和六年乃至九年戰役從軍記章	四四・七・二	
帝國憲法發布記念章	明治三三・八・三	
大婚二十五年祝典之章	二七・三・六	
皇太子渡韓記念章	四三・三・九	
韓國併合記念章	四三・三・九	
大禮記念章	四三・三・九	
大正三・四年從軍記章	四四・八・二	
帝都復興記念章	四四・二・六	
戰捷記念章	五・八・二	
第一回國勢調査記念章	九・九・七	
大禮記念章	一〇・六・二六	
朝鮮昭和五年國勢調査記念章	昭和三・八・一	
	七・七・二六	

褒章

褒章條例は明治十四年十二月七日制定公布され同二十年五月二十三日黃綬褒章臨時制定を公布した。褒章にはその種別あり、本人に限り終身之を佩用し得るものである。紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に
藍綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行純絶なる者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に
藍綬褒章 學術技藝上の發明改良、著述教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河梁堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に
紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著なる者に
黃綬褒章 私財を献納し海防の事業に賛成したるものに（臨時的賜與）
褒狀 表彰せらるべき者團體なるときは褒狀を賜はる。
飾版 已に褒章を賜はりたるもの再度以上同様の實行ありて褒章を賜ふべき時は其都度飾版一箇を賜與し、其綬に附加せしむ。

文化勳章佩用告示

科學、藝術の功勞顯彰の聖旨に基いて新たに制定された文化勳章の佩用に關し二月廿四日内閣より左の如く告示された。
文化勳章は宮中關係の事項に付特に指示ありたる場合を除くの外時宜に依り男子は通常服（フロッグコート又はモーニングコート）又は紋附羽織袴、女子は通常服（セーアモンタント）又は白襟紋服（朝鮮及臺灣服等に在りては以上の諸服装に相當するもの）著用の節胸部中央に之を佩用することを妨げず。

文化勳章制定さる

昭和十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜して科學、藝術其他國家の文化的方面に功績ある者に對し其の勳功を表彰すべき文化勳章制定され勅令第九號を以て公布さる。勅令第九號
文化勳章令

文化勳章ハ文化ノ發達ニ關シ勳績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

- 文化勳章製式
 - 章 金橘花徑六・六糧
 - 花瓣白色盛上七寶、重廓間蕊金地濃藍色七寶、曲玉白色七寶、地赤白七寶
 - 紐 金橘葉實
 - 葉綠色七寶、實淡綠色七寶
 - 環 金小形楕圓
 - 幅三・七糧
 - 緞地淡紫色
- 文化勳章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩フ
- 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勳章略綬の改定

昭和十一年五月十八日附勅令第六十五號を以て明治十年第九千七號達大勳位菊花大綬章大勳位菊花章略式及大勳位以下略綬の件改正され即日公布された。

- 金鷄勳章略綬 地及綠綠色、線白色直徑三分五厘功三級以上のものにハ翼を附す
 - 寶冠章略綬 地及綠黃色、線紅色直徑三分五厘勳三等以上のものには翼を附す
 - 勳一等旭日桐花章 同略綬（地及綠紅色、線白色直徑三分五厘翼を附す）
 - 瑞寶章略綬（地及綠淡藍色、線橙黃色直徑三分五厘勳三等以上のものには翼を附す）
- 從前の略綬は當分の内佩用することが出来る

皇太神宮參拜

人員月別表（昭和十一年）

月別	内宮	外宮	計
一月	二九〇、九七	三二四、七三	六〇五、六四〇
二月	一七六、七四	一九六、〇八	三七四、三三〇
三月	一八三、五七	一九一、五八〇	三七五、一五七
四月	二四四、八三	二四三、二六〇	四七八、〇八三
五月	二七二、〇七	二八〇、九六	五五三、〇五六
六月	二五七、一〇	二七六、四五	五三三、七三五
七月	五八、八三七	八五、二四	一四三、九五一
八月	六八、五〇七	八七、四六	一五六、〇〇三

高級帶勳者（昭和一二・六・一〇）

- 西園寺公望
- 勳一等旭日桐花大綬章
 - 一木喜徳郎 石黒 忠恵 宇垣 一成
 - 大島 健一 香羽 正彦 岡田 啓介
 - 華頂 博信 葛城 茂磨 金子堅太郎
 - 清浦 奎吾 倉富勇三郎 小松 輝久
 - 幣原喜重郎 鈴木 莊六 鈴木貫太郎
 - 田中 光顯 財部 彪 筑波 藤磨
 - 徳川 家達 奈良 武次 林 權助
 - 東伏見邦英 平沼騏一郎 菱刈 隆
 - 伏見 博英 牧野 伸顯 南 次郎
 - 山本 達雄・山階 芳麿 若槻禮次郎
- 勳一等旭日大綬章
 - 安部 清種 荒井賢太郎 有馬 良橘
 - 阿部 信行 荒木 貞夫 安達 謙藏
 - 荒木寅三郎 有吉 明 井出 謙治

井上幾太郎 井上 忠也 伊澤多喜男
伊藤乙次郎 伊藤 賢三 石井菊次郎
石塚 英藏 稻垣 三郎 岩越 恒一
宇佐美勝夫 內田 重成 內山小二郎
瓜生 外吉 植田 謙吉 小栗孝三郎
小幡 西吉 尾崎 行雄 大井 成元
大角 岑生 緒方 勝一 小野寺長治郎
大村 卓一 加藤 寬治 香椎 浩平
蒲 卓一 上山滿之進 河合 操
川島令次郎 川島 義之 川村 竹治
勝田 主計 河野 秀男 木村 壯介
岸本 綾夫 栗野慎一郎 黒田 長成
窪田 靜太郎 黒田 琢磨 小磯 國昭
兒玉 秀雄 厚東篤太郎 古莊 幹郎
小林 躋造 小山 松吉 兒玉 友雄
佐藤 昌介 佐野 會輔 阪谷 芳郎
坂本 一 坂本政右衛門 左近司政三
櫻井 錠二 佐藤 尙武 志岐 守治
下條 康磨 加藤 亮一 菅野 尙一
鈴木喜三郎 鈴木 孝雄 鈴木 美通
末次 信正 杉山 元 杉 政人
關屋貞三郎 田中弘太郎 高島 友武
高山 公通 竹下 勇 武富 時敏
谷口 尙眞 建川 美次 高橋 三吉
田内 三吉 田中 隆三 千阪智次郎
筑紫 熊七 鶴田 禎次郎 塚本 清治

出淵 勝次 中野 直枝 中村孝太郎
中村 良三 長岡 春一 永井 松三
永野 修身 西川虎次郎 西 義一
二宮 治重 西尾 壽造 二上 兵治
野間口兼雄 野村吉三郎 畑 俊六
林 桂 橋本虎之助 林 鏡十郎
鳩山 一郎 秦 眞次 林 仙之
廣瀬 壽助 廣田 弘毅 福田 彦助
藤田 尙德 古川阪次郎 本庄 繁
松井慶四郎 松平 恒雄 松木 直亮
松井 石根 松山 茂 松浦 松見
眞崎甚三郎 町田 忠治 松田 道一
水野鍊太郎 宮田 太郎 三上 參次
三宅 光治 南 弘 三木善太郎
室 兼次 森山慶三郎 森 連
森 壽 元田 肇 安廣伴一郎
山川 端夫 山路 一善 山梨 半造
山屋 他人 柳川 平助 山梨勝之進
山本 英輔 山本 鶴一 湯淺 倉平
米内 光政 芳澤 謙吉 吉田 豊彦
若山善太郎 渡邊滿太郎 吉田 豊彦
勳一等瑞寶章
安藤紀三郎 青柳 榮司 秋月左都夫
赤井 春海 荒蒔 義勝 秋田 清
有田 八郎 荒城 二郎 荒川 文六
磯村 年 井上 一次 井上哲次郎

石光 眞臣 板倉松太郎 市來 乙彦
犬塚勝太郎 入澤 達吉 岩崎 久彌
岩村 俊武 今井田清徳 池田寅次郎
石波 敏一 今村信次郎 板垣征四郎
宇佐美興屋 上田 萬年 牛島 貞雄
梅崎延太郎 牛塚虎太郎 内田 定植
湖 惠之輔 牛丸 福作 枝原百合一
遠藤 源六 小笠原長生 小野塚 喜次
小野寺 重太郎 小原 直 織田 萬
尾野 實信 大谷幸四郎 大谷 一男
大塚 要 太田 政弘 岡 喜七郎
岡 實 大田 爲吉 大島 義修
大井 清一 大湊直太郎 嘉納治五郎
烏谷 章 河井 彌八 河本重次郎
鎌田 彌彦 川口 虎雄 木佐木幸輔
岸本鹿太郎 木原 清 黒田 英雄
桑木 嚴翼 小泉 六一 小倉 良精
小橋 一太 小杉 武司 國府 田中
木場 貞長 小藤文次郎 後藤 文夫
近衛 文磨 佐藤 三吉 佐藤鐵太郎
佐藤 恒丸 西園寺八郎 齋藤 半六
佐藤與之助 澤田 節藏 清水 澄
柴 五郎 白仁 武 新城 新藏
島村他三郎 柴山 重一 篠田 治策
菅原 通敬 鈴木 吉一 鈴木直太郎
關口健一郎 瀨川 章友 田中 國重

田中 都吉 田中 盛秀 田中館愛橋
田邊 朝郎 高田 早苗 高木 貞治
竹上常三郎 武田 秀一 立 作太郎
谷口留五郎 谷田 三郎 儀 孫一
高岡 熊雄 多田 駿 千葉郁治
堤 正義 津田 靜枝 寺島 健
寺内 壽一 徳川 達孝 東郷吉太郎
等々力森藏 中澤 岩太 長岡半太郎
南部麟次郎 永井柳太郎 西野 元
新村 出 野中 季雄 長谷川直敬
馬場 鏡一 馬場 恩治 萩野 末吉
服部宇之吉 林 彌三吉 原田 敬一
長谷川 清 原 嘉道 芳賀權四郎
林 博太郎 八田 嘉明 林 頼三郎
針塚長太郎 引田 乾作 土方 寧
平賀 讓 百武 源吾 百武 三郎
平山 信 弘岡 道明 藤原 佳哉
藤澤幾之輔 藤井 茂太 藤田 嗣章
舟越楫四郎 古川 三郎 古川 鈿三郎
本多熊太郎 堀内 次雄 堀切善次郎
堀 丈夫 眞野 文二 正木 直彦
町田 經宇 松井 茂 松井兵三郎
松浦鎮次郎 松浦 善助 松村 鶴造
松本 重威 前田 米藏 松岡 洋右
三浦謹之助 三井 高棟 三土 忠造
美濃部達吉 宮田 光雄 宮地久壽馬

三宅 徳業 三井清一郎 村上直次郎
望月 圭介 森岡 守成 安満 欽一
柳原 愛子 山口銳之助 山田 三良
山田 彦八 山田 陸穂 山中 榮吉
安田 郷輔 山本梯二郎 山岡萬之助
山崎達之輔 山田 三郎 柚原 完藏
横田 秀雄 横山又次郎 吉田 茂
和田彦次郎 和仁 貞吉 若林 養藏
渡邊 暢 渡邊 壽 渡邊 龍聖
和田 龜治 渡邊 俊雄 渡邊滿太郎
功一級 皇族及朝鮮帶動者を除く。
(備考)
高級有位者(昭和一二・八・二八)
正二位
石井菊次郎 石黒 忠憲 一木喜徳郎
内山小二郎 大久保利和 金子堅太郎
河合 操 清浦 奎吾 倉富勇三郎
栗野慎一郎 黒田 長成 久世 通章
山内 豊景 嵯峨 公勝 西園寺公望
清水谷實英 清閑寺經房 田中 光顯
徳川 家達 徳川 達孝 林 權助
平沼麒一郎 久松 定謨 松平 頼安
牧野 伴顯 松平 直亮 松木 宗隆
毛利 元昭 柳原 愛子

安保 清種 荒井賢太郎 青木 信光
荒木寅二郎 有馬 良橘 池田 仲博
池田 政保 岩崎 久彌 石野 基道
伊集院兼知 宇垣 一成 梅小路定行
瓜生 外吉 小笠原長生 小野 尊光
大井 成元 岡田 啓介 奥田 直紹
大給 左 奥平 昌恭 大久保利武
大久保 立 加藤 寛治 川村鐵太郎
窪田靜太郎 九鬼 隆輝 兒玉 秀雄
西郷 從徳 櫻井 錠二 三條西實義
佐野 常羽 坂本 俊篤 四條 隆愛
幣原喜重郎 柴 五郎 島津 忠重
清水 澄 鈴木貫太郎 鈴木 莊六
諏訪 忠元 關屋貞三郎 副島 道正
高倉 永則 財部 彪 伊達 宗定
高千穂宜磨 徳川 達道 奈良 武次
鍋島 直映 名和又八郎 永井 尙敏
成瀬 正雄 野間口兼雄 林 鏡十郎
樋口 誠康 関 丙 廣田 弘毅
朴 泳 細川 利文 松川 敏胤
松平 頼和 松平 直平 松浦鎮次郎
松平 恒雄 松浦 靖 町尻 量基
前田 利爲 南 次郎 陸奥 廣吉
毛利 高範 冷泉 爲勇 柳原 義光
山崎 治敏 山本 達雄 湯淺 倉平

名和 長意

勲記の御稱號を統一せらる

宮内省及び外務省では曩に對外交書等に用ひさせられる御名を「大日本帝國天皇」として御統一申しあげたが、この度は賞勳局でも従来の勲記に「日本國皇帝」と記されたのを改めて「大日本帝國天皇」とし、同時に右の勲記中「東京帝國宮」とあるのも「宮城」と改め申しあげることとし、昭和十一年六月一日から實施さる。

對外交書の御記載 今後は「日本國天皇」

御稱呼御改めらる

御親書をはじめ宮内省から諸外國に發せられる對外交書に御記載の御稱呼は從來皇帝と記し奉らせたが、この程この御稱呼は天皇と稱し奉る事に御決定あらせられた。仍つて今後は外交書の御記載は、すべて「日本國天皇」と記しまゐらす御事となつた。

國葬に關しては從來別段の規定なく、たゞ先例に基いて執行されて来たが、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四號を以て國葬令が公布された。即ち左の如くである。

- 第一條 大喪儀は國葬とす
- 第二條 皇太子皇太后妃皇太孫皇太孫妃及攝政たる親王内親王王女王の葬儀は國葬とす但し皇太子皇太孫七歳未満の薨なるときは此の限に在らず
- 第三條 國家に偉勳ある者薨去又は死亡したるときは特旨に依り國葬を賜ふことあるべし
- 前項の特旨は勅書を以てし内閣總理大臣之を公告す
- 第四條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては喪儀を行ふ當日廢朝し國民喪を服す
- 第五條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては喪儀の式は内閣總理大臣勅裁を経て之を定む

國葬

明治以來特旨により國葬を賜りたるもの次の如し。

- 岩倉具視 明治六年 島津久光 明治三年
- 三條實美 同 三年 熾仁親王 同 六年

- 能久親王 同 元年 毛利元徳 同 二年
- 島津忠義 同 三年 彰仁親王 同 六年
- 伊藤博文 同 五年 威仁親王 大正二年
- 大山巖 同 五年 李太王 同 八年
- 山縣有朋 同 二年 貞愛親王 同 二年
- 松方正義 同 三年 李王柘 同 二年
- 東郷平八郎 昭和九年

大正天皇實錄編修

宮内省では「大正天皇實錄」を編修することとなり昭和九年十二月二十日皇室令を以て圖書寮に臨時職員増置の件を公布した増置される職員は奏任の編修官二人、判任の編修官補四人専任し、以て大正天皇御治世に關する實錄を謹修奉ることとなつたものである。

文化勳章初の拜受者

- 長岡半太郎 本多光太郎
- 木村 榮 佐佐木信綱
- 幸田成行 岡田三郎助
- 竹内恒吉 横山秀麿
- 藤島武二

土地・人口

土地

帝國の位置

地方・方位・極點 地 名 東經度分

帝	極東	根室支廳占守島東端	一五六・三〇
帝	極西	澎湖廳望安庄花嶼西端	二九・六
國	極南	小笠原島沖ノ島南端	北緯度分 二〇・三五
國	極北	根室支廳阿頼度最北端	五〇・五五
本	極東	小笠原島南島東端	一五三・六
本	極西	山口縣豐浦郡豐西村	一三〇・四六
州	極南	小笠原島沖ノ島南端	二〇・三五
州	極北	青森縣下北郡大奥村辨	四一・三三
四	極東	德島縣那賀郡椿村伊	一三四・四九
四	極西	愛媛縣西宇和郡三崎村黃金築	一三〇・〇〇

土地・人口——土地

國	極南	高知縣幡多郡沖ノ島	三三・四二
國	極北	香川縣小豆郡福田村	三四・三三
州	極東	大分縣南海部郡東中	一三三・一〇
州	極西	長崎縣南松浦郡大濱	一三六・〇六
州	極南	鹿兒島縣大島郡與論	一四・〇一
州	極北	長崎縣對馬郡豐崎村	三三・四三
琉球	極東	大東島北東島東端	一三一・二〇
琉球	極西	八重山與那國島西端	一三三・五五
琉球	極南	八重山波照間島南端	一三三・〇三
琉球	極北	島尻郡島北端	二七・五二
北海道	極東	根室支廳花咲郡齒舞	一四四・四九
北海道	極西	渡島支廳松前郡大島	一三九・二〇
北海道	極南	渡島支廳松前郡小島	四一・三三
北海道	極北	宗谷支廳宗谷村辨天	四三・三一

千島	極東	根室支廳占守島東端	一五六・三〇
千島	極西	同國後島ハツチヤス	一四四・二四
千島	極南	阿頼度島最北端	五〇・五五
朝鮮	極東	慶尙北道鬱陵島竹島	一三〇・五六
朝鮮	極西	平安北道馬鞍山西端	一四一・一一
朝鮮	極南	咸鏡北道穩城郡柔浦面	三三・〇六
朝鮮	極北	咸鏡北道穩城郡柔浦面	四三・〇〇
臺灣	極東	基隆市棉花嶼東端	一三三・〇六
臺灣	極西	臺南州七股庄國聖港	一三〇・〇一
臺灣	極南	高雄州恒春庄七星岩	二二・四五
臺灣	極北	基隆市彭佳嶼北端	二五・三八
澎湖	極東	湖西庄查母嶼東端	一三九・四三
澎湖	極西	望安庄花嶼西端	二九・一八
澎湖	極南	望安庄大嶼南端	二二・一一
澎湖	極北	白沙庄目斗嶼北端	三三・四七
樺太	極東	東海岸北知床岬	一四四・四四
樺太	極西	海馬島釣鐘鼻	一四一・二二
樺太	極南	西能登呂岬	四四・五三
樺太	極北	國境	五〇・〇〇
關東	極東	隴子窩海洋島會西	一三三・一一
關東	極西	旅順山頭會西湖嘴屯	一一〇・五八
關東	極南	旅順方家屯會家屯	三八・四〇
關東	極北	普蘭店朝陽寺會宮家屯	三九・三三

土地・人口——土地

極東	ヤルトリト・ミン島	一七三・〇〇
極西	ナリキリツク島	一三三・一〇
極南	ボナベ・グリーニツチ島	一〇・〇〇
極北	サイパン・ウラカス島	二〇・三三

(備考) 極東、極西は東經度分、極南、極北は北緯度分を示す。
(第五十五回日本帝國統計年鑑に依る)

帝國の周圍と面積 (帝國統計年鑑)

地方	周圍(料)	面積(方料)	面積千分比例
内地	三〇、六〇五・四五六	三、八二五・五五〇	五、六四〇
本州	二、九〇四・〇七七	三、四三三・三三三	三、四三三
四國	二、九四六・五二四	一、八七二・八三三	二、七八〇
九州	八、六六二・三〇二	四、〇七八・九九九	六、三三〇
北海道	五、四八四・五〇四	八、七五五・〇〇四	一三、一四四
琉球	一、六〇八・〇六一	三、三八八・三三四	三、三八八
朝鮮	一、八三〇・三七八	三、三〇六・八六五	三、三〇六
臺灣	一、五七〇・四四五	三、五八三・四三五	五、三〇八
澎湖島	三二七・七二二	〇・一八九	〇・一八九
樺太	一、五三四・四四六	三、六〇九・〇三〇	五、三四四
計	五三、三三一・七七八	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
關東州	一、二二六・七五三	三、四六二・四五五	三、四六二
南洋	四、五九九・四九八	二、四八八・八〇〇	二、四八八
滿鐵附屬地	—	二、九七・九三	二、九七・九三

島の名 面積 (理科年表)

名	面積 (方料)
擇捉 (千島)	三、三〇〇
幌卷 (千島)	二、〇〇〇
國後 (千島)	一、八四〇
得志 (千島)	一、五三〇
沖繩 (琉球)	一、四三〇
佐渡 (大隅)	一、三〇〇
奄美 (大隅)	七七八
淡路 (肥後)	五九〇
天草 (大隅)	五七〇
屋久 (大隅)	五〇〇
種子 (大隅)	四四七
種島 (大隅)	四四三
下馬 (對馬)	四三三
溫島 (朝鮮)	三八九
巨濟 (南洋)	三七五
占守 (南洋)	三七〇
泊島 (南洋)	三七〇
新島 (南洋)	三五七
珍島 (朝鮮)	三五七
福海 (朝鮮)	三五七
江南 (朝鮮)	三五七

御料地 (昭和九年度)

種類	面積 (平方米)
宮殿地	四、七四三・六五三・七六
陵墓地	二、三三三・六三九・三九
普世地	六、一九九・九六七
普世地	二〇六・七八八・一六五六
普世地	一、〇八八・二六八・〇五六
普世地	三、九三三・五五五
普世地	三、六四一・一四〇・五六
普世地	一、八六一・二九九・一六
普世地	六三〇・七六五・五九
普世地	四、一三三・七三〇・〇〇
普世地	九三九・〇九五・八七

總面積	普通	世傳
合 計	二〇六、七八八・六五六	五、七三三・五五九・七三
平方	一、〇三三・一八一・四八七	五、〇四五・九九四・四三
平方	一、三三八・九九九・六三三	一、〇七四・五五〇・一五
平方	一、七三三・二五三・三三二	一、七三三・二五三・三三二

民有地 (昭和十一年一月一日現在)

種類	面積 (平方)	賃貸價格
畑地	二、九六六・〇九四	八六、二七六・六八三
宅地	二、八八七・一五四	三〇八、九九五・六一五
鹽田	四六三・七二一	六六三、三三三・二六九
鑛泉	四、一八六	二、二〇〇・二六八
池沼	一、五三〇・三	四、四八五・七二
山林	八、九三三・九六一	四〇〇、一四六・五五三
牧場	二〇三、五二一	二六、三八一
原野	一、七八八・六八二	四、四四三・六一
雜種地	三三、五八八	三、五七一・八八五

其他	年 期 地 (昭和十年度)
計	一七、三二六・四六一・七四〇、二六六・三四四
荒地	六、九四、七九九
荒地	六、三三九
荒地	一、六、三三六
荒地	四、四、四五〇
荒地	五、六、八、三四九

北海道地積 (昭和九年末)

種類	昭和八年	九年	十年
總數	六八三、三三六	六三三、五八九	五八八、一三四
畑地	一一三、三〇〇	一一七、六三〇	一一三、七九二
宅地	二、六〇、九七二	三、三六、〇九四	三、〇八、七三九
山林	一、三三三	一、〇八六	一、〇八七
牧場	一〇五、九六六	一〇五、二六九	九九、三三三
原野	九五、五四五	八二、三六四	六三、〇八八
雜種地	一〇一、七五	八四、五五三	九七、四三六
其他	五、〇四九	六、五八九	五、八八五

道府縣面積、世帯數及び人口

道府縣	面積	世帯數	人口
全 國	三八三、五五五・四三	一、八二一、六九三、五二二	三、八二一、六九三、五二二
北海道	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
東北	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
關東	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
中部	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
近畿	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
四國	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七
九州	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七	一、〇三三、一八一・四八七

鹿兒島	九、一〇、八二一	一七五	一、五九、四三三	七三、〇四六	八八、七六六	一、五九、七〇〇	七六、九〇〇	八二、八〇〇
沖繩	二、三六、三三四	二四八	五九、四七四	二八、一三六	三二、一八九	五九、六〇〇	二八、二〇〇	三二、八〇〇

(備考) 本表の面積、一方軒の人口は昭和十年國勢調査速報による。

本邦の主なる高山(理科年表)

名山	所在地	高さ米	東郡大山	臺中	臺中
富士山	駿河、甲斐	三、七六一	三、九三六	三、九三六	三、九三六
白根山(北嶽)	甲斐	三、七三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
穂高嶽	信濃、飛騨	三、七〇〇	三、九三六	三、九三六	三、九三六
槍ヶ嶽	同	三、六八〇	三、九三六	三、九三六	三、九三六
悪澤岳(東嶽)	駿河	三、六四六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
赤石嶽	信濃、駿河	三、二〇〇	三、九三六	三、九三六	三、九三六
奥西河内嶽	駿河	三、〇八四	三、九三六	三、九三六	三、九三六
御嶽(劍ヶ峰)	信濃、飛騨	三、〇三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
鹽見嶽	信濃、駿河	三、〇三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
仙丈ヶ嶽(前岳)	信濃、甲斐	三、〇三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
農鳥嶽	甲斐、駿河	三、〇三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
乗鞍嶽	信濃、飛騨	三、〇三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
立山	越中	三、〇一五	三、九三六	三、九三六	三、九三六
聖嶽	信濃、駿河	三、〇一五	三、九三六	三、九三六	三、九三六
劔嶽	越中	三、〇〇三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
黒岳(水晶山)	越中	二、九九〇	三、九三六	三、九三六	三、九三六
駒ヶ嶽(甲斐駒)	信濃、甲斐	二、九八六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
駒ヶ嶽(木曾駒)	信濃	二、九八六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
白馬嶽	信濃、越中	二、九三三	三、九三六	三、九三六	三、九三六
藥師ヶ嶽	越中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
野口五郎嶽	信濃、越中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
鷲羽嶽	信濃、越中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
大天井嶽	信濃	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
白馬鑓ヶ嶽	信濃、越中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
冠帽峰	咸鏡北	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
北水白山	咸鏡南	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
新高山	臺中、臺南、高雄	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
新高山	新竹、臺中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
秀姑北山(マボラス)	臺中、花蓮港	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
ウラモン山	臺中、花蓮港	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
タラクツシヤ	臺中、新竹	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
南湖大山(主山)	臺北、臺中、花蓮港	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
トロッツ(舊稱シミタ)	臺中、新竹	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
中央尖山	臺中、花蓮港	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
ハリヘ山	臺中、新竹	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
關山	臺東、高雄	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
大水窟山	花蓮港、臺中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
向陽山	高雄、臺東	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
南玉山	高雄、臺東	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
蕃菜主山北峰	花蓮港、臺中	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六

國立公園

△阿寒 北海道釧路、北見兩國に跨り、面積八八、二〇〇町歩を占め、其の殆んど全地域は阿寒湖、屈斜路湖の二大陥没火口湖を有する複式火山の地形に屬し、其他神祕な景觀を有する摩周湖を始め大小の湖沼を擁する一帯の地域は代表的寒帯の森林である。大森林湖沼の外に數多の温泉が湧出してゐる、冬季はスキー地としても適し、交通は釧網線が其の東部を貫通し、釧路、網走、帯廣の各方面から便利に回遊する事が出来る。

△大山 鳥取縣に位し日本海に臨む中國第一の高山大山を中心とする面積一二、七〇〇町歩の國立公園である。秀麗な山容豪壯な大爆烈火口、山麓から山腹に擴がる黒松林、中腹一帯を蔽ふ原始林其他獨特の景觀を具へ中ノ海や島根半島一帯を

俯瞰する雄大な眺望と相俟つて明媚な風光を誇つてゐる、東南には烏ヶ山、東北には矢筈山其他の山嶺が起伏し、山腹には由緒深き大山寺、大神山神社があつて船上山上の史蹟と共に意義深く大山寺僧坊跡に位する大山寺部落は探勝地の中心をなすと共に避暑地として勝れてゐる。此の公園は近時登山地として重きをなすと共に冬季のスキー地として西日本の一大中心となつてゐる。公園の附近には三朝、關金、皆生、東郷の諸温泉があり其他名勝も數多い交通としては山陰線及び伯備線の便がある。

△大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山帯を併せて北海道の屋蓋を爲す高山地帯にして其原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的大原生林である。尙其の壯大なる山嶺の間には廣潤なる臺地と雄偉なる火口趾と豪壯なる溪谷とを抱擁し瀑布、濕原、雲溪、御花畑等特色ある風景要素を聚めてゐる。位置は北海道の中央に位し、利用上には自然研究、觀光、登山、冬季スポーツ等に優れて居る。

△十和田湖 陥没火口湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷

宏密なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、濕原等の豊なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有数の美林である。自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に好適する。

△日光 男體山、白根山、燧岳其他多數の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰塞湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、菖蒲平鬼怒沼等の著名なる濕原を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林、濕原等に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富なる落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の濕原植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る。史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、舟遊、釣魚等多方面に亘り利用せらる。

△富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の典型にして我が國の靈山として古來國民の憧憬措かざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる姿容は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火山を戴き山麓に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に

雄大なる裾野原野を展開し、其の間典型的なる熔岩流、明媚なる五湖、山頂より山麓に亘る垂直的植物帯及北麓に擴がる樹海等は互に相照應して其の風光の雄渾絶佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養、舟遊乗馬等各々興味深きものがある。

△日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山岳地として代表的な上高地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲ノ平、燒岳、乗鞍岳等の特色ある火山地形、白馬立山、槍、穂高等の高峯峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪溪は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の静寂なる神祕境と黒部其の他の豪宕なる原始境は本公園の聲價を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大である。ことが本公園の卓越せるところである。従つて自然研究、觀光、登山、野營等に於て最も恰好である。

△吉野及熊野 本公園は大峯山大臺ヶ原山等の吉野群山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亘る一帯を含むものである。吉野

群山は公園地中唯一の水成岩系統に属する山地にして大杉谷、北山川又熊野川は之等水成岩地方を穿つ峡谷を形成し、大杉谷と北山峡とは何れも奇勝を以て顯はれ、本邦溪流中特異なる景觀を現出してゐるのである。又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである。要するに本公園地は山岳、森林、溪谷、河川、海岸の各種優れたる風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重な史蹟傳記に富み、利用方法としては史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、舟遊等に於て特色がある。

△瀬戸内海 此所は備讃瀬戸を中心とする本邦唯一の海上公園であるが瀬戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷲羽山、並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其海岸島嶼には隨所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。史蹟社寺巡禮、觀光、舟遊、釣魚、引綱海水浴等に優れて居り、位置及交通關係に於ても頗る便利である。

重式火山にして中央火口丘の一たる中岳は今尙盛んに噴火を続け凄壯怪異を極めて居る。蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久住に連り、その驚異的景觀は外輪山と共に世界的の雄大さを誇るものである。尙外輪山の内外には奇峯屹立する根子岳森林と溪流とを併せ有する菊池水源等があつて風景に變化を添へ、史蹟社寺巡禮自然研究、觀光等に於て優れてゐる。

△霧島 高千穂峯及韓國嶽を盟主とする大

小二十二箇の密集せる山岳より成る群狀火山にして特徴ある火口、火口湖を擁し其の山態の多様にして配置の妙を得てゐることは錦江灣、開開嶽を始めとして遠近の山野を望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景觀を爲してゐるのである。加るに中腹より山麓に擴がる常緑潤葉樹林と廣大なるツツシの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。しかも皇祖發祥の史説を以て顯はれ史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

本邦の主なる火山(理科年表)

名	稱	所在地	高さ米
阿頼度富士(東岳)		千島	二、三三九
千倉嶽(幌建島)		同	一、八二五
後嶽(同)		同	一、七七一
白煙山(同)		同	一、三三三
志林規島		同	七四九
三高山(磨勘留島)		同	一、二六九
根茂山(温瀬古丹島)		同	一、〇一〇
黒石山(同)		同	一、三三一
春牟古丹嶽		同	一、二二三
知林古丹嶽		同	七四三
越湯磨嶽		同	一、一七一

黒嶽(捨子古丹島)	千島	九三四
北硫黄嶽(同)	同	八三九
南硫黄嶽(同)	同	八二八
雷公計島	同	五一一
芙蓉山(松輪島)	同	一、四八五
幌茶登山(羅處和島)	同	九五六
計吐夷岳	同	一、一七三
三日月山(新知島)	同	六七九
新知富士(同)	同	一、三六〇
緑湖カレテラ(同)	同	六六九
新知嶽(同)	同	一、五三八
武魯頓島	同	八〇〇
知里保以岳(北島)	同	六四四
硫黄山(知里保以南島)	同	七五三
得撫富士(得撫島)	同	一、三三〇
大平山(得撫島)	同	一、〇四〇
地獄山(同)	同	一、〇三三
白旗山(同)	同	一、三〇〇
神威岳(擇提島)	同	一、三〇九
茂世路山(同)	同	一、一九六
散粒登(同)	同	一、五七九
單冠山(同)	同	一、六三二
阿登佐登(同)	同	一、三三〇
パルタルビ(同)	同	—
ルルイ岳(國後島)	同	一、五〇六
茶々登嶽(同)	同	一、八四五

羅白嶽(同)	同	八三九
泊山(同)	同	五四五
ウイノムブリ	根室北見	六五三
サマツケムブル	同	一、二五四
硫黄山	同	一、五六三
良牛山	同	一、六六一
海別岳	同	一、四一九
斜里岳	同	一、五四五
武佐嶽	同	一、〇〇六
標津岳	同	一、〇六一
摩周山	釧路	七〇一
アトサマブリ	釧路根室北見	五二〇
雄阿寒嶽	同	一、三七一
雌阿寒嶽	同	一、五〇三
キトウシ	十勝	一、三三二
ウハハサンケ	同	一、八七〇
西ヌブカウシ	同	一、二五六
東ヌブカウシ	同	一、二五二
大雪山(旭岳)	石狩	二、三九〇
十勝岳	十勝	二、〇七七
富良野岳	石狩	一、八二二
イルムケツブ	同	八六五
暑寒別岳	同	二、四九一
利尻山(利尻島)	北見	一、七一九
積丹岳	後志	一、二五五
赤井川カレテラ	同	七三三

阿女嶽	同	一、〇一四
余市岳	後志石狩	一、四八八
天狗岳	石狩	一、二四五
電雷岳	後志	一、二二二
岩雄登	後志膽振	一、一五四
ニセコアンヌブリ	同	一、三〇九
後方羊蹄山(蝦夷富士)	同	一、八九三
昆布岳	同	一、〇四五
洞爺湖中島	同	四五五
有珠山	同	七三三
登別岳	同	一、〇四〇
倶多樂	同	五四九
徳舜磐山	同	一、三三三
白老岳	同	九六八
惠庭岳	同	一、三三〇
風不死岳	同	一、一〇三
樽前山	同	一、〇三三
駒ヶ嶽	同	一、一四〇
横津岳	同	一、一五〇
恵山	同	六〇一
大島	同	七四四
小島	同	二八二
恐山(燒山)	陸奥	八〇四
八甲田山	同	一、五八五
岩木山	同	一、六三五
岩手山	陸中	二、〇八一

七時雨山	陸中	一、〇六〇	武尊山	上野	三、一五六	霧ヶ峯	信濃	一、九三五
駒ヶ嶽	羽後	一、六三七	袈裟丸山	上野下野	一、八七六	蓼科山	同	二、五三〇
森吉山	同	一、四五四	赤城山	同	一、八三六	八ヶ嶽	信濃甲斐	二、八九九
寒風山	羽後	三、五五	子持山	上野下野	一、二九六	茅ヶ嶽	甲斐	一、七〇四
鳥海山	同	二、三三〇	小野子山	同	一、三〇八	富士山	甲斐駿河	三、七六六
燒石嶽	陸中	一、五八	榛名山	同	一、四四八	愛鷹山	駿河	一、五〇四
栗駒山(須川岳)	陸前陸中	一、六三八	淺間山	上野信濃	二、五三三	箱根山	相模伊豆駿河	一、四三九
月山	羽前	一、九八〇	烏帽子岳	上野信濃	二、〇六六	熱海火山	伊豆	七九九
船形山	羽前陸前	一、五〇〇	四阿山	同	二、一六三	達磨山	同	九八二
白鷹山	同	九六六	白根山(草津)	信濃	二、一六七	天城山	同	一、四〇五
藏王山(刈田岳)	陸前羽前野城	一、七五九	飯綱山	同	二、〇五三	先原	同	五八一
吾妻山	岩代	一、九七五	黒姫山	同	二、〇五三	三原山(大島)	同	七五五
安達太郎山	同	一、七〇〇	妙高山	越後	二、四四六	利島	同	五〇八
磐梯山	同	一、八一九	燒山	信濃	二、四〇〇	宮塚山(新島)	同	四〇八
猫魔嶽	同	一、四四二	斑尾山	同	一、三八二	向山(同)	同	二八三
博士山	同	一、四八二	高井富士	同	一、三五一	天上山(神津島)	同	五七四
守門山	越後	一、五三八	毛無山	同	一、六五〇	三宅島	同	八五一
淺草岳(朝草岳)	岩代越後	一、五六六	岩菅山	同	二、二九五	御藏島	同	八五二
米山	越後	九三三	苗場山	同	二、一四五	西山(八丈島)	同	八五四
鎌房山	岩代	一、五二〇	飯士山(上田富士)	越後	一、二二	東山(同)	同	七〇一
那須嶽	下野	一、九七	白山	加賀飛騨	二、七〇三	青ヶ島	同	四三三
高原山(釋迦ヶ岳)	同	一、七五	大日嶽	飛騨美濃越前	一、七〇九	鳥島	同	三六七
女峯山	同	二、四六四	立山	越中	三、〇一五	北硫黄島	同	八〇四
二荒山(男體山)	同	二、四八四	硫黄ヶ岳(燒岳)	信濃飛騨	二、四四八	摺鉢山(硫黄島)	同	一六七
白根山(日光)	同	二、五七八	乗鞍岳	同	三、〇三六	南硫黄島	同	九三二
燧嶽	岩代	二、三六〇	御嶽	同	三、〇六三	大洞山	伊勢	九八五

二上山	大和河内	四七四	臥蛇島	大隅	五二五	十勝川	(十勝、釧路)	一、九六
三笠山	同	三三三	中之島	同	一、〇三三	淀川	(近江、丹波、山城、伊賀、大和、河内、攝津)	七九
青葉山	若狭	七〇〇	諏訪之瀬島	同	八三五	阿賀野川	(岩代、上野、越後)	一、六九
田倉山	丹波丹後	三三三	悪石島	同	六〇三	最上川	(羽後、羽前)	三二六
米山	但馬播磨	一、五二〇	寶島	同	二、六〇	阿武隈川	(磐城、岩代、羽前、陸前)	一、九六
間鍋山	但馬	四七〇	横當島	同	五二五	天龍川	(信濃、三河、遠江)	二二六
大山	伯耆	一、七三三	鳥島	同	一、五八	富士川	(甲斐、信濃、駿河)	一、六一
三瓶山	出雲石見	一、三二六	栗國島	琉球	九六	雄物川	(羽後)	一、四九
青野山	石見	九〇八	久米島	同	三二〇	能代川	(陸奥、陸中、羽後)	一、三三
笠山	長門	一、二二三	大屯山	臺北	一、〇四五	江ノ川	(安藝、備後、石見)	二〇〇
鶴見嶽	豊後	一、三三五	漢拏山(濟州島)	全羅南道	一、九五〇	吉野川	(土佐、伊豫、讃岐、阿波)	三三六
由布嶽	同	一、五八四	樽陵島	慶尙北道	九八五	那珂川	(下野、磐城、常陸)	一、二六
花牟禮山	同	一、一七三	白頭山	咸鏡(國境)	一、〇三九	荒後川	(武藏)	一、二七
九重山	同	一、七六四	ウラカス	マリヤナ	三二九	筑後川	(肥前、肥後、豊前)	一、四二
九住山	同	一、七八八	アグリカン	同	九六五	筑前川	(飛騨、越中)	一、二六
阿蘇山	肥後	一、五九二	本邦の主なる河川(理科年表)			神通川	(陸奥、越中)	九〇
金峯山	肥前	六六六	名	(流域國名)	長さ	岩木川	(越中、陸奥)	一〇六
温泉岳	同	一、三六〇	石狩川	(信濃、上野、越後)	三、六九	常呂川	(北見)	一、四四
多良岳	日向大隅	一、〇七六	利根川	(天龍)	三、三三	高梁川	(備前、備中、備後)	一、二〇
霧島山	薩摩	一、〇六〇	武蔵野川	(武蔵、常陸、下總)	三、三三	新宮川	(大和、紀伊)	一、六一
櫻島	同	五〇九	上野川	(天龍)	三、〇六	熊野川	(大和、紀伊)	一、六一
開閉岳	同	九三三	天鹽川	(陸中、飛騨、陸前)	三、〇六	渡野川	(伊豫、土佐)	一、七二
硫黄島	大隅	七六六	北川	(信濃、飛騨、陸前)	三、〇六	大淀川	(肥後、大隅、日向)	一、〇六
口之永良部島	同	一、〇四三	木曾川	(尾張、近江、美濃)	三、三三			
口之島	同	一、〇三三						

吉井川	(美作、備前)	一七
球磨川	(日向、薩摩、肥後)	一四
五箇瀬川	(肥後、豊後、日向)	一三
紀ノ川	(大和、紀伊)	一三
矢作川	(信濃、美濃、三河)	一三
庄川	(飛騨、越中)	一三
加古川	(丹波、攝津、播磨)	一三
由良川	(丹波、丹後)	一三
鴨綠江	(咸鏡南、平安北)	七九〇
漢江	(江原、慶尙北)	五二四
洛東江	(忠清北、京畿)	五二四
大同江	(江原、慶尙、全羅北)	五二五
豆滿江	(咸鏡北)	四三九
錦江	(全羅北、忠清、慶尙北、京畿)	四〇一
臨津江	(咸鏡南、江原、京畿)	三五四
清津江	(平安)	一九九
禮成江	(全羅、慶尙)	三三
載寧江	(黄海、京畿、江原)	一七四
大寧江	(平安北)	二九
龍興江	(咸鏡南)	一五〇
榮山江	(全羅南)	一三五
端川南大川	(咸鏡南)	二六

城川江	(咸鏡南)	九
濁水溪	(臺中)	一五
下淡水溪	(高雄)	一五
曾文溪	(臺南、高雄)	一三
淡水河	(臺北、新竹)	一三
大甲溪	(臺中)	一三
烏溪(大肚)	(臺中)	一三
八獎溪	(臺南)	一一
秀姑巒溪	(花蓮港、臺東)	九
卑南溪	(臺東)	八
大安溪	(新竹、臺中)	八

本邦の主なる湖沼(理科年表)

瀨名湖(猪鼻)	遠江	七・〇四
洞爺湖	膽振	六・六〇
小川原沼	陸奥	六・三六
十和田湖	陸奥、陸中	五・九八
能取湖	北見	五・四九
風蓮湖	根室	五・二三
北浦(鱒川)	常陸	三・八五
網走湖	北見	三・〇四
厚岸湖	北見	三・〇四
印旛湖	下野	三・〇四
田澤湖	下野	三・〇四
幽仙湖(温)	千島	二・四五
關古丹湖	千島	二・四五
河内湖	加賀	二・〇
十三湖	陸奥	二・〇
伊庭内湖	近江	二・〇
武魯頓湖	近江	一・九七
(新島)	千島	一・九七
諏訪湖	信濃	一・四五
阿寒湖	千島	一・四五
酒田湖	北見	一・四五
手賀湖	信濃	一・四五
幸寺湖	信濃	一・四五

池田湖	薩摩	一〇・九
檜原湖	岩代	一〇・七
瀧沼	北見	九・五五
湖山池	因幡	七・五
東海湖(國)	千島	七・四
後鳥	丹後	七・〇八
久美濱湖	陸奥	六・八
伊豆沼	相模	六・八
蘆ノ浦	常陸	六・六〇
外浪逆浦	甲斐	六・四
山中湖	甲斐	六・三
塘路湖	釧路	六・三
鷹架沼	陸奥	六・二
萬石浦	陸奥	六・二
河口湖	甲斐	六・〇八
得茂別湖	千島	六・〇八
(擇捉島)	千島	五・七四
與謝ノ内海	丹後	五・八
福山湖	越後	五・一五
柴山湖	加賀	五・一三
北海道大沼	渡島	五・二
蓬萊湖(温)	千島	五・〇七
福古丹湖	千島	五・〇六
温根沼	根室	五・〇五
松川沼	磐城	五・〇四
俱多樂湖	膽振	五・〇二
水月湖	若狭	五・〇二

本栖湖	甲斐	四・八七
加茂湖	佐渡	四・八六
邑知沼	能登	四・七七
長沼	陸奥	四・四四
鏡沼	越後	四・四
野尻湖	信濃	四・三
コムケ沼(東部)	北見	四・〇
年崩湖(擇捉島)	千島	四・〇
多來加湖	敷香	一・八〇・六
富内湖	大泊	一・六八・八
遠淵湖	同	四・〇・四三
來知志湖	泊居	三・四・七
和愛湖	大泊	三・四・八
池邊湖	同	一・一〇
恩洞湖	同	七・六一
廣橋湖	咸鏡南	一・三・八
長淵湖	咸鏡北	八・二七
晚淵湖	咸鏡北	七・四三
小淵湖	咸鏡北	六・九一
下淵湖	咸鏡南	四・九四
高雄湖	咸鏡南	四・八
日月潭	高雄	三・六

本邦の主なる峠(理科年表)

夏澤峠	信濃	二・三九
德本峠	信濃	二・一七
大河原峠	信濃	二・一五
安房峠	信濃	二・〇九
足利峠	信濃	二・〇四
沼山峠	甲斐	一・七〇
三平峠	岩代	一・七〇
地蔵峠	上野	一・七〇
山王峠	信濃	一・七〇
平湯峠	飛騨	一・六八
馬越峠	飛騨	一・六八
小川峠	信濃	一・六八
野川峠	信濃	一・六八
屏風峠	信濃	一・六八
霧立峠	信濃	一・六八
半立峠	信濃	一・六八
神坂峠	信濃	一・六八
勘場峠	阿波	一・五八

五十三峰	飛驒	一、五六〇
乙見山	信濃、越後	一、五四〇
和田	信濃	一、五三一
御坂	甲斐	一、五二五
権兵衛	信濃	一、五二三
落合	阿波	一、五〇三
長峰	信濃、飛驒	一、五〇〇
寒峰	日向	一、四九九
八町	武蔵	一、四七九
眞弓	信濃、美濃	一、四七二
柳澤	甲斐	一、四六四
信州	同	一、四六三
十谷	同	一、四六二
黒平	肥後	一、四五六
水上	信濃	一、四四二
大門	上野	一、四三三
杖植	信濃	一、四二七
分杭	同	一、四二五
矢筈	同	一、四二二

世界の高山 (理科年表)

名	所在地	高さ
エヴェレスト	ヒマラヤ	八八四八
ゴドウィン・オーステン	カラコルム	八八二二

カンチエンシエンガ	ヒマラヤ	八六〇三
マカ	同	八四八九
ドーラギリ	同	八二六七
チヨウヨウ	同	八二五三
ナンガ・バルバット	同	八二四四
ガシアープラム	カラコルム	八〇八八
ゴサイン・タン	ヒマラヤ	八〇四四
ザアチエンカン	同	七九七〇
ダスト・ギル	カラコルム	七八八五
マシアープラム	同	七八二二
ナンダ・デビ	ヒマラヤ	七八一七
エルブルーズ	コーカサス	五六三〇
デイチ・タウ	同	五一九七
シユカラ	同	五一九三
コシユタン	同	五二四五
モン・ブラン	アルプス	四八〇〇
モンテ・ローザ	同	四六三八
ミシアル	同	四五五〇
リスカム	同	四五三八
グアイスホーン	同	四五二二
マツターホーン	同	四五〇五
フィンステルア	同	四三七五
イルホーン	同	四二八二
アレツチホーン	同	四二八二
ユンガ・フラウ	同	四二六六

キリマ・ヌジャロ	東アフリカ	五九六九
ケニヤ	同	五九四四
マルゲリータ	同	五〇三三
アレクサンドラ	同	五〇八一
マツキンレー	アラスカ	六二八七
ロリガン	同	六〇五〇
オリザバ	メキシコ	五六五八
セント・エリアス	アラスカ	五四九四
ホボカテートル	メキシコ	五四二四
ルカニヤ	カナダ	五三二七
キニヤ	同	五三二一
ホイットニー	カスケード	四四二〇
エルバート	同	四三九五
レニア	カスケード	四三九二
アコンカグア	アンデス	七〇三三
メルセダリオ	同	六八〇二
ツプンガト	同	六五六八
イラマ	同	六五五三
イリマ	同	六四五九
チムボラ	同	六四四八
カカア	同	六一七二
コシカ	同	六一五一
サン・ホセ	同	六一〇三

世界の主なる島嶼 (理科年表)

名	面積
グリーンランド	二、一七五、六〇〇
ニュー・ギニー	七七一、九〇〇
ボルネオ	七四五、九五〇
マダガスカル	五九〇、二〇〇
スマトラ	四三三、八〇〇
大アフリカ	三三六、三〇〇
セレベス	一七九、四〇〇
ニューギニア南島	一五〇、五五〇
ジャバ	一三六、一〇〇
キユーバ (西印度)	一〇四、五〇〇
ニューギニア北島	一〇四、二九五
ニューハウンズランド	一〇四、七〇〇
ルソ (フィリッピン)	一〇六、二〇〇

土地・人口—土地

世界の主なる湖沼 (面積一萬平方キロメートル以上)

名	所在	面積
カスピ海	アジア、ヨーロッパ	四三八、〇〇〇
スベリオル	北アメリカ	八三、三〇〇
グレイトリア	東アフリカ	六八、八〇〇
アラル	中央アジア	六三、〇〇〇
ヒュロン	北アメリカ	五九、五二〇
ミシガン	北アメリカ	五七、八五〇
バイカル	シベリア	三三、〇〇〇
タンガイカ	コンゴ	三三、九〇〇
グレート・ベア	カナダ	三一、五〇〇
グレート・スレ	カナダ	三〇、八〇〇
エプ	カナダ	三〇、〇〇〇
エリ	北アメリカ	二五、八三〇

世界の大河 (流長三千キロメートル以上)

名	所在地	流長
ウイニペツガ	カナダ	二四、五三〇
オンタリオ	北アメリカ	一八、七六〇
ラドガ	ロシア	一八、一八〇
バルハシ	中央アジア	一七、五七五
チヤード	スダ	一六、〇〇〇
マラカイボ	ヴェネズエラ	一三、六〇〇
×印は鹹湖		
ミシシッピ	北アメリカ	六、五三〇
アマゾン	南アメリカ	六、二〇〇
ナイル	アフリカ	五、七六〇
フネ	アフリカ	五、二〇〇
オニセ	アフリカ	五、二〇〇
ラ・アラタ	南アメリカ	四、七〇〇
レナ	アジア	四、六〇〇
黒龍江	アジア	四、四八〇
コシゴ	アジア	四、二〇〇
ニシエ	アジア	四、一六〇
黄シエ	アジア	四、一〇〇
セント・ローレ	北アメリカ	三、八〇〇
マツケン	北アメリカ	三、七六〇

土地・人口——土地

ユークン	北アメリカ	三、六〇〇
グオルガ	ヨーロッパ	三、五七〇
インダス	アジア	三、一八〇
ガンガ・ブラマ	アジア	三、〇〇〇
プトラ	アジア	三、〇〇〇

世界の主な運河

(幅二〇米以上)

名	所在地	長さ	開通年
スエズ	エジプト	一六八	一八六九
パナマ	パナマ	八一	一八八九
セントメリー	セントメリー	一六	一八八九

世界の最高及最低地点

(ワールド・オールマナックに據る)

地方	最高地点	最低地点	水平線以下
北米	アラスカ州マツキンレー山	カリフォルニア州死の谿	二七六
南米	智利アコンカグア山	水線	二七六
南欧	高加索エルブルズ山	露西亞裏海	八六
南亞	印度支那間エグレスト山	パレスチナ死海	一、二九〇
南ア	東アキボト峰	リビア沙漠	四四〇
南極	新サウスウエールスコシウスコ山	南濠洲アイア湖	七、三六
	ソルベイド、ニルソン		一五、四〇〇

各大陸本土の極點

(アジヤ)

方位	地名	経緯度
極東	デシネフ岬(チュク)	東經 一九〇・二〇
極西	チナ岬(小アジア)	同 二六〇・三

極南	アル岬(マライ半島)	北緯 一・二六
極北	チエルユスキン岬(タイミル半島)	同 七七・四〇
極東	オアドルスク山脈東端(ウラル山地)	東經 六六・二〇
極西	ロカ岬(葡萄牙)	西經 九・三〇
極南	マロギ岬(イスパニヤ)	北緯 三六・〇〇
極北	ノルドキン岬(諾威)	同 七一・〇六
極東	ラス・ハフン岬(伊領ソマリランド)	東經 五一・三八
極西	グエルテ岬(セネガル)	西經 一七・三五
極南	アゲルハス岬(南亞聯邦)	南緯 三四・五一
極北	アランコ岬(チュニス)	北緯 三七・二〇
極東	チャールズ岬(ラアラドル)	西經 五五・三七
極西	プリンス・オブ・ウエールズ岬(アラスカ)	同 一六七・五九
極南	アエルコス岬(パナマ)	北緯 七・二五
極北	ムルチソン岬(プーシヤ半島)	同 七三・〇〇
極東	アランコ岬(アラジル)	西經 三四・四六
極西	パリーナ岬(エグアドル)	同 八一・二九
極南	フロワード岬(チリ)	南緯 五三・五四

人口

帝國の世帯及び人口 (昭和十年十月一日國勢調査速報)

世帯	人口	
	男	女
計	一、一八四、〇〇五	一、一八四、〇〇五
極北	一、二二	一、二二
極東	一、二二	一、二二
極西	一、二二	一、二二
極南	一、二二	一、二二

昭和十年國勢調査人口

(昭和十一年四月二日十八日內閣發表)

府縣別	總人口數	府縣別	總人口數
東京	五、八七五、六六七	京都	一、七〇七、五〇八
大阪	四、二九七、一七四	神奈川	一、八四〇、〇〇五
兵庫	二、九三三、二四九	長崎	一、二九六、八八五
新潟	一、九九五、七七七	埼玉	一、五二八、八五四
群馬	一、四三三、五二二	千葉	一、五〇六、五九四
山梨	六四六、三三三	滋賀	七二一、四二六
愛知	二、八六二、七〇一	静岡	一、九三九、八六〇
奈良	六二〇、七七七	三重	一、一七四、五九五
茨城	一、五八八、九九一	栃木	一、一九五、〇五七
山梨	六四六、三三三	群馬	一、四三三、五二二
山梨	六四六、三三三	群馬	一、四三三、五二二

土地・人口——人口

土地・人口——人口

岐阜	一、三五、七九	長野	一、七四、〇〇〇
宮城	一、三三、八〇一	福島	一、五八、一五三
岩手	一、〇六、一一一	青森	九六、七一九
山形	一、二六、八三三	秋田	一、〇三、七四四
福井	一、四六、三三	石川	七六、四二六
富山	一、二六、六五九	鳥取	四九、四六一
島根	七九、八八九	岡山	一、三三、六四七
廣島	一、八〇、九二六	山口	一、一九、五五三
和歌山	八六、〇八七	徳島	七三、七四八
香川	七四、六六六	愛媛	一、六四、八九八
高知	七四、九八〇	福岡	二、七五、八〇四

大分

大分	九八、〇四八	佐賀	六六、一七
熊本	一、三三、〇五〇	宮崎	八三、四三二
鹿兒島	一、五九、四六六	沖縄	五九、二四九
北海道	三、〇六、八三二	總計	六九、三五四、四八

昭和十一年度の人口増加

昭和十一年度の出生累計は二百十萬九千九百二十人であつて、一時間平均二百三十九人に當り、前年の二百十九萬六千八百八十一人に比較すると八萬八千七百六十一人の減少である。而して人口千に對する割合は二九・九二で人口動態統計の整備せる明治三十二

産業別人口 (昭和五年國勢調査抽出調査)

無業者	四、八四、五〇〇	總數	一、三三、一六〇
有業者	二、九三、〇五〇	男	一、九〇、八九〇
總數	六、〇七、〇五〇	女	一、四三、二七〇

農業	一、四一、一六〇	商業	七、七四、一六〇
工業	五八、〇四〇	水産	五、七〇〇
礦業	三〇、〇七〇	其他	四、八〇〇
其他	五、四四、四一〇	總計	一、〇三三、〇〇〇

年以降持續せる三〇臺の記録を割つた昭和九年度の二九・九七よりも更に低率を示した。死亡は百二十三萬三千九百七十七人であつて、一時間平均百四十人に當り、前年の百十六萬二千五百八十八人に比較すると六萬八千三百三十九人の増加である。而して人口千に對する割合は一七・五一で前年の一六・七八に比し其の割合高く、自然増加即ち出生死亡の差増は八十七萬五千五百二十三人であつて、一時間平均九十九人に當り、和歌山縣に於ける同年の推計人口八十七萬千人より多い自然増加を見た譯であつて、之を前年の百二萬八千六百二十三人に比較すると十五萬七千七百人の激減である。尙人口千に對する割合は二・四〇で前年の一・四八五に比して低く、大正末年以來昭和九年の一・八六に次ぐ低率である。之は前記の如く出生の減少、死亡の増加に因るのである。

交通	九三、〇八〇	公務	一、六七、〇九〇
自由業	八五、五五〇	家事	九三、五三〇
使用人	五六、〇〇〇	其他の有業者	四四、〇〇〇
無業者	一、九三、〇一〇	收入に依る者	一、九三、〇一〇
其他の無業者	一、〇七、六六〇		

人口自然増加 (内地)

大正十四年	出生	死亡	差増	人口千につき差増
昭和元年	二、〇八、〇六一	一、三〇、七〇六	八七五、三九五	一四・六五
二年	二、〇四、四〇五	一、六〇、七三三	九四三、六七一	一五・五一
三年	二、〇六、〇七〇	一、三三、三三三	八四六、四一四	一四・八一
四年	二、一三、八五三	一、三六、七一一	八九九、一四一	一四・四七
五年	二、〇七、〇三三	一、三六、三三八	八一五、七九四	一二・九六
六年	二、〇八、一〇一	一、七〇、八六七	九一四、三三四	一四・一八
七年	二、一〇、二七四	一、三三、〇八一	八六一、八九三	一二・一九
八年	二、一八、二七三	一、七五、三三四	一、〇〇七、三九八	一五・〇〇
九年	二、二二、二五三	一、九三、九八七	九二七、二六六	一三・七九
十年	二、〇四、七三三	一、三三、六八四	八〇九、〇四九	一二・八六
十一年	二、一九、〇六一	一、六二、〇五八	一、〇二八、六三三	一四・八五
昭和十一年	二、一〇、九一〇	一、三三、五九七	八七七、三一一	一二・四〇

婚姻種類別 (内地)

初婚	二、三、六五〇	再婚	一、三、三九一
總數	三、七〇、六〇〇		
昭和九年	二、三、六五〇	昭和十年	二、七、八八九
昭和十一年	二、三、六五〇		

婚姻平均年齢

夫	二七・二七	妻	二四・〇七
昭和元年	二七・二七	昭和元年	二四・〇七
二年	二七・八〇	二年	二四・〇七
三年	二七・二六	三年	二四・一三
四年	二七・三六	四年	二四・一五
五年	二七・三四	五年	二四・三三
六年	二七・三三	六年	二四・三五
昭和十一年	二七・三三	昭和十一年	二四・三六

土地・人口——人口

Table showing population data for various years from 1907 to 1910, including birth and death counts.

婚姻の縁事身分 (昭和十年)

Table detailing marriage statistics for 1925, including total marriages, first marriages, and remarriages.

協議上の離婚と裁判上の離婚別 (昭和十年)

Table comparing the number of divorces by agreement and by court for 1925.

離婚の情態 (内地・昭和十年)

Table describing the reasons for divorce in 1925, such as desertion and incompatibility.

出生児身分別 (内地・昭和十年)

Table showing the number of children born by marital status in 1925.

内地本籍人口 (日本帝國統計年鑑)

Table showing the population of Japanese citizens in the mainland from 1909 to 1925.

乳児死亡累年表 (内地)

Table showing the cumulative number of infant deaths in the mainland from 1913 to 1925.

夫婦関係期間別離婚数

Table showing the number of divorces categorized by the duration of the marriage.

北海道アイヌ人口

Table showing the population of the Ainu people in Hokkaido from 1907 to 1925.

婚姻・離婚・出生・死亡累年表

Large table summarizing annual statistics for marriage, divorce, birth, and death from 1903 to 1925.

届出遅れを含めたる累年出生・死亡總數

Table showing cumulative birth and death statistics, including those with reporting delays, from 1903 to 1925.

同	六	年	二、一〇三、七六四
同	七	年	二、一八三、七四三
同	八	年	二、二二一、三五三
同	九	年	二、〇四三、七八三
同	十	年	二、一九〇、七〇四

死亡原因別 (内地・昭和十年)

原	男	女
腸チフス及パラチフス	三、八四九	三、六八九
腸チフス(再掲)	三、七三三	三、五二八
發疹チフス	一	一
痘疹	八	八
麻疹	四、八五一	四、九六五
猩紅熱	三三七	二六二
百日咳	五、三四六	六、八七〇
ザフテリア	二、三六一	二、一〇一
流行性感冒	一、六〇五	一、四六五
赤痢及疫痢	七、六二五	八、二九六
赤痢(再掲)	一、六三四	一、七九九
ハス	一	一
呼吸器の結核(気管及氣管支の淋巴腺を含む)	五、一八五〇	四、五五九
其他の結核	一五、三八八	一九、三五四
微毒	三、三八八	二、二六八
膿毒症及敗血症	四、七七一	四、一六四

マ	男	女
寄生原蟲及寄生	一、四二二	七三一
蠅に因る疾患	一、四二二	七三一
其他の傳染病及寄生蟲病	六、三六八	五、三〇二
痛其他の悪性腫瘍	二四、七四四	二四、三六七
良性腫瘍及悪性、良性的の別不明の腫瘍	一、三三六	一、七二〇
急性關節レウマチス	二四	三五九
慢性レウマチス及痛風	三三三	七三五
糖尿	一、三八八	一、三三九
糖病	六、〇〇三	四、三一九
ビタミン缺乏症	五、九九九	四、一三三
脚氣(再掲)	一〇〇	三〇三
甲状腺及副甲状腺の疾患	九三七	八八四
其他の全身病	三三〇	四四九
貧血	一、三三九	九四九
白血病、其他の血液及造血臓器の疾患	二八三	二六
アルコール中毒	八〇	六九
其他の慢性中毒	一九、七〇一	一七、九二四
腸膜炎(結核性を除く)	七〇七	二八三
脊髄癆(進行性運動失調)	一	一

肺出血、腦栓塞及腦血栓	六三、九六三	五一、五七一
麻痺性癱瘓	一、七三六	五五〇
早發性痴呆其他の精神病	一、五八三	一、三五四
癲癇	五七一	四六四
其他の神経系の疾患	七、〇一八	六、一五九
眼、鼻及其附屬器の疾患	二九九	二三五
心臓	三九九	三三四
急性心臓内膜炎	三〇二	三六六
急性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	一〇、一〇九	一三、〇六五
心筋の疾患	一、四四一	一、三六六
冠狀動脈の疾患及狭心症	三、〇一九	一、八七七
其他の心臓の疾患	四、五六六	三、九三八
動脈硬化及壊疽	三三八	一五三
動脈	二、九七七	二、〇三二
動脈硬化及壊疽	四、五五	五一四
其他の血行器疾患	一、二八八	一、三五四
氣管支炎	二、六五七	二、二九二
急性(再掲)	五、六七七	四、四〇一
肋膜炎	九、二〇六	七、八一九

其他の呼吸器疾患(結核性を除く)	八、六八〇	五、一五六
胃及十二指腸潰瘍	七、七一〇	三、五六六
下痢及腸炎(二歳未満)	三、四〇三	三、〇九六
潰瘍(二歳以上)	二、四三三	二、六三九
蟲様突起炎	一、四三七	一、〇三三
脱腸及腸管閉塞	三、三三六	二、二四三
肝硬變	二、八七〇	一、六三一
其他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	三、九五五	四、〇六九
其他の消化器の疾患	一八、七四七	一九、八四〇
腎臓炎	二七、五二四	二八、五二二
其他の腎臓、腎盂及輸尿管の疾患	一、一六七	一、九三三
排尿道の結石	一四四	五五
膀胱の疾患、腫瘍を除く	六九三	四九三
尿道の疾患	一三七	二二
攝護腺の疾患	七三	一一
生殖器の疾患(花柳病を除く)	五八	七〇
妊娠中の不慮の障碍	一	五九五
産に因る出血	一	一、三三二
産褥熱	一	一、三六四
妊娠中毒(蛋白尿、子痲等)	一	一、七二二
其他の産に因る疾患	一	七六
皮膚及皮下結締組織の疾患	一、七〇七	一、四二二

骨及運動器の疾患	一、二〇九	九五二
先天性畸形	二、四五六	一、八七七
先天性弱質(一歳未満)	四、九五四	二、九四一
早産(一歳未満)	三、九九九	二、五八六
分娩に因る産兒障碍(三箇月未満)	二七〇	一五五
其他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	五、五九四	四、四三六
老衰	三、〇四六	四、七一九
自殺	八、七三三	五、四三八
他殺	二二五	二〇二
不慮の傷害	二〇、四六五	八、七二四
自殺、他殺、不慮の傷害の別不明の外因死	九六	六
戦傷	一	一
刑死	一	一
不明の診断及不詳の原因	一七、六七七	一五、九四六
總數	六〇三、五六六	五五八、三六七

總數	一、二六、九三六	六〇三、五六六	五五八、三六七
男	三、七、六九五	三〇一、四九九	一七六、二四四
女	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一
總數	一、二六、九三六	六〇三、五六六	五五八、三六七
男	三、七、六九五	三〇一、四九九	一七六、二四四
女	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一

死亡年齢別 (内地・昭和十年)

總數	一、二六、九三六	六〇三、五六六	五五八、三六七
男	三、七、六九五	三〇一、四九九	一七六、二四四
女	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一

内地在留外人數 (昭和十年末現在)

總數	三、八、四七五	一、七、二六一	二、四、八八
滿洲	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一
歐洲	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一
國籍	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一
在留外國人數	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一
大使館公使館員領事館員	一、七、二六一	一、七、二六一	一、七、二六一

土地・人口

Table of land and population statistics for various regions including 英領馬來及海峽殖民地, 英領印度, 英領南洋群島, etc.

Table of land and population statistics for various countries including 西班牙, 意大利, 英國, 法國, 德國, etc.

Table of land and population statistics for various countries including 日本, 中國, 印度, 暹羅, etc.

Table of land and population statistics for various regions including 英領馬來及海峽殖民地, 英領印度, 英領南洋群島, etc.

Table of land and population statistics for various countries including 西班牙, 意大利, 英國, 法國, 德國, etc.

Table of land and population statistics for various countries including 日本, 中國, 印度, 暹羅, etc.

國籍取得・回復・離脫

Table showing nationality acquisition, recovery, and loss statistics for various countries.

内地在留外人職業別

Table showing the occupations of foreigners residing in the domestic territory, categorized by profession.

各大陸の面積・人口

Table showing the area and population of various continents and regions.

列國平均初婚年齡

Table showing the average age at first marriage for various countries.

土地・人口

七三

七二

獨逸	同	九	二七・五	二六・〇	一・五
瑞西	同	十	二六・五	二六・四	二・一
希臘	同	六	二六・六	二五・三	一・三
瑞典	同	八	二六・五	二六・四	二・一
伊太利	同	九	二七・七	二四・五	三・二
英吉利	同	九	二七・七	二四・五	三・二

列國の出生・死亡率

(人口千に付)

帝國(内地)	昭和八	同九	昭和八	同九
チリ	三三・六	三〇・〇	二七・八	二八・二
亞爾然丁	三三・四	三三・八	二六・八	二六・八
西班牙	二五・七	二五・五	一一・五	一一・七
伊太利	二七・八	二六・二	一六・四	一五・九
ハンガリー	三三・〇	三三・四	一三・七	一三・三
チェッコ	三三・〇	三三・九	一四・七	一四・五
スロバキア	一九・二	一八・六	一三・七	一三・二
ウルグアイ	三三・〇	三〇・六	一〇・三	一〇・〇
和蘭	二〇・八	二〇・七	八・八	八・四
濠洲	一六・八	一六・四	八・〇	九・三
ノールエー	一四・八	一四・六	一〇・二	九・九
獨逸	一四・九	一八・〇	一一・二	一〇・九
埃地	一四・三	一三・五	一三・二	一三・七

丁抹	一七・三	一七・八	一〇・六	一〇・四
英吉利	一四・九	一五・二	一一・五	一一・〇
白耳義	一六・五	一六・〇	一一・一	一一・二
瑞典	一三・七	一三・七	一一・二	一一・二
瑞西	一六・四	一六・二	一一・四	一一・三
佛蘭西	一六・三	一六・一	一一・八	一一・一
ポーランド	二六・五	二六・五	一四・二	一四・四
ホルトガル	二九・八	二八・四	一七・六	一六・六
新西蘭	一六・六	一六・五	八・〇	八・五
エストニア	一六・二	一五・四	一四・七	一四・一
英領印度	三三・二	三三・七	二二・二	二四・九
アルガリア	三九・〇	三〇・〇	一五・四	一四・〇
芬蘭	一七・四	一八・一	一一・九	一一・四
希臘	二八・八	三一・二	一六・九	一五・〇
愛爾自由國	一九・二	一九・二	一一・六	一一・〇
ラトヴィア	一七・八	一七・二	一三・六	一三・九
リトアニア	二五・七	二四・八	一三・五	一四・六
ルーマニア	三三・〇	三三・四	一八・七	二〇・七
ユーゴスラ	三三・三	三一・五	一六・九	一七・〇
ラヴィア	三三・三	三一・五	一六・九	一七・〇
カナダ	二〇・九	二〇・五	九・六	九・四
北米合衆國	一六・四	一七・一	一〇・七	一一・〇
メキシコ	四・二	四・一	二四・七	二三・〇
エグアドル	三九・八	三八・四	三三・四	三三・二
サルヴァドル	四一・〇	三九・九	三三・九	三三・三
グアテマラ	二八・六	二八・四	一八・九	一八・六
埃及	四四・一	四三・五	二七・八	二六・一

列國人自然増加(昭和十年)

(人口千に付)

南阿聯邦	三・七	三・四	九・三	九・七
帝國(内地)	一一・六	一一・一	一一・三	一一・三
北米合衆國	七七・〇	七七・三	六・一	六・一
伊太利	四〇・二	三七・五	九・四	九・四
獨逸	四六・九	三六・一	七・〇	七・〇
英吉利	一五・〇	一〇・三	三・二	三・二
佛蘭西	(一)一九・四	(一)二〇・五	五・七	五・七
羅馬尼亞	四九・七	四五・八	九・六	九・六
和蘭	一八・三	一七・八	一一・五	一一・五
西班牙	二四・九	二五・五	一〇・三	一〇・三
智利	一九・七	一九・七	一一・一	一一・一
加納	四〇・七	三七・七	九・一	九・一
南阿聯邦	四七・七	三七・一	七・一	七・一
南阿聯邦	二七・四	二四・一	一四・一	一四・一

(内閣統計局、人口動態統計記述編)

天文・氣象

氣候狀態(昭和十一年)

本年は琉球南部、臺灣中部以南、北海道、千島、樺太、西比利亞東部方面は高温に経過したが、其他の地方は一般にかなり低温であつた。北海道中部、千島、樺太では〇度乃至一度五内外の高温を示したが、關東東岸、四國東部、内海東部、濃美、九州北部、朝鮮、滿洲南東部、北支那では一度内外の過低であつた。天氣は臺灣北西部、琉球、九州西部、山陰中部、琵琶湖附近、北陸、奥羽、北海道、樺太北部同南西部、朝鮮西部、同北部、滿洲北東部、支那東岸などは不良勝の日が多く、關東北部、近畿附近、四國東部、中國、朝鮮東岸、北支那では好晴の日が多かつた。

降水は臺灣、四國、中國、近畿、關西、本州中部、關東南部と同東岸、奥羽、北海道北部、遼東半島、支那内地などは頗る寡少で、其他の地方はかなりの多量を示した。年總量で最も多量を観測した地は南洋ホナ

天文・氣象——氣象狀態

ハ島で、四、八〇〇耗餘を観測し、パラオ島では四、〇六〇耗餘、八丈島で三、六八〇耗餘、三重縣尾鷲で三、五八〇耗餘の觀測も亦多い方である。琉球南部、朝鮮南部、九州南部では平年より五〇〇耗乃至六〇〇耗以上の多量を測り、臺灣東岸では六〇〇耗乃至八〇〇耗以上も寡く、大臺ヶ原山では實に一、〇四〇耗餘の寡量であつた。

本年の氣象異變の顯著なものは一月十七日から十八日と二十三日から二十五日、二十八日から三十一日に亘つて本邦一帯に著しき寒波の襲來あり氣温非常に低下して所に依りては何十年來の低温を現出した。一月より二月に亘り關西、北陸、奥羽では降雪頻りに臻り頗る多雪で雪崩等の被害も可成あり、二月三日から四日に亘り本邦太平洋岸を北東に通過した顯著な旋風は通路附近に大風雪を齎し被害甚しかつた。關東地方では數十年來の大雪で、東京に於ては四日に積雪三二厘五(約一尺四分)、同月二十二日には臺灣北部の沖に發して二十三日九州、四國、本州太平洋岸を北東に逸走した

旋風は中國、四國、近畿、本州中部、北陸、關東、奥羽諸地方に大雪を降らし、關東では前同以上の大雪で熊谷では二十三日夜積雪四五厘〇の新記録を作つた。東京では同夜最深積雪三五厘五(一尺一寸七分餘)を測り氣象臺創始以來第二位の記録となつた。三月に入りても裏日本では降雪尙頻りに臻り新潟縣尾鷲又は本月に於ける最深積雪五〇〇厘以上に達し高田では二五八厘を觀測した。六月二十八日には黄海から朝鮮海峡を経て山陰沖を通り本州中部、關東に亘り發達した一條の不連続線發現し之が通路に際し山陰、北陸西部、關東北部地方に豪雨を降らし河川の出水を見たが大した被害はなかつた。本年の梅雨は例年と異り一週日餘遅れ下旬に入つてから其の現象が現はれた。朝鮮南部では六月下旬と七月下旬の兩回颱風の襲來により非常なる暴風雨を起し、風水の害甚しく船舶の遭難、堤防決潰、橋梁田畑の流失、家屋の倒潰流失水人畜の死傷等被害夥しく實に慘害を醸した。九月末より十月始めに亘り沖繩島附近に接近して後本邦太平洋岸を経て樺太方面に去つた颱風は北海道、樺太地方を荒し風水の害甚しかつた。又十月十七日から二十日に亘り本邦太平洋岸を通過して樺太方面に去つ

た颱風は八丈島、奥羽、北海道、樺太地方に暴風雨を起し家屋の倒潰橋梁の流失船舶の遭難、人畜の死傷等實に夥しき惨状を與へた。

一月 は北海道中部以北、千島南部は稍々高温を示し、樺太北東岸は著しく高温で平年より五度近くも高く、本州、四國、九州、琉球では一度五乃至三度内外、滿洲は二度乃至三度、朝鮮では三度から四度以上過低。

二月 は琉球南部と臺灣は稍々温暖、平年と大差なく、北海道中部と千島、樺太方面は著しく高温で樺太北東岸では五度以上平年より高温、其他の地方は一般に著しく低温に經過し、本州、四國、九州は一度五内外の過低、關西、北陸西部、滿洲、北支那地方は二度乃至四度以上過低。熊谷に於ては積雪四五種の新記録を示す。

三月 は北海道、樺太、千島方面は前月より高温の度が稍々鈍ぶつて來たが、北海道中部では尙一度五内外温暖、然し本州、四國、九州、琉球、臺灣、朝鮮、滿洲、支那内地では著しく低温で、奥羽、關東は平年より一度五内外の低温、本州中部以西の近畿中國、四國、九州、琉球、

臺灣、朝鮮東部、滿洲南東部では二度五内外低く、朝鮮西部から同北部と支那北東部では三度から四度以上の低温。全國一般に季節風が卓越し、四國、中國、近畿、朝鮮中部、遼東半島、山東半島等は好晴の日多く、其他の地方は不良勝の日多かつた。裏日本では降雪頻りにして新潟縣栃尾又の本月に於ける最深積雪は五〇〇厘以上、高田では二五八厘。

四月 は琉球南部、臺灣、支那東海岸、北海道中部、樺太は稍々温暖、其他の地方は一般に前月同様かなり低温、然しその程度は幾分鈍ぶつて來たが尙奥羽、關東東部、北陸、關西、内海中部以西、朝鮮東部、北支那などでは一度五内外の低温。本邦では降水著しく多量で九州中部以南と内海東部では平年の二倍乃至三倍に及び鹿兒島に於ては平年より四七六耗も多量であつた。

五月 は琉球南部、臺灣、本州中部、樺太西岸、朝鮮東部は稍々温暖で、臺灣南部と朝鮮中部東岸では平年より一度餘の高温を示し、其他の地方は前月と同様低温に經過し内海中部沿岸、四國南部、關東南部、北海道南部、黃河流域などでは一度以上も過低、北太平洋の高氣壓は漸く

活動を開始して來たが未だ顯著ではない。低氣壓は本邦附近を通過するもの割合頻繁であつた。顯著なもの少く二十九日支那東海岸部に發して本邦太平洋岸北東通過の低氣壓はその通路附近に可成の風雨を伴ひ九州南東部と四國南部に豪雨を降らした。

六月 は全國一般に高温に經過し琉球南部、北陸、本州中部、奥羽南部、北海道、千島、樺太、長江流域、北支那では平年より一度以上の過高、殊に樺太東岸では五度以上の高温、氣壓配置は漸く夏季の状態を表はし南東海岸沖に高くそれより大陸方面に遞減低氣壓の本邦附近を通過するもの可成頻繁であつたが顯著のものは少く、八日夕刻東海岸部に發して九州南部の沖を東進した低氣壓は九州南部に大雨を降らし、又二十八日本州中部、關東に亘る一條の不連續線發現之が通過に際し山陰、北陸西部、關西北部地方に豪雨を齎し河川の出水を見た。本年の梅雨は例年と異なり一週間餘も遅れて下旬に入つてから現象が現はれた、内地は一般に好晴の日多く、九州、四國、山陽、近畿、八丈島では降水量平年より一五〇耗から二〇〇耗内外寡少。

七月 は琉球、臺灣、關東中部以北、奥羽南東部、北海道北部、樺太、滿洲東部、北支那では稍々高温で琉球では平年より一度以上過高、其他の地方は一般に低温に經過し内海西部、紀伊水道附近、朝鮮海峽、山東省では一度餘の過低。氣壓の配置は全く夏季の状態を現はし、小笠原島附近に高く、それより西方大陸方面に遞減、太平洋高氣壓の活動漸く顯著となり屢々小笠原島附近に展開し、爲めに梅雨期の特徴として通例は太平洋高氣壓の西縁が本邦東海岸に迫るものであるが本年は此事少く、却つて小低氣壓の本邦附近を北東に通過するもの頻繁で梅雨状態は月の央まで續いた。此期の降水量は表

日本概して多く、關西、本州中部北陸關東は好晴の日多く、其他の地方は不良勝の日多かつた。降水量は九州では平年より二〇〇乃至六〇〇耗以上も過多で平年の二倍から三倍に上り關東地方は一三〇耗内外の多量を観測。二十日午後南洋より北上せる颱風は二十一日朝沖繩に接し近、その西方を北進して後北々東に轉じ二十三日朝朝鮮海峽に迫り更に北東して日本海を走り二十四日夕刻北海道を経てオホツク海に去つたが、之が通過路九州

及朝鮮南部では暴風雨を起し船舶の遭難、家屋の倒潰浸水、田畑の流失、人畜の死傷等の被害甚大。

八月 は琉球臺灣、九州南部、近畿、關西、本州中部、關東、北海道北東部、樺太、滿洲北東部では高温で、琉球北部、小笠原島八丈島、本州中部及樺太東岸では一度餘の過高、其他の地方は一般に低温で内海中部北陸中部沿岸、奥羽北部及朝鮮では一度以上の過低、殊に朝鮮中部以南の地は二度から三度近くも過低。氣壓の配置は全く盛夏の形式で小笠原島附近の洋上に高くそれより大陸方面に遞減、太平洋高氣壓は上旬と下旬に屢々小笠原島附近、洋上にその勢力を展開し本邦に熱風を送つた。天氣は全國不良勝の日多く、降水は北九州、中國西部、朝鮮中部以南の地では平年の二三倍以上に及んだ。二十二日南洋に發した颱風は北西に進み二十五日沖繩、石垣島の中間を北進、後北々東に轉向二十七日夕刻朝鮮濟州島に迫り同夜朝鮮北部を経て日本海に入つたが之が通過路朝鮮北部では暴風雨を起し風水害激甚を極めた。

九月 は全國著しく高温に經過し月の央頃までは全國的に殘暑厳しく、四國中部、

中國近畿以東、北海道、千島、樺太及朝鮮北部滿洲北東部では本年より一度乃至二度以上の高温、氣壓の配置は漸く冬への轉換期で北海道東部より千島方面と黃河流域地方とに高く、それより西比利亞と朝鮮北部方面と琉球南部から臺灣南部方面に遞減、北太平洋高氣壓はその一端を千島方面から本州までその勢力を屢々展開、小笠原島附近への發展は漸く衰退。大陸高氣壓は其東邊を黃河流域に現出し始めたも未だ顯著でない。天氣は關東、本州中部以西、近畿、中國、九州方面は好晴の日多く、其他は不良勝の日多し。降水は奥羽、北海道北部、樺太、朝鮮、滿洲、北支那では頗る多量で朝鮮中部以南と滿洲南東部では平年の二倍半に及ぶ。

十月 は臺灣、琉球中部以南、九州北東部、四國北東部、中國、近畿、關西、本州中部關東、奥羽南東部、北海道南東部、樺太北部では平年より稍々低温、其他の地方は稍々高温で北海道中部と支那内地では一、二度以上過高。氣壓配置は冬への型式となり大陸に高くそれより漸次東方に遞減、大陸高氣壓は漸く活動微活となり屢々發展することあるも直に移動性と

なり東遷して本邦を掩ふこともあつた。低氣壓は本邦附近を通過するの比較的少く爲めに天氣は安定して好晴の日が多かつた。三日四日と十七日から二十日に亘つた兩回の颱風は本邦太平洋岸を北東方又は北々東に通過しその通路附近に暴風雨を起し沖繩、八丈島、奥羽、北海道、樺太では家屋の倒潰、橋梁の流失船舶の遭難、人畜の死傷等夥しく實に慘憺たる風水害の難を被つた。近畿附近、本州中部、關東北部奥羽等では二十一日から二十四日に亘つて初霜あり、之を平年に較ぶれば二週間内外の早現。朝鮮西部、滿洲樺太、北海道では七日から十九日頃迄に發現したが平年より一週間内外の晩現。滿洲と朝鮮北部では十六日、十七日に初雪、樺太は十五日から十八日、北海道、奥羽北部は二十二日に初雪を觀測、平年より一週間乃至二週間の早現。

大陸高氣壓は屢々發展するも多くは分離して東方に移動し本邦を掩ふことも度々あつた。低氣壓は本邦附近を通過するもの可成頻繁で顯著なものはその通路附近に風雨又は風雪を伴つた。天氣は臺灣、九州西部、四國南部、遼東半島、北支那では好晴の日多く、其他の地方は一般に不良勝の日多かつた。降水は一般に可成寡く、南洋諸島、小笠原島、北海道東部、樺太北部、朝鮮北部、滿洲では稍々多量で朝鮮北部と滿洲北東部では平年の二倍乃至六倍。

高氣壓の急激なる發展に由り本邦附近では強烈なる北西の季節風の發達を見、奥羽、北海道では風雨又は風雪が激しかつた。又十六日黄海を東北東に進み日本海より北東に轉向して十八日千島方面に去つた旋風もその通過路朝鮮南部、琉球、本州、四國、九州、北海道南部等で氣温異常の昂騰を示した。朝鮮、表日本では天氣不良勝の日が多かつた。
(以上昭和十一年氣象要覽に據る)

昭和十一年中の内地に於ける最高最低氣壓氣温及最大降水量

Table with columns: 地名, 最高氣壓, 最低氣壓, 最高氣温, 最低氣温, 降水最大量. Rows include 追分, 大泊, 福井, 敦香, 八丈島, 輪島.

暴風雨 (昭和十一年)

昭和十一年を通じて低氣壓の概況を見るに低氣壓の發生に就ては五月及十月、十一月に多く、何れも四十個を越え、殊に十一

月に於ては四十四個の多數を數へて居る。反之、一月、三月は少く夫々二十五個又は二十六個に過ぎない。全體を通じて増加し年總數四百三十一個は平年の三百九十一個に比し一割餘の増加を示す。最近天氣圖の擴大に伴ひ多少低氣壓増加の傾向あることより一概には云へないが大體本年は弱い低氣壓が數多くあつた年と云へやう。従つて低氣壓として特にとるべきものは割合少く、その主なるものは颱風位のもので之とて甚だしく強いと云ふ程のものはない。今此の中主なるものを挙げれば七月に一個あり之は主として沖繩、西日本を荒らし、八月の一個は朝鮮南部を荒らし、九月より十月にかけて發生したものは東北以北の各地に大暴風雨を起した。

昭和十一年中本邦及本邦附近にて觀測した全般の霧日數は一部分を除き平年より夥しく多かつた。今全年に就て配布の狀況を見るに、臺灣の東海岸及南西諸島から本州の南海岸に亘る一帯は、黒潮の流域に於て發生寡少であつたが、親潮の流域特に北海道東部及び本州の東海岸は發生頻多(釧路一三八日、根室一一三日)であつた。日本海沿岸にては對馬支流に沿ふて全般に寡少(金澤一日、濱田、壽都三日、富山、敦賀、輪島、相川四日等)であつたが、朝鮮東岸の如きリマン海流に沿ふては稍々頻多(最多雄基四八日)であつた。本州中部の如き内陸にては輻射性の霧も多く、殊に地形上顯多なものは豊岡一一日、飯田八日、高山八四日、京都七三日、帶廣七二日等であつた。豊岡は平年より六日少く、頻多は八月から十一月であつた。飯田は平年より五日多く頻多は九月から十二月であつた。高山は平年より一〇日多く、九月

から一二月に頻多であつた。帶廣は平年より二八日多く、頻多は八月から九月であつた。都市煤煙に基因するものを添加した地方として横濱(六二日)東京(四七日)で、横濱は平年より三六日多く、一月及び一〇月、十一月に頻多であつた。東京は平年より二三日多く、一月及び一二月に頻多であつた。州南諸島にては名瀬九日最も多かつた。九州及四國では平年より八日多かつた。九州及四國では平年より稍々多く殊に岬角にある室戸にては、混合性の海霧發生すること多く七四日、八日に頻多であつた。九州では長崎に海霧らしい混合霧が多かつた。日數二九日で平年より一九日多かつた。熊本は輻射性のものであるが、三〇日平年より九日多かつた。北海道では東海岸一帯に平年より多かつた。釧路一三八日平年より四二日多く、根室一一三日平年より二六日多かつた。共に五月から九月頃に頻多であつた。主として親潮寒流に伴ふ混合性のものに屬する。西海岸にては海流關係少なき爲め發生尠なかつた。樺太でも西海岸には少ないが、東海岸には寒流に伴ふ混合性のもの多く、敦香五六日平年より一七日多く六月、七月の頃多い。大泊二九日平年より八日少く五月か

ら七月頃に多かつた。北海道以北の地にては、海流に基因するもの、輻射に依るものも、特殊の地點を除けば暖半歳の現象であつて、冬季には全く其出現を見ない處が多かつた。輻射性の陸霧の所は、帯廣七二日平年より二八日多く、旭川五八日平年より七日多く、浦河五二日平年より二日多かつた。臺灣では高雄三六日を最多とし、頻多は二月、三月、四月の頃であつた。其他西海岸は毎月二三日の割合に發生し、臺北二八日、臺中一五日、臺南一三日であつたが、東海岸一帯は地形上頻多の室蘭三六日を除き皆無であつた。朝鮮では大邱六二日平年より三四日多く、輻射性のものでは、仁川五八日平年より一七日多く海霧性のものが多かつた。其他西海岸は平年よりも頻多であつた。滿洲國では最多は大連二三日平年より二日少く旅順二〇日平年より四日少く、共に七月、八月の頃多く海霧性のものが多かつた。支那方面では青島四一日で平年より六日少かつたが、五月か、七月に多く海霧から来る混合性のものであつた。滿支共に内陸の地方にては輻射性のもの多く、四平街、七日、濟南一六日で發生日数は平年よりも八日多かつた。

雷 雨 (昭和十一年)

昭和十一年中の雷雨の全國發生回数は平年よりも稍々多く、内地の發現回数は三、〇二七回の多數を示して居り、八月は勿論九月にも多數の雷雨發現を見たのは本年の夥しい事柄である。又地方別では九州に最も多く發生したがこれは平年と比較しても夥しく多い。北陸東部、奥羽も例年に比し多かつた。

雷雨の發生した時刻は(支那、滿洲、臺灣は西部標準時、その他の地域は中央標準時)平年に比較して一時から一八時位迄は發生回数が大した違ひを見ぬが、夜半頃の發生回数が特に多くなつて居る。

降電の伴つた雷雨の發生回数は内地八〇回であつて比較的少く、外地は八一回であり、落雷の伴つた雷雨は内地一四〇回、外地六回であつて、總計としては平年並だが、九月には落雷が特に多く八月は稍々少い。降電箇所數、落雷箇所數は降電、内地一六一箇所、外地一〇一箇所合計二六二箇所、落雷内地三九四箇所、外地九箇所合計四〇三箇所である。尙落雷に因る燒失家屋は内地二二箇所、震死者二八名で平年より少い。

地 震 (昭和十一年)

昭和十一年中全國を通じて觀測された有感地震は一、四三七回、無感地震は五、二一〇回で合計六、六四七回であつた。之を昭和十年及び九年のものと比較すれば十年の七、四二六に比すれば七九回の減少を示し、尙九年の六、三一四回に比すれば三三回の増加を示して居る。

本年中の顯著地震は一三回、稍々顯著地震は二回で合計二五回あつた。其の中六回は深發性のものであつた。

二月二十一日河内大和國境附近の強震では死者九名、全潰家屋二五戸等の被害を生じ、八月二十二日臺東の南方沖の地震により高雄州南部にかなりの被害があり、十一月三日金華山沖の地震により宮城縣下其の他で可成の被害を生じた。又十二月二十七日伊豆新島沖の強震では新島及式根島等に於て崖崩れ、道路の缺損等多く、死者三名、全潰家屋三十五戸、其他の被害を生じた。本年中觀測された月別地震回数左の如し

Table with 3 columns: 月 (Month), 有感 (有感), 無感 (無感), 計 (計). Rows for 一月, 二月, 三月.

地方別地震表

Table with 4 columns: 地方別 (Localities), 昭和十年中 (昭和十年中), 昭和十一年中 (昭和十一年中), 有感地震數 (有感地震數), 無感地震數 (無感地震數).

Table with 4 columns: 近畿地方 (近畿地方), 中國四國地方 (中國四國地方), 九州地方 (九州地方), 南西諸島 (南西諸島), 朝鮮 (朝鮮), サイパン (サイパン), 其他 (其他), 合計 (合計).

全國氣象摘要表 (昭和十一年)

Table with 4 columns: 平均 (平均), 最高 (最高), 最低 (最低), 風 (風). Rows for various locations like 臺北, 石垣島, 那覇, etc.

天文・氣象

Table with 4 columns: 富江 (富江), 福岡 (福岡), 大分 (大分), 下關 (下關), 廣島 (廣島), 宇和島 (宇和島), 松山 (松山), 岡山 (岡山), 洲本 (洲本), 神戸 (神戸), 木津川尻 (木津川尻), 大阪 (大阪), 和歌山 (和歌山), 徳島 (徳島), 高知 (高知).

Table of astronomical and meteorological data for various locations including 室戸, 室山, 津屋, 名古屋, etc. Columns include location names, numerical values, and directional indicators.

Table of astronomical and meteorological data for various locations including 長野, 前橋, 熊谷, 秩父, etc. Columns include location names, numerical values, and directional indicators.

Table of wind force data for various locations including 元山, 平壤, 京城, 仁川, etc. Columns include location names, wind force names, and numerical values.

Table of earthquake data for various locations including 雄基, 新義州, 大連, 旅順, etc. Columns include location names, earthquake intensity, and directional indicators.

風力

- 風力名稱 速度(一秒間)
〇 靜穩 〇.〇-一.四 煙直上す
一 軟風 一.五-三.四 風あるを感す
二 和風 三.五-五.九 樹葉を動かす
三 疾風 六.〇-九.九 樹枝を動かす
四 強風 一〇.〇-一四.九 樹の大枝を動かす
五 烈風 一五.〇-二八.九 樹の大幹を動かす
六 颶風 二九.〇以上 樹を發き家を倒す

地震の強さ

ある観測點に於ける地震の強さを中央氣象臺では左の四階級に分けてゐる。
(一) 微震 静止せる人若くは注意せる人のみが感じ得べき極めて輕微な地震
(二) 弱震 一般人が感じ得べき地震で戸障子鳴り釣ランブ及垂下せる物體又は液體の震動するに至るもの
(三) 強震 坐り悪き物體の顛倒、液體の溢出、振子の停止、石門、石燈籠等の顛倒、古き家屋土藏等の破損、粗なる牆壁煙突等に裂目を生ぜしむるもの
(四) 烈震 山嶽を崩壊し屋宇を破る大地震をいふ

日本の地震帶

大地震を起した區域を、その起つた年代の順序によつて地圖にしるし付けて見ると、带状をなした地帯を作る。これを地震帶と名付ける。日本の地震帶として重要なものは所謂外側地震帶と内側地震帶とである

外側地震帯は南米の西側を北走して、中米から北米の沿岸を進み、ペーリリング海の南を通つて千島の南に沿ひ、北海道に來り表日本に沿つて臺灣からヒリッソ群島に出で、東へ曲つて太平洋中に消えてゐる世界著名の大地震帯である。内側地震帯は北海道利尻島邊から起つて南し青森、弘前地方を横切り日本海に出て、略々海岸に沿つて走り佐渡、能登を過ぎて山陰道の沿岸を走り九州の北部に達するものである、尙この外霧島火山地震帯、阿蘇地震帯、豊後水道地震帯、瀬戸内海地震帯、淀川筋地震帯、伊賀伊勢美濃地震帯、信濃川流域地震帯、利根川東京灣地震帯、甲斐相模地震帯及び富士箱根伊豆七島を連ねる富士火山性地帯等の小地震帯がある。

本邦大地震年表

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (景行), (垂仁), and (應神).

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (允恭), (雄略), (武烈), (推古), (天智), (天武), (天長), (弘仁), (寶龜), (天長), (承知).

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (貞觀), (長元), (長久), (長元), (承久), (永長), (保長), (治承), (文治), (建保).

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (應永), (元中), (天授), (正平), (元弘), (正長), (應長), (永仁), (文永), (文應), (正嘉), (建長), (寛元), (仁治), (嘉禎), (安貞), (建保).

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (應永), (永享), (嘉吉), (文安), (寶徳), (享徳), (文正), (文明), (延徳), (明應).

Table with columns for year (年), month (月), day (日), and location (地名). Includes entries for (文龜), (永正), (大永), (天永), (弘治), (永祿), (天正).

明 治	四・六・二四一九〇一	奄美大島
	三六・八・九一九〇一	陸奥八戸
	三六・八・一〇一九〇三	飛騨機嶽附近
	三六・二・一〇一九〇四	臺灣斗 嘉義
	三八・六・二一九〇五	安藝海底
	三九・三・一七一九〇六	臺灣嘉義
	三九・四・一四一九〇六	臺灣(鹽水港)
	四二・四・一五一九〇九	臺北基隆桃園
	四二・八・一四一九〇九	近江地川附近
	四三・二・一〇一九〇九	日向洋
	四三・六・一五一九一〇	喜界島
	四三・一・一〇一九一〇	櫻島
	四三・三・一五一九一四	羽後仙北郡
	四三・二・一〇一九一六	淺間山麓
	四三・八・三八一九一六	臺灣南投
	四三・一・一五一九一七	臺灣埔里社
	四三・五・一八一九一七	駿河遠江
	四三・九・一八一九一八	得撫島
	四三・二・一〇一九一八	千島海底
	四三・六・一五一九二〇	信濃大町
	四三・九・一五一九二〇	臺灣中部
	四三・二・一〇一九二二	臺北新竹宜蘭
	四三・一・一〇一九二二	島原半島
	四三・九・一五一九二三	關東駿河田雙
	四三・一・一〇一九二四	相模中部
	四三・五・一五一九二五	但馬北部

昭 和	二・三・七一九二七	丹後西北部
	二・八・二五一九二七	臺灣鹽水港地方
	五・一・二六一九三〇	伊豆北部箱根
	五・二・一八一九三〇	臺灣伊文新營
	六・九・二一九三二	武 藏
	八・三・三一九三三	陸前陸中陸奥
	一〇・四・二一九三五	臺灣新竹臺中
	一〇・七・二一九三五	靜 岡
	一一・三・二一九三六	臺灣河内大和

火山現象 (昭和十一年)

昭和十一年中淺間山は時々噴火をし岩石や灰、砂等を噴出したことも屢々であつたが特に大爆發と稱せられる程のものはない。又阿蘇山も始終活動はして居たが特に著しい活動と稱せられる程のものはない。

活休火山噴火年代(理科年表)

名稱	噴火年代
阿頼度島	一七七〇、八九一九、一八八一、元、四八、九四、一九三三(側火山武富島新成)
千倉嶽	一八四四—五九
根茂山	一八〇六
春牟古丹嶽	一九三一、三三

南硫黃嶽	一九二七
雷公計島	一七七八、八〇、一九三四
芙蓉山	一九三三、三八、三〇
計吐夷岳	一九三四
新知嶽	一九二四
得撫島	一八九四、一九三四(白妙山)
茂世路山	一八八五
散粒登山	一八六〇
羅白嶽	一八八〇
硫黃山	一八七六、八九一九
十勝嶽	一九三六—三三
有珠山	一六二六、六三、一七六九、一八三三、五三一九一〇
樽前山	一六六七、一七三九、一八七二、七四、八三—八七、九四、一九〇九、一七一
駒ヶ嶽(渡島)	一六四〇、一七六五、八四、一八五六、八八—九〇五、三九—
大島	一六二八、一七四一—四三、五九、九〇?—五九六—一六〇五、(八?)、一七〇九、七〇、八三—一八七、三三—六三
岩木山	口碑あるのみ
恐山	一六八六、一七二九—三二、一八三三
岩手山	一六八六、一七二九—三二、一八三三
駒ヶ嶽(羽後)	一五七八、七〇八—一四、八〇四—〇六、一〇—三三、七二—八三、九一—五九、一六五九、一七四〇—四六、一八〇一—〇四

藏 王 山	二二	一六三四、六九、一八三二、六七、九四—九七、一九八一—三三
吾 妻 山	一八九三—九六	一八九九—一九〇〇
安達太郎山	八〇六、一八八八—九七	一八九七、一四〇八—一〇、一八四六、八一—三三、四九、一八七二—七三、八九—三五
盤 梯 山	一六〇五、四四—六一、六九、一七〇四—一一、一七—三三、三八—三三、五六、七六—七七、八三、一八〇三、一五、六九、七五、七九、八九、九四、九九、一九二四—一九—三四、二七—	
白根山(日光)	一八八二—一九〇〇、〇二—〇五、二六、三三	
赤 城 山	一八五二	
淺 間 山	一八五二	
燒 山	一八五二	
白 山	一八五二	
硫黄ヶ嶽	一九〇七—一三、一五—	
富 士 山	七八一、八〇〇、二六、六四—九〇、九三—九九、一〇三三、八三、一五二、六〇、一七〇〇—〇八	
三原山(大島)	六八四、一一二、一四一六—二二、一六八—四、一七七—一八三三、七〇—七六、一	

新 津 島	九一〇—三三、二八
神 宅 島	八八六
三 宅 島	八三八
八 丈 島	一〇八五、一五五、一四六九、一五五、九五、一六四三、一七二—一四、六三、一八一、三五、七四
青ヶ島	一四八七、一五八一—三三、一六〇五—六五三、一七八〇—八五
ペヨネース礁附近	一九〇六、一五
スミス礁附近	一九一六
鳥 島	一九〇三
北硫黄島附近	一八九〇
南硫黄島附近	一九〇四、一四
(位置不明)	一六〇六、一八七〇、一九〇五
ウラカス	活動中
アグリガン島	一九一七
鶴 見 嶽	八六七
九 重 山	一七三三、四二
阿 蘇 山	五五三、七五六、八三五、四〇、六四—六七、(三三〇?)、一三三九—四〇、六—七、一七四、八一—八六、一三〇五、三二、三—三五、四一—四三、七五—七七、八七、一四三四—六、七三、八五—八六—一五〇五—〇六、三三、三三、四三、五六—六四、七三—七六、八二—八七、九二—九八—九九、一六三、三〇、三二、三七

温 泉 岳	四九、六八、七五、八三、九一、一七〇八—〇九、六四—六五、七二—八〇、八一—八八、一八四、一四—一五、二六—三〇、五四、七三、八四、九四、一九〇六—一〇—一六、一八
霧 島 山	一六五七—六三、一七九三(七四?)、八八、九四五、二二三、六七、一三三三、(五三三?)、五四—五五、一五六六、七四—七六、八五—八八、九六—一〇〇、一三—一八、△三七—三八、×五九—六四、×七七—七八、×一七六、△六一—七一、×七一—七三、△八三三、×八〇、×八七—一九〇三、×一三—一四、(×印御鉢、△印新燃)
鹿兒島灣北部	七六四
櫻 島	七六一—八、一四六八—七六、一六四三、一七一九、七九—一八〇八、一九一四—八七四、八五
開 開 岳	一八四二、一九三一、三三
硫黄島東方	一九三四—
口之永良部島	一八四二、一九三一、三三
中之島	一九二四
請訪之瀬島	(七四三?)、一八三三、七七、八四—八九、一九一四—一八、三〇—三五
鳥 島	一七九六、一六八、一九〇三、三四
西表島北方	一九三四

彭佳嶼附近 一九一六
濟州島 1003、1004

備考 噴火年代同世紀のものは十位以下
を記す

(昭和十二年版理科年表による)

列國都市の氣温及雨量 (列國國勢要覽)

Table with columns for city names (東京, 大阪, etc.), average temperature, and precipitation. Includes a note about the data source.

Table with columns for city names (ロンドン, シアトル, etc.), average temperature, and precipitation. Includes a note about the data source.

週期彗星

週期彗星は楕圓の軌道を畫きある週期を定めて出現するものである。次表は二回以上出現したものである。(理科年表)

Table listing periodic comets with columns for name, period, and appearance dates.

Table listing comets with columns for name, period, and appearance dates.

太陽系

(單位—赤道半徑—キロメートル 太陽との距離—地球一萬キ)

Table of the solar system with columns for planet name, orbital period, semi-axis, distance from sun, number of moons, mass, rotation time, and density.

大氣の成分

Table of atmospheric composition with columns for component name and percentage.

太陽の「ウオルフ」黒點表

Table of sunspot activity with columns for month and annual average.

天文學上の發見

年代	事項	發見者 (生國)
[西紀前]一五〇頃	歲差	ヒツバルクス (希)
[西紀後]一五〇頃	濃氣差	ブトレメウス (希)
一五九六	ミラ星の變光	フアブリキウス (獨)
一六〇九—一八	惑星運動の法則	ケプレル (獨)
一六一一	太陽の自轉	フアブリキウス (獨)
一六六六—八七	宇宙引力	ニュートン (英)
一六七五	光の速度	レーマー (丁)
一七〇五	週期彗星	ハリイ (英)
一七一八	恒星の固有運動	ハリイ (英)
一七二七	光行差	ブラッドリイ (英)
一七四五	章動	ブラッドリイ (英)
一七八一	天王星	ハーシエル (獨)
一七八三	太陽系の空間運動	ハーシエル (獨)
一八〇一	小惑星ケレス	ピヤジイ (伊)
一八〇二	連星	ハーシエル (獨)
一八三八	白鳥の視差	ベツセル (獨)
一八三九	アルヘンケンタウルスの視差	ヘンダーソン (英)
一八四三	太陽黒點の週期	シローベ (獨)
一八四六	海王星	リッウエリエー(佛)アダムス(英)ガレル(獨)
一八六六	彗星と流星との關係	スキヤパレリイ (伊)

事項	發見者 (生國)	年
恒星の視線速度	ハツギンス (英)	一八六八
分光器的連星	イー・ピツカリン (米)	一八八九
緯度の變化	チャンドラー(米)キユスナー(獨)	一八九一
小惑星エロス	ウイット (獨)	一八九八
逆行衛星フェーベ	ウイリアム・ヘンリー・ピツカリング(米)	一九〇五
巨星及矮星の差別	ヘルツスプルング(丁)	一九〇六
トローヤ群小惑星アキレス	ウォルフ (獨)	一九〇八
ケフェウス種變光星の週期と光度の關係	リアヴィット (米)	一九一三
太陽黒點の磁性	ヘール (米)	一九一六
恒星のスペクトルと絶対等級との關係	ラツセル (米)	一九二〇
恒星の分光器的視差	アダムス (米)	一九二四
干涉計にて恒星の直徑の實測	ピース (米)	一九二五
恒星の質量と絶対等級との關係	エチングトン (英)	一九三〇
シリウスの伴星のスペクトル線變位	エジングトン(英)アダムス(米)	一九三二
海王星外の惑星プルート	トンプボー (米)	
小惑星一九三二HA	ラインムート (獨)	

(本表は昭和十二年版理科年表による)

政治・行政

昭和十二年政治史

總論

僅かこの一年間に内閣は三度も變つた、宇垣大將の流産内閣まで加へると實に四回の政變があつたわけである。まさに一種のストルム・ウント・ドラック時代と言はざるを得ない。然かもこのうち何れの政變にしても、それは從來のやうに政黨の勢力角逐のために齎されたものでなく、時局認識を叫ぶ深刻なる時代の流れに動かされて交替を餘儀なくさせられて来たことを察すれば、この一年間の政治史のもつ意味は極めて重大である。それはまづ廣田内閣の後半から始まる。

廣田内閣は二月事件の昂奮の中に「庶政一新」を標榜して生誕した。然し帝都の戒嚴令が撤回され二月事件の當面の善後處置が一應完了すると、その昂奮も漸く覺めて

政治・行政——昭和十二年政治史

冷静に内閣の庶政一新に對する再検討が始められた。故に内閣が庶政一新の名のもとに電力國營や増税のための税制改革、更に議會制度改革をも含む行政機構改革を取上げんとするや、政黨財界事業界等あらゆる方面から猛烈な反對が起り、このため内閣の内部にも意見の一致を見ず内閣は難航に難航を續けた。電力問題も非常な紛議を巻き起したが、内閣の致命的な問題となつたのは言ふまでもなく行政機構改革問題であつた。この問題を提起した軍部の眞の意向が議會制度の改革により議會の權限を縮少し普通選舉制を撤廢し政黨内閣の否定をなすにありと傳へられたが故に、五・一五事件以來後退を迫られ遂に没落の一步前に至つてゐた政黨は、果然失地回復の意氣込みを以て反撃の態度をもつて政府並に軍部に喰ひ下つた。軍部と政黨とは牙をむいて對立した。勿論他にも内閣の弱味はあつた。成都事件北海道事件等の日支交渉は遅々と進捗せず對外交は全面的に否定されんとす

る傾向にあつたが、行政機構問題に端を發した軍部政黨の對立は遂に第七十議會まで持越され休會明け劈頭濱田問題となつて内閣の總辭職を餘儀なくするに至つたのである。而してその後繼内閣の大命を拜した宇垣大將は意外にもまた軍部の強硬な反對に遭つて陸軍大臣を得ることが出来ず、約一週日に亘つて血みどろの工作を續けたが遂に奏功せずして大命を拜辭するの已むなきに至り流産の憂目を見た。宇垣が文官出身であればともかく、嘗つて陸軍の大御所を以て稱せられた大將が、陸軍大臣を得ることが出来なかつたことは皮肉ではない。餘りに深刻な事態に國民は齊しく愕然とさせられた。肅軍達成と庶政一新を要望する軍の態度はそれ程熾烈なものがあつたわけである。

次に大命は林銑十郎大將に下つた。林大將も亦指名の人物は得ることが出来なかつたが兎に角軍部大臣を得て組閣に努めた。然し林大將は軍の要望に基き政黨代表の入閣を否認する態度に出たので、入閣拒絶するもの相繼ぎ外務文部鐵道逓信拓務の五つを分擔兼任する奇型内閣で親任式を済ませて議會に臨んだ。林内閣は政治的には祭政

一致、經濟的には軍部財界の抱合ひ財政を標榜し、前内閣の極端なる強權的統制主義を稍緩和する方針をとつたので、さらだに軍部の解散論に脅かされてゐた政黨は、林内閣に對して徹底的抗爭の態度をとらず心ならずも豫算案その他の法案を容認通過させた。然し議會の會期満了の間際に至り政黨林内閣の弱體を見透し選舉法改正案の實施を迫り、議事を進めなかつたので首相は「政黨の反省を求むる」意味をもつて突如解散を斷行した。これに對し政黨はもちろん世論は「非常識解散」「非立憲解散」として、林内閣を批難攻撃したので林首相の意圖した新黨組織の如きも全く目算立たず選舉の結果は反政府の旗幟を明かにした政民兩黨社會大衆黨等の壓倒的勝利に歸し準與黨たる昭和會は惨敗を喫するに至つた。殊に社會大衆黨の躍進は驚異すべきものであつた。然し内閣は選舉の結果に基いて直ちに後退することをせずなほ特別議會に臨んで決戦する態度を示したので、政民兩黨は聯携して倒閣運動を起し世論またこれに和した。また重臣方面にもこの立憲政治を無視したる林首相の態度を批難する空氣が起つて來たので首相も遂に觀念して特別議會を前にして桂冠した。在任僅か四ヶ

月の短期内閣に終つた。これを要するに林内閣は軍部の意向を迎へ政黨否認の政治を實驗して失敗したものである。かくてこの後繼内閣は軍部の意向も參酌する代りに政黨とも握手し得るものでなくてはならぬ條件が自ら明かになつた。果せるかな大令は革新政治家として期待久しかつた近衛文麿公に降下した。軍部兩大臣並司法大臣は留任することになり、政民兩黨よりも亦中島久平永井柳太郎の兩氏が入閣を承諾して組閣は難なく完了した。近衛内閣は従來の内閣が嘗めた經驗に鑑みてまづ國內に於ける相剋摩擦の緩和解消を第一目標とし、國際的には國際正義、國內的には社會正義に基いて諸政の刷新に邁進すべきことを明かにし、直ちに特別議會に臨むべき準備にとりかゝつた。新内閣は政民兩黨より中島永井兩氏を入閣せしめ近く新政黨を樹立せんとする意向と傳へられてゐる。これがため政務官も全部衆議院より取つて新政黨への基礎工作とした、この時突如とし北支事變が勃發し、政府は北支派兵をもつて支那に對し斷乎たる決意を見せた。國論も舉げて政府を支持する態度を示してゐる。かく國際的に緊迫した空氣の中に第七十一特別議會は開幕された。

朝鮮總督更迭

宇垣朝鮮總督は八月四日、正式に辭表を提出したので、後任に南次郎大將が決定した。

- 陸軍大將正三位勳一等功四級 南次郎
- 任朝鮮總督
- 依願免本官 朝鮮總督 宇垣一成
- 次いで政務總監も次の如く更迭した。
- 從四位勳三等 大野綠一郎
- 任朝鮮總督政務總監
- 朝鮮總督政務總監 今井田清徳
- 依願免本官

廣田内閣の國策

廣田内閣は特別議會後國策の決定を急ぎ七月上旬より國策閣議を開いたが、大小の國策は閣議に氾濫してその處置に窮することとなり、遂に國策閣議は三回開いて中止し、首相藏相のもとで統一按配し、各省よりの報告に基いて八月廿六日の閣議で次の如く決定發表した。

- 昭和十二年度以降において、重點を置き施設すべき事項、概ね左の如し。
- 一、國防の充實
- 二、教育の刷新改善

電力問題の行方

頼母木通相によつて投ぜられた電力民有國營問題は、軍部の支持に對し當業者側の猛烈なる反對があり、政府内でもこれを反映して賛否兩論の對立を見るに至つたので、首相はその取扱ひを馬場藏相、前田鐵相、頼母木通相、小川商相の四閣僚に一任した。よつて四閣僚は八月廿九日以降屢々會議を重ねた結果十月十九日當業者側の意向を參酌した申合せ五項目を決定、更に民有國營案を電力國家管理法とすることによつて妥協が成立した。然し第七十議會劈頭廣田内閣は總辭職し林内閣の兒玉通相は、再考の餘地があるとして同案を撤回したので遂に閣から閣へ菲らるるに至つた。

労働戦線の變動

軍部を推進力とする廣田内閣のファッシヨ的政策に對し、漸く人民戦線結成が世間の問題となつて來た折柄、加藤勘十氏の労働無産協議會に屬する東京交通労働組合、市従業員組合、労働組合全國評議會、自動車労働組合の四團體は八月下旬社會大衆黨に對して合同を提議した。然し社大黨としては人民戦線を結成することにより右翼方

- 三、中央、地方を通ずる税制の整備
- 四、國民生活の安定 (イ) 災害防除対策 (ロ) 保健施設の擴充 (ハ) 農山漁村經濟の更生振興及び中小商工業の振興等
- 五、産業の振興及び貿易の伸張 (イ) 電力の統制強化 (ロ) 液體燃料及鐵鋼の自給 (ハ) 纖維資源の確保 (ニ) 貿易の助長及び統制 (ホ) 航空及び海運事業の振興 (ヘ) 邦人の海外發展助成等
- 六、對滿重要策の確立 (イ) 移民政策及び投資の助長策等
- 七、行政機構の整備改善

臺灣總督の更迭

中川臺灣總督は八月廿八日正式に辭表を提出したので、後任を左の如く決定した。

- 海軍大將從三位 勳一等功五級 小林 躋造
- 任臺灣總督
- 臺灣總督 中川 健藏
- 依願免本官

政府は九月一日貴族院勅選議員の缺員八名中左の五名の補充を、決定發表した。

- (前臺灣總督) 中川健藏(前法相、小原直(前法制局長官)大橋八郎(前書記官長)白根竹介

國民戦線の展開

二月事件以後肅軍に懸命の陸軍では、八月の定期異動に於いて林義一大將、建川美次、小畑敏四郎兩中將並に橋本欣五郎大佐等を豫備に編入した、よつて丸腰になつた

橋本大佐は右翼革新政黨を組織せんとし、まづ青年革新黨を創立し自らその統領となつた。また右翼諸團體の合同氣運が、この頃から漸く濃厚となりその連絡機關として十日時局協議會が成立するや、建川美次中將、小林省三郎海軍中將、小林順一郎海軍大佐、橋本大佐等がその最高幹部に納まり、國民戰線を展開せんとする意向を示した。

貴族院制度調査會

廣田内閣は第七十議會に於ける衆議院の決議に基き議會制度調査會並に選舉法改正調査會を組織した。貴族院も貴族院制度改革の決議をなしてゐるので、同じく調査會を設けんとしたが近衛議長は調査會に於いて改革の方向が歪曲せられることを虞れて反對した。然し貴族院一般には調査會設置を要望する聲があつたので、十月中旬に至つて調査會を設置した。會長廣田首相のもとに副會長を置かず委員二十六名を任命し、十一月十六日第一回總會を開いた。

行政機構改革問題

行政機構改革問題は廣田内閣成立當時からの軍の要求であつたが、廣田首相は出来るだけ手を觸れぬ方針でこれが表面化を回

避してゐたが、九月廿一日寺内、永野の軍部兩相は相携へて首相を官邸に訪問し次の如き行政機構改革に關する共同意見書を提出した。

行政機構改革共同意見書

國運の進展に伴ひ、帝國憲法を基本とし庶政を一新す。これがため先づ政治行政機構の全般に互り、根本的刷新を行ふ。其要項左の如し。

中央行政機構

- 一、重要國務に關する調査、統轄、豫算の統制按配を掌る機關を設け、内閣總理大臣の下に置く、情報委員會も該機關に統合す、該機關の長をして閣員に列せしむることを得（國策統合機關と無任所大臣）
- 二、人事行政の統制刷新をはかる機關を設置し、内閣總理大臣の管理に屬す
- 三、外務、拓務兩省を統合し對外政策の統合強化をはかる
- 四、農林、商工兩省を統合し、且つ貿易燃料、電氣等に關する機關を擴大、若は新設し、産業行政の合理強化を行ふ
- 五、文部省に内務省の神社局の管掌事項を移管し、國民精神の作興、體育の向上を圖る。

地方行政機構

地方行政機構を中央行政機構の整理改善と國運の進展に伴ひ整理刷新す。

議會制度

- 六、内務省を改組し、神社局及び道路港湾に關する土木行政の一部を、夫々第五及び第七に移管し、内務行政機構を刷新し、衛生に關する機關を統合強化す
 - 七、鐵道、航空、選信行政の統合を圖り民間航空事業の劃期的飛躍を促進し、船舶港灣行政を統合強化す。
 - 八、各省の内容を整備改善し、各省間に重複したる機構事業、並に研究機關を統合整理す。
- 國運の進展並に議會の現狀に鑑み、議會法選舉法を改正し議會を刷新す。
（附）本要綱實施のため先づ必要なる省大臣の臨時攝任を行ふものとす
これに對し首相は態度を明白にせず、大演習に藉口して遷延策をとりつゝあつた爲、これをめぐつて政變近しとの噂が飛び、折柄成都事件の解決を迫られてゐた支那側にも頗る微妙なる影響を與ふることゝなつたので、政府は狼狽して十月廿三日の閣議で

次の如き聲明を發表。

政府聲明

陸海軍大臣より提案せられた行政機構改革問題について政變が起るとの噂が傳へられ、支那側は最近の日支交渉に關して之を利用したと傳へられる向もある。しかし廣田首相は熱意を以て、この改革に邁進せられることゝなり、陸海軍大臣も亦首相の取扱ひに關して全幅の賛意を表し、これを極力援助することに一致したが、この事は國家のためまことに慶賀に堪へない

同時に同問題の取扱ひに關して、中央制度の改革事項は馬場藏相、前田鐵相、頼母木遞相、平生文相の四閣僚に、地方制度並に議會制度の改革事項は潮内相、林法相、島田農相、小川商相、永田拓相の五閣僚に分擔調査を委任することに決定した。然るに議會制度改革に關する軍部の具體案なるものが世上種々に傳へられ、議會の權限を縮小する意向にありと見られたので、政黨方面は非常な衝撃をうけ政民兩黨いづれも黨出身閣僚を通じて政府の意向を訊し猛烈として反撃せんとする態度を示した。よつて

寺内陸相は十一月六日の閣議で議會制度に關する眞の意向を次の如く表明した。
一、國體觀念を明徴にし、我國固有の憲政の確立を希望し、議會の權限を縮小するが如き觀念は毛頭なし
一、憲法に従ひ、議會の權限を明確適正にし民意を正しく暢達する議會たらしめることを、希望するは外ならぬ
一、政治に關する意見については、陸海軍大臣を通じてのみ發言する從來の建前に何ら變化なし
一、巷間傳へられる議會改革に關する、陸軍の言説なるものは、陸軍は何ら關知せず
然しこれに依つて政黨側の疑念は解消すべくもなく、十一月六日開かれた議院制度調査會では齋藤孝夫（民）濱田國松（政）等交々起つて、同調査會に陸相の出席を要求した。軍はまた出席の要なしと拒絶する方針に出た。め空氣は頗る悪化した。藤沼書記官長が梅津次官及び近衛、富田貴衆兩院議長の間を奔走して斡旋に努めた結果、非公式な懇談會の形式により陸相が出席して軍の意向を説明することに落着き、この懇談會は十二月二日首相官邸で催された。この席上寺内陸相はさきに閣議で表明した

豫算閣議

新議事堂の竣工

帝國議會議事堂は十九年の日子と二千六百萬圓の巨費を投じて、十一年の秋見事に竣工し、帝都の中央永田町の高臺に白晝の高塔を中空に聳え立たせた。五日天皇陛下の行幸を仰ぎ、七日盛大な落成式を行つた。

政府は十一月廿七日豫算閣議を開いたが僅か一時間三十分餘にし十二月年度豫算三十億四千萬圓を決定した、そのうち軍事費が十四億圓に上り従つてこの豫算は準戦時豫算と銘打たれた。

侍従長更迭

二月事件で負傷した鈴木侍従長はその後辭意を洩らしてゐたので、十一月二十日後任に百武海軍大將を決定した。鈴木前侍従長は特に男爵を授けられた。
海軍大將正三位勳一等功四級 百武三郎
任侍従長
依願免本官 侍従長 鈴木貫太郎

樞密顧問官補充

十二月廿三日政府は左の如く樞密顧問官の補充を行った。
正三位勳一等(元選相) 南 弘
正三位勳一等(元文相) 田中隆三
任樞密顧問官

政府は一月十二日左の六名を勸選議員に推薦した。
(陸軍主計總監) 小野寺長治郎(前内閣調査局長官) 吉田茂(日銀總裁) 深井英

の態度は愈々強硬にして覆すべくもないので廿九日遂に大命を拜辭した。

林内閣の生誕

宇垣内閣の流産に次いで一月廿九日組閣の大命は元陸相の林銑十郎大將に降下した。林大將はまづ陸相に板垣征四郎中將を懇望したが、三長官會議の承認する所とならず、軍は教育總監部本部長中村孝太郎中將を推した。海相には聯合艦隊司令官米内光政中將が決定を見た。林大將は政黨方面に對しては民政黨の永井柳太郎、政友會中島知久平兩氏に對し黨籍離脱を條件として入閣を交渉したが拒絶され貴族院方面でも有馬頼寧伯に交渉して失敗した。然し第七十議會は開會休會して新内閣の成立を待つてゐるので在任としても目を移すことが許されぬため交渉の出来ぬところは、兼任として二月二日急遽閣員名簿を作成して親任式に臨んだその顔觸れ左の如し。
内閣總理大臣兼外務大臣文部大臣

- 陸軍大將 林 銑十郎
- 協理 河原田稼吉
- 内務大臣 協理 日本興業銀行總裁 結城豊太郎
- 大藏大臣 陸軍中將 中村孝太郎
- 陸軍大臣

政治・行政——昭和十二年政治史

五(法學博士) 下村宏

第七十議會と廣田内閣の瓦解

第七十議會は十二月廿四日新議事堂に召集された、衆議院の分野は民政二〇五政友一七一昭和會二五國民同盟一二社會大衆黨二一第二控室一八東方會九無所屬四であつたが、行政機構改革問題以來、政府に對して悪化しつゝあつた政黨側の空氣は、開會劈頭より外交問題に關する政府問責の決議案を提出せんとするものあり波瀾を含むだまゝ年末年始の休會に入つた。その間外交糾弾を叫ぶ政民兩黨の強硬派が聯合懇親會を開くなど騒然たる中に一月廿一日休會明けを迎えて議會は再開され國務大臣の施政演説に續いて民政黨櫻内幸雄氏、政友會濱田國松氏が代表質問に起つた。而して濱田氏行政機構改革問題より言及して軍部の優越感を攻撃し寺内陸相との間に激越な應酬をなしたが、この本會議散會後陸相は臨時閣議の招集を要求し議會の解散を迫つた。軍部としては政黨が代表閣僚を政府に出しながら、反政府的態度をとるのは怪しからぬといふのである。よつて政府は兎に角二日間の停會をして議會の反省を求むることゝなつたが、翌廿二日陸相は解散説を固執

- 海軍大臣 海軍中將 米内 光政
- 司法大臣 大審院檢事局長 鹽野季彦
- 農林大臣兼逓信大臣 衆議院議員 山崎達之輔
- 商工大臣兼鐵道大臣 昭和製鋼社長 伍堂 卓雄
- 内閣書記官長兼調査局長官 大橋 八郎
- 法制局長官 大藏次官 川越 丈雄
- 滿洲國參議院議員 滿洲國參議院議員 川越 丈雄
- 承諾を得るに至らなかつたので十日貴族院議員兒玉秀雄伯を逓相に決定した。

陸相更迭

中村陸相は就任後數日を出でず病臥し、二月九日腸チアスと判明したので教育總監杉山元大將がその後任陸相となつた。教育總監には前陸相の寺内毅一大將が廻はされた。

林内閣の政綱

二月二日新内閣は成立したが議會に臨む準備を整へるため同月四日より十日まで七日間及び十一日より十四日まで四日間の二回に互り停會を續け連日閣議を開いて協議

してゆづらず首相に對し單獨に辭表を提出した。その間永野海相が斡旋に立ち政民兩黨總裁に對し工作を進めたが、陸相の容るゝところとならず、廿三日首相は餘儀なく總辭職をなすに至つた。

宇垣内閣の流産

廣田内閣瓦解の後をうけて、前朝鮮總督宇垣一成大將は一月廿四日大命を拜受して組閣に着手したが、陸軍では廿五日梅津次官西尾參謀次官、中村教育總監部本部長の三次長會議の結果、宇垣大將が從來屢々政權をねらつてそのため政黨その他の現狀維持的勢力と緊密な間柄にあり更に〇〇事件にも關係あり、従つて肅軍の達成並に部内統制上宇垣内閣に反對することに意見の一致を見たので宇垣大將より寺内陸相に對し陸軍大臣の交渉があつても回答せず、杉山教育總監は廿六日この空氣を傳へて宇垣大將に組閣断念を勸告した。然し宇垣大將は重ねて寺内陸相に回答を求めたので陸相は「三長官會議により推薦した候補者はいづれも承諾しない」旨を答へ事實上宇垣内閣に陸軍大臣を送らぬ意味を明かにした。宇垣大將は更に陸軍の長老河合操大將等にも工作を進めて軍の諒解を得んとしたが、軍

しまつ八日新内閣の政綱を林首相談の形式で次の如く決定した。

(前略)

- 一 國體觀念を愈々明徴にし、敬神尊皇の大義を益々闡明にし、祭政一致の精神を發揚して、國運進歩の源流を深からしめんことを期す
- 一 欽定憲法の條章に循ひて、我邦の獨特なる立憲政治の發達を健實にし、民意に察し輿論に聞き、公明なる政治の運行を期す
- 一 國際正義に則り、東亞の安定萬邦の共榮を具現せしむるの目的を以て、舉國一致の外交國策を遂行し、國際關係を明暢ならしめんことを期す
- 一 帝國を安泰にし、其の興隆を擁護し、國是の貫徹に必須なる國防軍備を充實すると共に、生産力の増進を圖る等、國力の基根を培はんことを期す
- 一 内外の經濟情勢に適應して、産業の綜合的發達を希圖し、保護の施設と共に適切なる統制を實施し、而も國民創造力の發揮、企業心の勃興を助長せんことを期す
- 一 以上期する所を達成せんが爲には、矯激を排し因循を戒め、時世に適合したる革新を斷行せざるべからず、義必ず時に隨ふべき

なり。即ち懸案たる庶政一新の實を挙げ、國民生活の安定を圖り、人心の不安を解除せしめざるべからず、今後行ふべき諸般の政策は著々之が具現を企圖すべし、願ふに内外世相の錯綜して世或は適歸する所を知らざるもの其の淵源實に協同を疎んじて個我に執着し、利害を追ふて對立抗争するに存す故に和を以て貴しと爲す、事理自ら通ずべし。現内閣は私を滅し公に奉じ、偏黨有る無し。(下略)

次いで前内閣の豫算三十億四千萬圓を二十八億と修正、且つ馬場藏相の増稅案も結城新藏相の臨時租稅増徴法案と立替へて、七日再開の議會に臨んだ。

再開第七十議會と解散

林新内閣のもとに第七十議會は二月十五日再開された。新内閣は政黨否認の立場から政黨代表の入閣を許さなかつたが、軍部の解散論に脅かされた政黨は是々非々の態度で新内閣に追従し軍部との交渉を極度に警戒した。然し結城修正豫算案による地方財政交付金の減額には農村議員を中心に反對の烽火を挙げ、遂に政府をして三千萬圓の追加を承認せしめた。總豫算案並に増稅

案が通過成立した後内務省提出の國民健康保險法案は産業組合と醫師會の抗争となつて論議盡きすまた農地法案關稅改正案等の重要法案の審議は政府の豫期した如く進歩しないので、政府は廿五日に至り三十一日まで六日間會期延長を奏請し議會に對してはしきりに議事の進行を促した。然るに政黨は小會派の反對を押切つて兩黨提案の選舉法改正案を可決しその實施を政府に迫つて議事を進行せしめなかつたので、林首相は會期再延長等の方法があつたに拘らず突如議會最終日の廿一日に至つて解散を決定した。解散奏請の理由につき政府は次の如く發表した。

現下内外の情勢に對處して時難の克服、國運の伸張を期せんがためには、正しき意味に於て朝野協力によらねばならぬ。依つて政府は組閣勿々議會に臨み、誠意を盡して議案の成立をはかつたのであるが、最近衆議院に於る審議の狀況は、極めて誠意を欠き更に國防、國民生活の安定に至大の關係ある議案の進行を阻み、緊切なる時務を滯滞せしめて眞に重大なる時局を認識し立憲洪猷翼贊の誠を効せるやを疑はしむるのである。議會刷新の

急務の唱へられる寔に故なしとせず、即ちこの際國民の公正なる良心に訴へ是非を天下に問ひ、よつて以つて帝國憲政の本義を顯現するの階梯たらしめると共にこの時期に於て國民の健全なる政治的自覺の確立を期待し朝野協力今日の重大時局打開に力を効さむことを望み茲に已むを得ず、衆議院の解散を奏請した次第である。

日本無産黨

加藤勤十氏の勞農無産協議會は二月廿一日芝協調會館に第一回全國大會を開き日本無産黨と改稱し反ファシズム戰線統一の運動方針を決定し左翼無産の立場を宣明した。

外相決定

林首相は專任外相につき三月二日元駐獨大使小幡西吉氏に交渉したが拒絶され、翌三日折柄歸朝した駐佛大使佐藤尚武氏に交渉し四日親任式を行つた。佐藤新外相は直ちに議會に臨み外交方針の演説を行つたが、平和外交を強調し過ぎて議會に物議を起した。

政友會總裁問題

立候補者は全選舉區に互り八百廿六名に達したがその内譯は民政二百六十六政友二百六十八社大黨六十五昭和會廿五國盟廿五會廿諸派中立百五十二で、うち昭和會及び中立の一部を除けば他は殆んど全部政府反對黨であつた。かくて四月三十日全國一齊に投票は行はれたが(無投票區四區)その結果は民政百七十九、政友百七十五、社大廿六、昭和十八、同盟十一、東方十一、諸派中立廿六となり政府の敗色はすでに歴然たるものがあつた。

政民聯合倒閣運動

政府は總選舉直後緊急開議を開いて今後の對策を協議したが斷乎居据つて特別議會に臨むことに決定し左の如き聲明を發表した。

(前略)既に總選舉は公正に施行せられ、新たに選出せられたる議員は私を滅し公に奉ずるの精神を以て國體の本義に基き舉國の理想を顯揚して我邦獨特の憲法政治の發達を圖り正しき時局認識の下に大政翼贊の實を擧ぐるに努めらるゝことを衷心より期待するものである。これに對し政民兩黨は相提携して倒閣運動に邁進することとなり五月十四日民政黨小

政友會鈴木總裁は病久しく自邸に引籠つたまま、ために昨年の總選舉には落選の憂目にあつたが、政友會内部には鈴木總裁の引退を迫るものが漸次勢力を加へ、第七十議會中もこれらの一派は革新運動を唱へて頻りに策動を起し新黨運動と結んでその成行きは頗る重大なものがあつたので、二月十四日の緊急顧問會議は總裁の引退實現が黨の急務であるとするに意見の一致を見られた。よつて鈴木總裁は翌十五日安藤幹事長に辭意を表明するに至り總裁の代行委員として鳩山一郎、中島知久平、前田米藏、島田俊雄の四氏が決定、總裁に代つて黨の最高方針を協議することとなり、黨分裂の危機はこれによつて一應解消することとなつた

第廿回總選舉

癡耳に水の解散に對し政黨は狼狽するよりもむしろ頗る憤激し、舉て林内閣打倒の聲明を發して總選舉に臨んだ。林首相としては解散により政民兩黨が分裂して新黨の擡頭することを期待してゐたものゝ如く解散後近衛貴族院議長を訪問して近衛公の新黨に對する意向を打診した。然し世論も亦多く政府の非立憲的解散を批難攻撃する勢

泉又次郎、政友會松野鶴平の兩幹事長が會見して種々打合せを遂げ十九日兩黨代表者の聯合協議會となり更に廿九日東京會館に倒閣聯合懇親會を開催し、林内閣の即時總辭職と眞正舉國一致内閣實現を要望する共同聲明書を議決した。

樞密顧問官補充

政府は五月十七日樞密顧問官二名を補充した。

前侍從武官長陸軍大將 奈良 武次

前學習院長 荒木寅三郎

任樞密顧問官

企畫廳開設

政府は日滿經濟綜合計畫を中心とする綜合國策の調査機關として調査局を改組し新たに五月十四日より企畫廳を開設し總裁は結城藏相の兼任、次長に前農林省農務局長井野碩哉氏を任命した。

昭和會解黨

昭和會は岡田内閣當時山崎達之輔、内田信也、望月圭介諸氏の所謂政友會除名組によつて組織されたがその後黨の實権者内田

氏が鐵道疑獄事件に關係して收容され更に林内閣の準與黨として總選舉には慘敗を喫する等黨の前途は全く行詰つたので五月廿一日新代議士會席上に於いて望月長老より時局に鑑み解黨すべきことを提議し全會一致で之を承認して昭和會はこゝに解黨した。

林内閣總辭職

林首相は總選舉後内閣の補強工作のため專任文和、鐵相並に拓相を決定せんとして各方面に交渉を進めたがいづれも失敗に歸した。一方政黨の倒閣運動と共に重臣方面も林首相に好感を有せざる傾向を濃厚に示して來た。かく四面楚歌の内閣に對しては軍部と雖も敢えて之を支持することは出来なくなつたので五月廿八日杉山陸相は夜半首相を訪問して退却の他なきを勸告した。よつて首相は熱慮の結果三十一日緊急閣議を開いて總辭職を決定し直ちに參内して辭表を奉呈し、總辭職の理由を次の如く發表した。

(前略)總選舉後銳意政策の樹立に努めつゝあつたが、過般の解散奏請に關し衆議院の一部との間に一種の行懸りを生じ

たことは誠に遺憾であつて、その公明なる事由は自ら天下の理解を得らるゝと信するけれど今や時局重大であつて朝野協力時艱を克服し國運の伸張に邁進すべき時で苟も國內の相剋を許すべき時でない、現内閣は成立日なほ淺く未だ政策遂行の重責を盡さざるもの多きは恐懼に堪えないけれども、茲に政治刷新の礎石を建設したのを機として謹みて閣下に伏して骸骨を乞ひ奉る。後任内閣の成立によつて國體の本義に徹した憲法政治の發達を庶幾することが邦家のために適當の措置だと信ずる次第である。

近衛内閣の生誕

六月一日組閣の大命は貴族院議長近衛文麿公に降下した。公は内相河原田稼吉氏を組閣參謀として貴族院議長官舎に組閣本部を置いて組閣に着手し即夜杉山陸相、米内海相の留任を得て組閣の第一の難關を苦もなく突破した。藏相には前正金頭取兒玉謙次氏を交渉したが兒玉氏は拒絶したので大藏次官賀屋興宣氏を拔擢した。政黨に對しては黨代表としての意味を用ひず民政黨永井柳太郎、政友會中島知久平兩氏に對し個人的に交渉して成功した。商相に元文相平

生飢三郎氏を入閣せしめんとしたが平生氏は文相の椅子を希望したのでこの際は不調に終り、商相には東北興業會社總裁吉野信次氏が決定を見た。かくてその間三日を費し六月四日次の如く全閣僚を揃えて親任式に臨んだ。

- | | |
|-------------|----------------|
| 内閣總理大臣 | 近衛 文麿 |
| 外務大臣 | 廣田 弘毅 |
| 元外務大臣、總理大臣 | 廣田 弘毅 |
| 貴族院議員 | |
| 元大藏大臣、貴族院議員 | 馬場 鐵一 |
| 大藏大臣 | 大藏次官 賀屋 興宣 |
| 文部大臣 | 大阪府知事 安井 英二 |
| 農林大臣 | 貴族院議員 有馬 頼寧 |
| 商工大臣 | 貴族院議員 有馬 頼寧 |
| 逓信大臣 | 東北興業會社總裁 吉野 信次 |
| 鐵道大臣 | 元拓務大臣 永井柳太郎 |
| 拓務大臣 | 衆議院議員 永井柳太郎 |
| | 衆議院議員 中島知久平 |

- | | |
|----------|------------|
| 貴族院議員 | 大谷 尊由 |
| 陸軍大臣(留任) | 杉山 元 |
| 海軍大臣(留任) | 米内 光政 |
| 司法大臣(留任) | 鹽野 季彦 |
| 内閣書記官長 | 衆議院議員 風見 章 |
| 法制局長官 | 衆議院議員 瀧 正雄 |

近衛内閣の指導精神

近衛首相は四日初閣議後新聞記者に對して左の如き内閣の指導精神を語つた。從來の如き對立相剋を國內で續けてゐては外國の侮りを受ける、出来るだけこれを緩和し非常時局に鑑みて各人の自制によりこの摩擦を少くし度い。時代の認識に基く對立は或る程度までやむを得ぬが今日の國際情勢、社會情勢を深刻に検討して互に自己の立場を離れてやればその對立はなきものと思ふ。たゞ仲よくやれといふても無理だが一つの指導精神のもとに緩和してゆく、このリーダーシップを内閣でとる必要がある。かゝる見地より對外的には國際正義に基づく眞の平和國內に於いては社會正義に基づくものを出來だけ實現することに努力する。

企畫廳總裁

企畫廳總裁は初め馬場内相の兼任に豫定されてゐたが、閣内に反對があつたので、首相は廣田外相をして兼任せしめた。

近衛内閣の財經三原則

近衛内閣は七月十五日の閣議でわが國の經濟力の發展充實のため財政經濟上の三原則を決定、これに基き日滿綜合經濟五ヶ年計畫の樹立に邁進することとなつた。その要綱は次の如くである。現下内外の情勢に省みる時は國防並に國民生活を基調とする諸方策を實施するの要極めて緊切なるものあり、これがためには日滿兩國を通じて經濟力の充實發展を計ること肝要にして、生産力の擴充、國際收支の適合及び物資需給の調節の三點を主眼とする綜合的計畫の具體案を樹立するを急務とす。而て右具體案は日滿兩國を一體とする見地に立ちこれを立案の要ありよつて關係各省その他諸機關の間において緊密なる連絡を保ち企畫廳においてこれが統合調整をはかり、もつて速かに成案を得ることなほ右具體案の作成に當りては滿洲國と協力の上計畫の完

壁を期する方針をとること。

貴族院正副議長

近衛首相の後任の貴族院議長には七月十七日副議長松平頼壽伯が、副議長には佐佐木行忠侯が決定任命された。

貴族院改革

近衛首相は年来の主張に基き貴族院機構改革に邁進する決意をもつて、廣田内閣當時組織された貴族院制度調査会を強化すべく官制を改正して副議長を設け馬場内相を任命、更に一部委員の整備を行ひ七月中旬更生第一回總會を開いた。

政務官決定

林内閣は政黨を否認する建前に立つたため政務官を置かなかつたが、近衛内閣は各省二名宛しかも全部衆議院議員から銓衡することし七月廿四日次の如く決定した。これは將來起るべき新黨運動の基礎工作のためであるとして注目された。

- 外務政務次官 松本 忠雄(民)
- 同 參與官 船田 中(政)
- 内務政務次官 勝田 永吉(民)
- 同 參與官 木村 正義(政)

- 大藏政務次官 太田 正孝(政)
- 同 參與官 中村三之丞(民)
- 陸軍政務次官 加藤久米四郎(政)
- 同 參與官 比佐 昌平(民)
- 海軍政務次官 一宮房治郎(民)
- 同 參與官 岸田 正記(舊昭和)
- 司法政務次官 久山 知之(政)
- 同 參與官 藤田 若水(民)
- 文部政務次官 内ヶ崎作三郎(民)
- 同 參與官 池崎 忠孝(第二)
- 農林政務次官 高橋 守平(民)
- 同 參與官 助川啓四郎(政)
- 商工政務次官 木暮武太夫(政)
- 同 參與官 佐藤謙之輔(民)
- 逓信政務次官 田島勝太郎(民)
- 同 參與官 犬養 健(政)
- 鐵道政務次官 田尻 生五(政)
- 同 參與官 金井 正夫(舊昭和)
- 拓務政務次官 八角 三郎(政)
- 同 參與官 伊禮 肇(國)

保健社會省設置

國民體位向上のため保健社會省を設置することは陸軍の要望であつたが、近衛内閣は六月九日の閣議で右の獨立機關を置くことに決定、その機構については關係各省並に

企畫廳で調査を進めた結果、内務省の社會局、衛生局の全部、文部省體育課の一部、農林省所管の醫療組合、逓信省簡易保險事務並に商工省生命保險事務等を統合して保健社會省とすることとなり、十月一日より開設することを目標に準備が進められることとなつた。

中央經濟會議

政府は日滿綜合經濟五ヶ年計畫樹立のため企畫廳に中央經濟會議を設置され六月廿六日議員卅四名を決定した、内十八名は通常議員で民間の有力者を、残り十六名は臨時議員として書記官長以下各省次官並に朝鮮政務總監臺灣總務長官等を任命した。通常議員は次の如くである。

- 津島壽一、兒玉謙次、酒井忠正伯、石黒忠篤、鮎川義介、藤原銀次郎、池田信吾、古田俊之助、小林一三、村田省藏、松本健次郎、大藏公望男、野口遼、有賀光豊、安川雄之助、八田嘉明、加藤恭平、松江春次、

豫算編成方針

近衛内閣はさきに決定した財經三原則に基づき明年度豫算編成の方針として

明年度豫算の限度は財經三原則に基づき物資供給量を超過せざる範圍において自ら定まるところあるべし、従つて政府は成るべく多くの國策を實現し得るよう經濟力の充實發展に努力すると共に政府の消費物資供給の豫測は一般民間のそれと相俟つて最善を盡してその調査に當る。旨を明かにし所謂「物の豫算」作成に努力することとなつた。

日本革新黨の結成

總選舉戦を政治革新協議會の名のもとに闘争して來た右翼團體の有志は、全右翼團體を一丸とした新政黨を樹立せんとしたが出來なかつたので、取敢えず政治革新協議會の代議士を中心にして日本革新黨を組織することとなり七月十八日芝協調會館にその結成式を挙げた。その綱領は次の如し、
國體の本義に基き眞日本の顯現を期す
一、個人主義及社會主義の政治形態を排斥し日本独自の立憲政治の確立を期す
一、資本主義經濟機構を改革し國家公益並に國民生活安定を目的とする國家計畫經濟の樹立を期す
一、民族協和及資源衡平を原則とする新世界平和秩序の創建を期す

- 一、國家保全並に國策遂行に必要な軍備の充實完備を期す
- 一、日本精神を昂揚し雄大剛健なる國民文化の振興を期す

役員は總務委員長兼財務委員長 長江藤源九郎、黨務長赤松克麿、議員會々長小池四郎、相談役安藤孝三、山崎常士(以上代議士)顧問健川美次、總務委員佐々井一晃、産業労働委員長高山久藏等を決定した。

新黨運動の展開

没落の一路を辿る政黨政治の危機を救ひもつて政局の轉換を計るため昨春秋ごろから政界の一部に新黨の樹立計畫が行はれ政民兩黨の幹部及び貴族官僚の先進分子もこれに加つて秘かに地下的運動を續け殊に本年に入つて政民兩黨内に廣田内閣糾弾の聲が高まるにつれて新黨運動は漸次活潑な運動を開始し一月中旬杉並の有馬頼寧伯邸に會合を開き新黨總裁に貴族院議長近衛文麿公を擁立せんとした。この所謂有馬邸會議に出席したものは民政黨永井柳太郎、政友會中島知久平、前田米藏昭和會山崎達之輔、貴族院議員有馬頼寧伯、兒玉秀雄伯と傳へられた。よつて政友會ではこの新黨運動に迎合すべく鈴木總裁彈劾の黨内革新運動が

起り政局は頗る緊張を見せた。廣田内閣の後をうけた林内閣は最初この新黨運動との合作政權を描いてゐたが、新黨運動の氣運が未だ充分熟してゐなかつたことだ、林首相が新黨樹立を見越して政民兩黨に對し強壓手段に出たため新黨運動派としては山崎達之輔氏兒玉秀雄伯を入閣せしめ得ただけで失敗した。林首相は更に議會解散により新黨結成の期を作らんとしたがこれも事志と違ひ遂に自ら内閣を投出さざるを得ないこととなつた。しかし近衛内閣の生誕によりこの新黨運動の主流メンバールたる永井柳太郎、中島知久平、有馬頼寧伯が入閣したので、愈々近衛内閣は本格的に新黨工作に乗り出すものと見られその成行は頗る注目されることとなつてゐる。

第一議員俱樂部

特別議會を前にして舊昭和會、國民同盟日本革新黨並に中立議員團中有志は、議會に於ける交渉權確得のため交渉團體を結成第一議員俱樂部を組織した。これに参加したる議員は五十九名である。

北支事變勃發

七月七日夜北京郊外の蘆溝橋に於いて支

那廿九路軍はわが駐屯軍に對して不法射撃を行つた、わが方は事件の不擴大と地方的解決の方針を堅持して事件の解決を圖らんとしたが支那側の不誠意のため遂に十一日に至りわが政府は緊急閣議を開いた結果北支派兵を決定すると同時に政界言論界の有力者を即夜首相官邸に招いて舉國一致の支援を要望し朝野一致團結して外敵に當ることとなつた。

第七十一特別議會

第七十一特別議會は七月廿三日召集されたが、北支事變勃發のため全く準戰時議會の態勢となり會期僅かに二週間であつたが北支事變追加豫算、北支事變特別稅法案等政府提出の法律案三十五件中審議未了となつたものは僅かに陪審法中改正法律案一件また修正可決されたものは製鐵事業法案一件で他は全部原案通り可決された。また貴族院では北支事變將兵に對する感謝決議案燃料國策に關する建議案、衆議院でも同じく北支事變將兵に對する感謝決議案の外に

政府鞭撻決議案を何れも満場一致で可決した。

歴代内閣更迭表

Table with columns for cabinet number (第一次, 第二次, etc.), name (伊藤, 山縣, etc.), and dates (成立年月日, 在職年月日).

Table with columns for cabinet number (第一次, 第二次), name (寺内, 高橋, etc.), and dates (成立年月日, 在職年月日).

歴代内閣

Table listing cabinet members for various departments: 總理大臣, 外務大臣, 内務大臣, 大藏大臣, 陸軍大臣, 海軍大臣, 司法大臣, 文部大臣, 農商務大臣, 農林大臣, 商工大臣, 逓信大臣, 鐵道大臣, 拓殖務大臣.

Main table listing cabinet members for various departments: 總理大臣, 外務大臣, 内務大臣, 大藏大臣, 陸軍大臣, 海軍大臣, 司法大臣, 文部大臣, 農商務大臣, 農林大臣, 商工大臣, 逓信大臣, 鐵道大臣, 拓殖務大臣.

三桂 四限 一重 一六倍	二山 木權 兵衛	大桂 元太 一二郎	西四 四八 三〇望	四桂 一七 一四郎	三西 九一 七望	三桂 四六 二郎	三西 四一 〇望	三西 三〇 二望七	伊三 三〇 一九
石大兼加 井限任藤 菊重高 次重明 郎信	牧野 伸顯	加桂兼 藤任 高太 明郎	內林兼 田任 康哉	小寺兼 內任 壽太 郎毅	林西兼 園任 寺公 望	桂兼小 任村 壽太 郎助	小兼小 兼任 壽太 郎助	加藤 高明	加藤 高明
一大兼大 木限任浦 喜重兼 德郎信	原 敬	大浦 兼武	原 敬	平田 東助	原 敬	清兼芳 浦任川 兼顯 吾正 郎	兒兼內 任源太 郎忠 勝	末松 謙澄	末松 謙澄
武若 富備 時敏	高橋 是清	若槻 禮次郎	山本 達雄	桂兼 任太 郎	松兼阪 田任谷 正久 芳郎	曾福 荒助	西兼渡 園任邊 寺公武	西兼渡 園任邊 寺公武	西兼渡 園任邊 寺公武
大岡 島市 健一	木瀬 安綱	木越 安綱	上石 原新 作六	寺內 正毅	寺內 正毅	寺兒兼 內任源 正太 郎	兒玉 源太 郎	兒玉 源太 郎	兒玉 源太 郎
加八 藤代 友三郎	齋藤 實	齋藤 實	齋藤 實	齋藤 實	齋藤 實	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛
尾崎 行雄	奧兼 田任 義正 久	松室 致	松田 正久	岡部 長祿	千松 家正 久	清兼 多野 直吾	清兼 多野 直吾	金子 堅太 郎	金子 堅太 郎
高岡 田早 苗河 野廣 兼武	大兼 岡田 義人 山本 達雄	柴田 家門 仲小路 廉	牧兼 野任 伸顯	小松 英太 郎	牧西 野園 寺公 望	桂兼 久兒 任源 太郎	桂兼 久兒 任源 太郎	松田 正久 林	松田 正久 林
箕武 浦富 勝時 人敏	元田 肇	後藤 新平	林 董	後藤 新平	堀原 任三 郎	大兼 智兼 任源 武助	大兼 智兼 任源 武助	原星 敬亨	原星 敬亨

一若 五槻 一禮 一三〇	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八	一若 五槻 一禮 一八
幣原 喜重郎	幣原 喜重郎	幣原 喜重郎	松井 慶四郎	伊集 院登 吉	內田 康哉	內田 康哉	內田 康哉	後本 寺兼 藤野 新一 郎毅	後本 寺兼 藤野 新一 郎毅
濱安 口遠 兼幸	濱安 口遠 兼幸	濱安 口遠 兼幸	水野 練太郎	後藤 新平	水野 練太郎	床次 竹二郎	床次 竹二郎	水野 練太 郎新 平	水野 練太 郎新 平
片早 岡速 直	濱口 雄幸	濱口 雄幸	勝田 主計	井上 準之助	市來 乙彦	高橋 是清	高橋 是清	勝田 兼任 田正 計毅	勝田 兼任 田正 計毅
宇垣 一成	宇垣 一成	宇垣 一成	宇垣 一成	田中 義一	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	大島 健一	大島 健一
財部 彪	財部 彪	財部 彪	村上 格一	財部 彪	加藤 友三郎	加藤 友三郎	加藤 友三郎	加藤 友三郎	加藤 友三郎
江木 翼	江木 翼	小高 橋任 平是	鈴木 喜三郎	平沼 健治郎	岡野 敬次郎	大木 遵吉	大木 遵吉	松室 致	松室 致
岡田 良平	岡田 良平	岡田 良平	江木 千之	岡野 敬次郎	鎌田 榮吉	中橋 德五郎	中橋 德五郎	岡田 良平	岡田 良平
町早 田速 忠	町早 田速 忠	岡高 橋任 邦是	前田 利定	前田 利定	前田 利定	山本 達雄	山本 達雄	岡田 良平	岡田 良平
藤片 藤之 輔直 安	藤片 藤之 輔直 安	野高 橋任 是清	藤村 義朗	大養 毅	前田 利定	野田 卯太郎	野田 卯太郎	田 健治郎	田 健治郎
安達 謙	安達 謙	野高 橋任 是清	藤村 義朗	大養 毅	前田 利定	野田 卯太郎	野田 卯太郎	田 健治郎	田 健治郎
井上 石四郎	井上 石四郎	野高 橋任 是清	藤村 義朗	大養 毅	前田 利定	野田 卯太郎	野田 卯太郎	田 健治郎	田 健治郎

Table of political figures and dates, including names like 星亨, 楠本正隆, 片岡健吉, and dates from 大正 to 昭和.

衆議院解散一覽

Table listing the dissolution of the House of Representatives, including session numbers (e.g., 第五十九, 第六十), dates, and reasons.

衆議院議員黨派別

Table showing the distribution of House of Representatives members by political party across various sessions.

Table of political figures and dates, including names like 奥繁三郎, 大岡育造, 片岡健吉, and dates from 昭和 to 大正.

衆議院議員職業別

Table showing the distribution of members of the House of Representatives by age group and profession. Columns include age ranges (e.g., 30-34, 35-39) and professions (e.g., 醫師, 農林, 銀行). Rows list the number of members for each category across different years (大正, 昭和).

貴議院議員數

(六月三十日)

Table showing the number of members of the House of Peers by age group and profession. Columns include age ranges (e.g., 30-34, 35-39) and professions (e.g., 皇族, 公族, 伯爵). Rows list the number of members for each category across different years (昭和, 大正).

多額納稅議員

Table showing the number of members of the House of Peers who are high taxpayers. Columns include the year (明治, 大正) and the number of members. Rows list the number of members for each year across different categories.

立憲政友會

(麹町區内山下町一ノ一)

明治三十三年九月侯爵伊藤博文は憲政黨(自由黨の後身)を中心として新に立憲政友會を組織し自らその總裁となつた。爾來西園寺、原、高橋、田中、犬養、鈴木の各總裁を経て現在暫定的に四名の代行委員を以

て總裁事務を處理してゐる。

○綱領 余等同志は謀りて立憲政友會を設け忠誠以て皇室に奉じ國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す其の趣旨とする所の要領左の如し

- 一、余等同志は憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を擧げ以て各個の權利自由を保全せんことを期す
二、余等同志は維新中興の宏謀を遵奉し之を翼賛して以て國運を進め文明を扶植することを勉むべし
三、余等同志は行政の機能を完全にして其公正を保たんとを望み選叙を精にし繁褥を省き責守を明にし紀律を正し處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし
四、余等同志は外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしめんことを努むべし
五、余等同志は中外の形勢に應じ國防を充實するを以て必要とし常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む
六、余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し公私各々國家に對する負擔を分つ

政治行政——議會

に堪ふるの懿徳良能を發達せしめ以て國礎を牢くせんことを希ふ

- 七、余等同志は農商百工を奨め航海貿易を盛にし交通の利便を増し國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す
八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ其社會上及經濟上の協同を完全ならしめんことを圖るべし
九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ専ら公益を目的として行動し常に自ら戒飭して病弊を襲ふことなきを勗むべし

立憲民政黨(芝區新櫻田町二七)

○沿革

昭和二年四月憲政會と政友本黨とは合同して新黨を樹立することになり、五月の第五十三臨時議會には先づ新黨俱樂部を組織してこれに臨み、六月一日兩黨を解黨して、こゝに新に立憲民政黨の結黨式を擧げ、濱口雄幸氏總裁に就任し、越えて昭和六年四月十三日男爵若槻禮次郎氏二世總裁となつた。然るに同九年十一月六日若槻男總裁を辭し一時町田忠治氏總務會長に就任し總裁を代行したが、同十年一月二十日正式に三世總裁に就任した。

△政綱

- 一、國民の總意を帝國議會に反映し 天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし
一、國家の整調に由りて生産を旺盛にし分配を公正にし社會不安の禍根を芟除すべし
一、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擴充すべし
一、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にして進んで教育の實際化を期すべし
一、立法、行政及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て初興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし

國民同盟(麹町區丸ノ内三ノ六)

△沿革

昭和六年十二月、民政黨を脱黨した安達謙藏氏は、その後同志と共に新黨を樹立、昭和七年七月國策研究クラブを設け、同年八月新黨の名稱を「國民同盟」と定め、同年十二月二十二日、東京市日比谷公會堂に於て結盟式を擧げた。

- △綱領
一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す

一、統制經濟を確立し、大衆生活の保障を期す
一、政界の積弊を打破し、國民政治の徹底を期す

社會大衆黨

(芝區南佐久間町一ノ五五)

昭和七年七月二十四日、社會民衆黨及び全國勞農大衆黨は合同して新に社會大衆黨を結成した。

綱領

一、我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ
一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す

東方會

中野正剛氏を中心とする政治團體で昭和十一年五月二十五日「東方會」てふ結社名稱の下に届出を完了

衆議院議員選舉 (帝國統計年鑑)

Table with columns for year/month, number of candidates, effective votes, and party names. Includes entries for 明治, 大正, and 昭和.

第二十回總選舉各派

立候補者各府縣別 (四月廿三日午後六時現在)

Table showing candidates for the 20th general election by prefecture, including names like 大野, 小野, etc.

Table with columns for prefecture names (e.g., 長野, 宮城, 岩手) and corresponding numerical data.

第二十回總選舉

全國有権者數

(昭和一二・四・一内務省發表)

Table showing total number of voters by prefecture (e.g., 北海道, 岩手).

政治行政——議會

Table with columns for party names (e.g., 愛媛, 高知, 福岡) and numerical data, including a detailed legend for party abbreviations.

長崎縣	第一區	長崎市	南高來郡	對馬島廳管内	五人
第一區	北高來郡	佐保市	南松浦郡	壹岐郡	四人
第二區	東松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	四人
第三區	北松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第四區	西松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第五區	東松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第六區	北松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第七區	東松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第八區	北松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第九區	東松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人
第十區	北松浦郡	佐保市	佐保市	佐保市	三人

第一區	利根郡	勢多郡	桐生市	前橋市	五人
第二區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	四人
第三區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	四人
第四區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第五區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第六區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第七區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第八區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第九區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人
第十區	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	北埼玉郡	三人

第三區	周智郡	磐田郡	濱松市	引濱郡	四人
第一區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第二區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第三區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第四區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第五區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第六區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第七區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第八區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第九區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人
第十區	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	五人

第一區	仙臺市	刈田郡	柴田郡	伊具郡	五
第二區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第三區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第四區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第五區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第六區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第七區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第八區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第九區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四
第十區	高野郡	多野郡	馬場郡	北甘樂郡	四

第一區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第二區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第三區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第四區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第五區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第六區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第七區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第八區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第九區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三
第十區	青森市	東津輕郡	上北郡	弘前市	三

第一區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第二區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第三區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第四區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第五區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第六區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第七區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第八區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第九區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五
第十區	津市	四日市市	桑名郡	員辨郡	五

神奈川	二一	三七五、九九一	二六	八、七三五	八、〇六三	一〇、二五四
兵庫	一九	六四三、〇四四	二一	四九三	一〇、二六	八、〇四〇
長崎	九	二五七、七二七	八	五三四	八、五八五	八、二四一
新潟	一五	四三三、〇八五	八	二四九	八、〇七一	八、四九三
埼玉	一一	三三七、二九六	一〇	〇七六	七、八二六	八、八五九
群馬	九	二五六、三〇五	八	七八一	八、二四六	八、五〇一
千葉	一一	三三〇、一九九	一〇	〇五七	九、七三四	八、五三三
茨城	一一	三三〇、五三五	九	二七	八、〇六八	九、〇一四
栃木	九	二四〇、五六二	七	四六三	八、七三	八、〇一八
奈良	五	一三七、九五〇	八	二七七	八、二七七	八、二七七
三重	九	二六三、七三六	九	四三六	七、九八五	八、七七一
愛知	一七	五九六、五七五	一三	四一七	九、七三八	一〇、五七七
静岡	一三	四〇四、六六六	九	九六二	八、六二六	九、三三七
山梨	五	一三五、八五一	八	一五一	八、五二	八、四〇四
岐阜	九	二六八、五五五	八	六三三	七、六五五	八、五三七
長野	一三	三七一、三八一	九	四三三	八、五五五	八、五三三
福島	一一	三三二、四〇七	九	五〇七	八、三三〇	八、〇一五
廣島	一三	三九四、一〇五	九	七五七	九、〇八〇	八、五七五
愛媛	九	二五一、九九六	八	九三三	八、七五三	七、五三三
福岡	一八	五五六、四九三	九	八七二	一〇、二四八	八、七五五
鹿児島	二二	三二四、五二七	七	五五七	八、五五三	七、四六四

貴族院勳績議員表彰

三月十八日の貴族院本會議に於て勳績三

十年登院三十回以上の議員を表彰すること決定した。德川家達公(四十七年) 三宅秀氏(四十六

山形	八	三三九、三九四	九	三五〇	七、九三三	八、六〇三
秋田	七	二二一、三三九	八	三五五	一〇、二五	九、〇五六
福井	五	一四三、六七六	八	五〇〇	八、五六〇	八、五六〇
石川	六	一六九、二三五	九	〇五七	七、八五四	八、四五六
富山	六	一七六、三三三	九	〇八	八、八八	八、八八
鳥取	四	一〇六、五七五	七	九三三	七、九三三	七、九三三
島根	六	一七五、〇七	九	五八	七、九二五	八、七五一
岡山	一〇	三〇四、〇四一	九	一五〇	九、〇九二	九、一三二
山口	九	二六四、七三三	九	四七六	八、三〇六	八、八二六
和歌山	六	一九七、〇八	一〇	七五一	八、九八	八、八五四
徳島	六	一六四、六七四	八	四三	八、〇四四	八、三三三
香川	六	一六六、七三	八	二〇四	八、四六八	八、三三三
高知	六	一六四、三五六	八	三七四	八、〇五一	八、三二
大分	七	二〇九、八三四	九	七〇三	八、〇四六	八、九三
佐賀	六	一三九、二二	六	二九	七、八〇七	六、九六三
熊本	一〇	二八六、〇一九	八	四一〇	八、七五〇	八、五八〇
宮崎	五	一六八、七六	一〇	二六	一〇、二六	一〇、二六
沖縄	五	一三六、五九四	八	一五五	八、一五五	八、一五五
全回	四六	一四、四七、七〇七	—	—	—	九、三三

年(黒田長成侯(四十五年)松平直平子(三十九年)青木信光子(同)山内豊景侯(三十六年)室田義文氏(三十五年) 山本達雄男

(三十三年)前田利定子(三十二年)千秋秀隆男(同)伊集院兼知子(同)木場貞長氏(三十年)

衆議院議員表彰

山本悌二郎

列國議員及選舉有權者

帝國	衆貴	四二二	四六六	一四、〇〇一、六四〇	一四九	二〇七
英國	下上	七四〇	六五二	二九、五三二、八二二	七五	六五
佛國	下上	三三四	六五二	一一、五六一、〇〇〇	六八	二七六
米國	下上	四三三	九六	七三、九四三、六四	二八二	五九四
獨逸國	下上	七四一	四三三	四三、四三三、六九一	九	六七七
伊太	下上	三三四	四〇〇	一〇、五三七、六八	九	二三五
利地	下上	五〇	一六五	四、一九六、六六	四〇	六八
白耳	下上	一五九	一八七	二、五五五、七四三	四三	三三三
義耳	下上	七六	一四九	一、二〇、七四七	四五	三三五
丁抹	下上	一四九	二〇五	七、〇〇八	三五	五五六
芬蘭共和	下上	三〇〇	—	一、七八九、三三二	一九	四八〇

政治・行政——議會・行政

洪牙	下上	三三	三三	二、五三、三〇	二五	二九七
利蘭	下上	五〇	一〇〇	四、二六、七八〇	七九	五〇〇
新西	下上	八〇	八〇	八、八、三四四	一九	五二
波蘭	下上	一一	一一	一〇、九五、〇〇〇	二七	三三九
諾威王國	下上	一五〇	一五〇	一五、七九、〇〇〇	六	五九
羅馬	下上	二五	二五	四、三〇、七五〇	四	二三四
西班牙	下上	一五〇	一五〇	六、一九九、七五〇	五	二七九
瑞典	下上	二二〇	二二〇	三、六九、九五	七	五九
瑞西	下上	一八七	一八七	一、一九四、九一〇	三	二八七
智利	下上	一四三	一四三	四、八七九	三	一〇七
加奈	下上	九六	九六	五、九六、〇九四	四	五四六
南阿	下上	四〇	四〇	四、七四、一六八	五	五六七
聯邦	下上	一五〇	一五〇	三、六四九、七五四	一八〇	五四四
濠洲	下上	七六	七六	三、四八、〇七三	八五	五四四

(備考) 有權者數は帝國昭和十一年二月現在。英國一九三一年末(昭和六年)現在。佛國三二年五月一—八日總選舉。米國三〇

行政

內閣官制

內閣は國務各大臣を以て組織し内閣總理大臣は各大臣の主班として職務を奏宣し旨

を承けて行政各部の統一を保持する、閣議に附すべき事項は一、法律案及豫算決算案二、外國條約及重要なる國際案件三、官制又は規則及法律施行に係る勅令四、諸省間の主管権限の爭議五、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願六、豫算外の支出七、勅任官及地方長官の任命及進退、其の他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事務稍々重きものは總て閣議

に附する、尙ほ各省大臣の外特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめらるることがある。

各省官制通則 (抄録)

各省大臣は主任の事務に付其の責に任じ主任の明瞭ならざる事務にして兩省以上に關涉するものあるときは閣議に提出して其の主任を定める、其の職權若くは特別の委任により省令を發することを得、所部の官吏に統制し奏任官の進退は内閣總理大臣を経て之を上奏し判任官以下は之を專行する、各省には政務次官、事務次官、參與官、局長、秘書官、書記官、屬の職員を置く、政務次官は大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理し、參與官は大臣の命を受け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與する。

官廳別文官人員 (昭和十年末現在)

Table with columns: 官廳 (Ministry/Agency), 勅任 (Imperial Appointment), 奏任 (Appointment by Order), 判任 (Appointment by Decree), 計 (Total), 囑託 (Entrusted), 備 (Reserve). Rows include 内閣, 外務省, 陸軍省, etc.

拓務省

Table for 拓務省 (Ministry of Colonies) with columns: 會計検査院, 行政裁判所, 貴族院事務局, 衆議院事務局, 警視廳. Includes a note about the current date (March 1st).

文官人員累年表 (日本帝國統計年鑑)

Table showing cumulative civil servant numbers for various ministries from 1933 to 1935. Columns: 勅任, 奏任, 判任, 計, 雇.

文官俸給累年表 (單位千圓)

Table showing cumulative civil servant salaries from 1933 to 1935. Columns: 勅任, 奏任, 判任, 總數.

高等官俸給

- 親任官 (年俸單位圓): 内閣總理大臣, 國務大臣, 宮内大臣, 内大臣, 朝鮮總督, 樞密院議長, 特命全權大使, 大審院長, 檢事總長, 臺灣總督, 會計検査院長, 行院裁判所長官.

政治・行政——行政

四、〇五〇 地方裁判所長、檢事正、直轄學校長、會計検査官其他
△一級四、〇五〇、二級三、六六〇、式部官、掌典次長
△一級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院教授其他

奏任三等乃至七等

一級 四、〇五〇 二級 三、六六〇 三級 三、四〇〇
四級 三、〇五〇 五級 二、七〇〇 六級 二、四〇〇
七級 二、二五〇 八級 一、八〇〇 九級 一、六〇〇
十級 一、四〇〇 十一級 一、〇〇〇 十二級 一、一〇〇

奏任四等乃至八等

一級 三、〇〇〇 二級 三、〇〇〇 三級 二、九〇〇
四級 二、四〇〇 五級 二、一〇〇 六級 一、八〇〇
七級 一、六〇〇 八級 一、四〇〇 九級 一、三〇〇
十級 一、二〇〇 十一級 一、〇〇〇

奏任五等以下

一級 二、七〇〇 二級 二、四〇〇 三級 二、一五〇
四級 一、八〇〇 五級 一、六〇〇 六級 一、四七〇
七級 一、三〇〇 八級 一、一〇〇 九級 一、〇五〇
十級 九七〇 十一級 五〇〇

判任月俸表(抄録)

内閣、樞密院、各省、道府縣

特俸至一八〇	一級	二級	三級	四級
一級 一五〇	二級 一三〇	三級 一〇〇	四級 七〇	五級 五〇
二級 一三〇	三級 一〇〇	四級 七〇	五級 五〇	六級 三〇
三級 一〇〇	四級 七〇	五級 五〇	六級 三〇	七級 二〇
四級 七〇	五級 五〇	六級 三〇	七級 二〇	八級 一〇
五級 五〇	六級 三〇	七級 二〇	八級 一〇	九級 五
六級 三〇	七級 二〇	八級 一〇	九級 五	十級 二
七級 二〇	八級 一〇	九級 五	十級 二	十一級 一
八級 一〇	九級 五	十級 二	十一級 一	十二級 〇
九級 五	十級 二	十一級 一	十二級 〇	十三級 〇
十級 二	十一級 一	十二級 〇	十三級 〇	十四級 〇
十一級 一	十二級 〇	十三級 〇	十四級 〇	十五級 〇
十二級 〇	十三級 〇	十四級 〇	十五級 〇	十六級 〇
十三級 〇	十四級 〇	十五級 〇	十六級 〇	十七級 〇
十四級 〇	十五級 〇	十六級 〇	十七級 〇	十八級 〇
十五級 〇	十六級 〇	十七級 〇	十八級 〇	十九級 〇
十六級 〇	十七級 〇	十八級 〇	十九級 〇	二十級 〇
十七級 〇	十八級 〇	十九級 〇	二十級 〇	二十一級 〇
十八級 〇	十九級 〇	二十級 〇	二十一級 〇	二十二級 〇
十九級 〇	二十級 〇	二十一級 〇	二十二級 〇	二十三級 〇
二十級 〇	二十一級 〇	二十二級 〇	二十三級 〇	二十四級 〇
二十一級 〇	二十二級 〇	二十三級 〇	二十四級 〇	二十五級 〇
二十二級 〇	二十三級 〇	二十四級 〇	二十五級 〇	二十六級 〇
二十三級 〇	二十四級 〇	二十五級 〇	二十六級 〇	二十七級 〇
二十四級 〇	二十五級 〇	二十六級 〇	二十七級 〇	二十八級 〇
二十五級 〇	二十六級 〇	二十七級 〇	二十八級 〇	二十九級 〇
二十六級 〇	二十七級 〇	二十八級 〇	二十九級 〇	三十級 〇

恩給扶助料受領者(昭和十年末)

恩給證書再交付範圍擴張	人員	金額
海陸軍官數	三五、三六七	一三三、三三三、八一
海陸軍官數	六、八四三	四四、三七八、九六
海陸軍官數	一〇八、一五九	四九、七二二、七八四
海陸軍官數	七四、三六六	二六、〇六一、六〇二
海陸軍官數	二五、八二五	二九、七四九、三三八
海陸軍官數	三〇、〇〇〇	九、〇〇一、六〇三
海陸軍官數	七、四三七	一六、三〇七、六三七
海陸軍官數	一八、三七八	四、四九九、九七八

則を改正し、恩證書再交付の範圍を擴大、從來同規定第三十六條の規定に據り證書再交付の條件は亡失又は毀損したる場合に限定され、且實際は證據書類を添へて申請するものなりしが、今回の改正で「恩給を受ける者が恩給證書を呈示の用に供すること困難なる状況にある場合に裁定官廳は本人の申請により之に其證書を再交付す」の一項を追加。仍て此場合申請者が確實に本人たることを警察官署、領事館其他官公署に於て證明されるれば無條件にて恩給證書を直接本人に再交付し、既交付のものは無効となるやうになつた。

議會開會前の兩院の勢力

(昭和十二年七月廿二日現在)

皇族	御一六	同和會	三〇
研究會	一六	同成會	三三
公正會	三	無所屬	三三
火曜會	三	欠員	三三
交反俱樂部	三	合計	一八七
△衆議院	一八〇	第二控室	二三
政黨	一七〇	東方會	二三
民友會	四	其他	二
第一俱樂部	四	計	四
社會大衆黨	四		四

財政・經濟

財界の一年

金融市場

昭和十一年下期に於ては、内には大増稅案、外には金アロツクの崩壊並びに三國通貨協定あり、爲替市場は漸落歩調に轉じ低迷を續けたが、金融界は概して平穩裡に經過し年末繁忙期も日本興業銀行を通じて行はれた政府資金の活動により、平穩に越年することゝなつた。隨つてセールの如きも十月十一月と引續いて月末最低六厘七毛五絲最高一錢に押して來たものが、十二月末に於ては最低六厘半最高九厘半と却つて逆に低落を示してゐる。この情勢を受けた金融界が、果して越年後も平穩無事を持続したかといふに、尙大豫算に伴ふ生産力擴充を背景として、近年稀有の活況裡に終始し、稍々趣を異にしてゐる。即ち日銀貸出及兌換券發行高は何

財政・經濟——財界の一年

れも前年に比し、著しき膨脹を示し市中金利も亦昂騰した。かうした状態を入れて公債相場は不振、日銀三分半國債の如きも年初來一億三千三百萬圓を消化したのみで、前年同期の賣切高四億九千六百萬圓に比し實に三億六千萬圓餘の落減である上期金融界の強調を如實に反映せるものであらう。短資市場の模様をみるに年初には年末準備金の放出により翌日物八厘中心と軟化、七日には早くも平調となつた、月末は市場の繁忙化と共に九厘に増進したが、預金部資金の流動も比較的平穩裡に越月兌換券發行高は十五億八千萬圓と膨脹、三千三百萬圓の銀行發行となつた。三月に入ると共に尙大豫算の成立株式市場の活況等種々の強材料輻輳して、金融市場も緊張、兌換券發行高亦膨脹して二千九百萬圓の限外を出した。コールド翌日物も月末は一錢中心の市場と強調を呈した。四月に入るも引續いて證券界の活況、物價高の影響を受けて月初中心一錢、月末最高一錢五毛と稀有の強調

をみせ、兌換券も膨脹して限外發行四千八百萬圓に達した。五月は政府諸支拂の進歩正金手許資金の潤澤化、株式市場の軟化等から平穩推移を示した様である。即ち月初は株式長期受渡其他證券關係の資金移動輻輳、氣取亦中心一錢と保合つたのであるが、數日ならずして平調を恢復した、下旬一億二千萬圓の米券償還は市場緩和に非常な効果があつた。コールドも月末は九厘を唱へたが、日銀の貸出高並に兌換券發行高は比較的平調に止まつた。流石に六日は株式長期受渡を始め株式拂込關係の資金移動が輻輳したので資金却々に活潑な動きをみせたが、一方國債の利拂が緩和材料となり、結局出會は中心八厘と急軟化し、二日には協定七厘と平常化した、當月の主要なる資金移動材料たる購備資金の移動も連日の悪天候から容易に進歩せず、爾後連日平凡裡に推移餘剩資金は米券購入に振向けられる有様であつたが、中心以後に於ては近縣方面に對する満資金の移動漸やく活潑となり、一方期末配當準備金並びに配當資金の移動と相俟つて、流石に市場は繁忙を呈するに至り、コールド翌日拂も中心七厘半と漸騰した、廿五日の米券一億七千萬圓の償還は市緩和に役立ち、金

利急騰を豫想されたに拘はらず、翌日物高値一錢中心を以て喰止むることが出来た。資金の出廻りは案外に多く兌換券発行高は十六億四千萬圓餘と限外発行高も一億三千萬圓と膨脹することゝなつた。以上これを要するに生産力擴充の爲の株式拂込、増資の發行生絲資金需要の激増、入超増大による輸入決済資金の需要増加等から、上期の金融市場は強調波瀾含みに推移したが、下期の金融市場に就ても、金融界では短資の一時の緩和はあるも、大勢としては、生産資金の需要は可成り旺盛で、拂込増資も尙ほ暫くは續くものと豫想し、市場の急激なる緩和は當然に期待出来ず、寧ろ多少の反撥は免れぬものともみられてゐる。

起債市場

起債界の状況をみるに、昭和十一年下期の初に於ては、金融關係も割合に緩漫であつた爲め、多數の公社債も消化せられ、市場は活況を呈したのであるが、九日馬場蔵相による増稅案の發表があつたので、起債條件の基準は全く據り所なきために、市場は一時閉鎖の状態に陥つた。然して下期中に發行せられたる公社債類は、公債約十八

億八千二百萬圓、地方債三億八千六百萬圓、銀行債三億一千九百餘萬圓、會社債約四億九千萬圓合計三十億七千七百餘萬圓に達し、昭和十一年同期に比し十五億三千八百餘萬圓の増加である。更に昭和九年の下期からみれば、十八億三千四百萬圓の増加となつてゐる。而してこれ等發行總額の中借換へ分は六十六パーセントを占め、前年同期分の四十四パーセント三、同年同期分の三十五パーセント四に比し、著しい増率となつてゐる。借換への増加は國債の低利借換へに起因してゐる。會社債の借換率には殆んどみるべき變化はない、一ヶ年を通計したるものに於ては、寧ろ遞減を示し、社債の低利借換へが漸く一巡したる一方新資金の需要が社債の新規發行の上に幾分現はれて來た様にみられる。

發行利廻りの平均は國債三分六厘七絲、地方債四分二毛一絲、銀行債四分一毛一絲となつて居り、社債を除く外は何れも前年同期に比し、一般の低下となつて居る、社債の利廻りのみが六年同期の四分四厘一毛四絲に比し一厘四毛昂騰してゐるのは、十二月に於て非常に高率の特異社債が發行せられた爲で、未だ起債條件の逆轉とみる事は出来ぬ、尙ほ期間の平均は銀行債の外何

れも短縮せられ、就中此の傾向は國債に於て最も著しく、二十七年一から、十五年二に短縮されてゐる、偽金利強行策の顯著なる現れであらう。處でこゝした推移を辿つた起債市場も、十二年に遡入つて廣田内閣の崩壊馬場蔵相の退陣となり、林内閣の誕生結城蔵相の登場より、第二種所得稅の源泉課稅復歸となつた爲め、市場も一段と緩和され、三、四月の交に於ては相當巨額の公社債が發行せられた尤も其後林内閣の總辭職結城蔵相の引退を契機として市場の趨勢は一變し、いつ打開し曙光をみるとも豫想し難い國家非常の際誠に遺憾とする所である、而して上半期中の公社債發行總額は國債一億八千五百萬圓、地方債二千四百餘萬圓、銀行債一億六千三百餘萬圓、會社債三億一千七百餘萬圓、合計六億八千九百餘萬圓で、前年同期又は前々年同期に比較して著しく減少してゐる。發行利廻りの平均は國債三分六厘九毛、地方債四分三厘一毛、銀行債四分九毛一絲、會社債四分二厘三絲となつて居り、國債及會社債は低下し、地方債及銀行債は稍々上昇してゐる位で、期間の點に於ても大差なく、起債條件には尙ほ一般に大した變化ない。

事業界

昭和十一年の我が經濟界は前年來の事業界好調の跡をうけて、一般に好景氣は持續されるものと豫想されてゐたのであるが、年初倫敦軍縮會議の決裂に伴ふ國際的不安と、國內に於ては議會の解散による政局不安が深化しつゝある際、帝都に勃發した二六事件は我が經濟界に甚大なる衝撃を與へた、即ち株式市場の立會停止、其の他爲替商品諸市場の大動搖となつてあらはれた。事件後廣田内閣の成立を見たがその財政經濟政策に於て急激なる轉換をみるものと危懼され、新内閣により庶政一新の政綱の聲明された後もその具體的政策が明示されなかつたため財界は依然として不安昏迷の域を脱しなかつた、然し乍ら時日の経過に従ひ事件に對する認識を得ると共に人心も亦漸く安定し、我が經濟事情の基調に急激なる變化なきことも明らかとなつたため事業界も漸く軌道に乗ることゝなつたわけである。

次に上半期に於ける事業界の一般的情勢を見ると、先づ株式會社の計畫方面よりすれば、當期間中新設會社は一千三百四十八社其の資本金三億五千五百餘萬圓で前年同

期に比して十七社三千六百餘萬圓を減少し増資會社数は三百三十三社一億九千三百餘萬圓で前年同期に比し六十九社一億九千三百餘萬圓の減少を示した。而して其の減少は化學工業、電氣業並に雜企業に於て顯著であり又増資方面では化學工業、製造工業運輸交通業、天産業に於て激減してゐる。即ち一時擡頭した之等事業の新設増資計畫は事件の影響其の他の諸原因により一頓挫を來したと見られる。轉じて既設事業會社の業況を概観するに、主要なる各種事業は一方に於て生産統制又は販賣統制を依然繼續しつゝあると共に他方に於ては生産設備の擴張をなすのみならず新規事業に進出しつゝある。紡績會社の人絹又はステープル・ファイバー兼營に於けるが如き多角經營はこの好個の例である。

次に當期に於ける事業別収益の状況をみるに、其の最も高率なる貯蓄銀行の二六・六%で製糖業の二三・九%醸造業の一・九%之に次ぎ製革業(一八・三%)機械器具業(一七・四%)金屬工業(一六・四%)紡織業(一六・一%)雜工業(一六・一%)水産業(一五・八%)製粉業(一五・四%)證券業(一四・三%)特殊銀行(一四%)鑛業(一四%)商事(一三・八%)信託業(一三・七%)毛織業(一三・五%)製菓業(一二・九%)化學工業(一二・八%)製紙業(一二・三%)窯業(一二%)人絹業(一一・一%)造船業(一〇・七%)普通銀行(一〇・五%)瓦斯業(一〇・三%)製麻業(一〇・二%)以上二十五業種は一割以上の収益を擧げ、一割以下の収益を擧げたものは取引所業(九・九%)運輸業(九・八%)電力業(八・八%)雜(七・六%)護謨業(七・五%)海運業(七・四%)鐵道軌道(五・九%)土地建物業(四・二%)倉庫業(三・六%)の九業種で合計三十四事業の綜合利益率は一一・四%で前期の一・二%に對して〇・二%の上昇を示してゐる、而して各事業の當期利益率を前期と比較すると利益率の上昇を見たもの十九事業低下したものの十五事業であつた。今各種事業中其の主なるものに付収益の状況を觀察するに、先づ織維工業に在つては毛織業の増益を除いては紡織業人絹業は輸出貿易の不振と生産過剩懸念による市況の低迷に引續き減益し製麻業も利益の低下を見た。

鑛業は依然需要の旺盛に好調を續けたが窯業は菓子製造等の増益著しきにも拘らずセメント工業の需給不調により利益率は低下した、化學工業は製肥事業の好況持續を中心に収益増加し、金屬工業中鐵鋼事業は

市況の軟調に各社の業績區々であつたが、一部大會社の増益と、鋼業の好調により一六・四％の高率を擧げてゐる、造船業は需註著増に好調を示し機械器具業亦好勢の一途を辿つてゐる。製紙業は原料バルブの騰貴に概ね収益率低下した、護謄業は需給の好轉に概ね収益増加、食糧品部門に在つては製粉業は需要減と原料高により収益を減じたが製糖業と醸造業は何れも前期に比し三％内外の利益率上昇をみた。取引所業並に證券業は二月事件當時を除き相當順調を思はせたが何れも減收、電力業は各種事業の好調を反映して引續き需要は増加し低金利の餘惠をも享けて利益額著増し瓦斯業亦消費増に好調を示した。鐵道並に運輸業も亦順次業態向上し収益を増加したが海運業のみは競争激しき爲収益は低落を見た。

下半年に入ると二・二六事件の不安も解消せられ、軍需工業の股販、貿易の伸展、低金利政策の徹底と相俟つて各般企業は著しく好調となり収益状態は良好して對拂込資本金利益率は拂込金の増加せるにも拘はらず次第に上昇した。下半年の利益率は一割二分三厘で上半期より六厘三毛の増加を示し配當率は八分五毛と二厘五毛の増配となつてゐる。而して斯の如く増加した収益

を處分するに當り一般に社外分配を減少し社内留保に意を用ひ、殊に製造工業に於て此の傾向著しく三分八厘方の増益を示したるに拘らず配當率は却つて些少乍ら低下したことは經營が堅實化せるものとして注目される。次に株式會社の計畫方面を觀察すると新設會社は一千五百九十九社の資本金額四億四千四百餘萬圓で前年同期に比し百十六社を増加して資本金に於て逆に一千餘萬圓を減少してゐる、又増資會社數は五百五十八社金額八億二千四百餘萬圓と前年同期に比し百四十社四億三千六百餘萬圓の激増振りて殊に化學工業及び電氣事業に於て其の傾向顯著である。

次に下半年に於ける各事業別の収益状況を觀察するに、二割以上の収益を擧げたものは製糖業、貯蓄銀行の二事業で、一割五分以上のものは醸造業、機械器具工業、商事、證券業、製革業、金屬工業、紡織業、鑛業、製粉業、雜工業の十事業を數へ、一割以上は毛織業、製紙業、信託業、特殊銀行、水産業、化學工業、製菓業、人絹業、製麻業、造船業、窯業、瓦斯業、取引所業運輸通信業の十四事業、一割以下の収益を計上したものは普通銀行、海運業、護謄業電力業、鐵道軌道業、土地建物業、倉庫業

雜業の八事業のみであつた。右合計二十四事業の綜合利益率は一一・九％で前期一一・三％に比し〇・六％の上昇を示し利益金額に於て前期に比し九・三％即ち四千八百六十三萬圓の収益増加を擧げてゐる。而して當期に於ける各事業の利益率を前期に比較すると上昇した事業は二十六の多きを數え低下を見たのは僅かに六事業に過ぎなかつた。

各事業中其の主なるものにつき収益状況を觀るに、織維工業にあつては紡織業、毛織業、人絹業も環境良好し製麻業も亦今期増收に轉じた。鑛業は引續き需要旺盛で収益著増、化學工業は依然好調を持續し金屬工業中鐵鋼事業は原料入手難による生産制限並に原料高に業勢鈍化の感あるも依然高率なる収益率を擧げてゐる。造船業は海運界の好調に収益増加し、機械器具工業、製紙業、護謄業は何れも利益率上昇を示した、食糧品部門に在つては製糖業は滿洲方面進出に好轉し市況回復、相俟つて僅か乍ら収益増收に轉じた。製糖業は引續き好調に収益増收し、電力業は國營の成否に喧噪たるものがあつたが業績は企業界鼎盛を反映して依然需要増に収益は過憎し瓦斯業も好勢に利益率上昇した。

爲替・貿易

昨年七月以降一ヶ年間に、三度内閣が更迭し、大藏大臣も馬場、結城、賀屋と從つて三人更代したが、爲替政策の根本基調を一志二片維持に置くことは何等變更なく、不動の方針として堅持されて來た。然し一志二片維持が必しも容易な事ではなかつた。國內及び國際間の客觀的情勢は、漸次輸入を増加し、物價騰勢を免れないやうな方向に進展して行つた。従つて此の間、此の根本基調を維持する爲には、可成大きな手段がとられた。

昨年九月フランの再度の切下げがあり、金本位は世界の全面から遂に消滅し、之れと共に三國爲替協定はあつても市場動搖は多少免れ得ないものがあつた。我が爲替市場も此の影響を受けて、上半期に一度あつた一志二片維持を現はすに至つた。此の時とはかく一應十月に至つて二片臺に恢復するにはしたが、十二月に至つて、更に又二片臺を割つてしまつた。然も年内遂に回復の機なく、本年に入つても此の弱勢は持越された。勿論思惑輸入が殺到した等の事情もあつたであらうが、根本的に財政膨脹と輸入増加により、物價騰貴、國際貸借

悪化の趨勢必至の情勢にあることが主因であつた。然も色々な條件から、此の調子が近く變化すると考へ得る餘地がない。従つて爲替相場の基調が軟弱に陥り易いことはそれ又相當恆久的の傾向と考へざるを得ない状態に置かれて居る。然も一志二片の維持は、非常時財政の逆行に伴ふ、我が經濟機構改組の目的を達する爲めの、絶對條件と認められて居る。茲に於てか爲替順調が根本的原因に負ふだけ、之れを放任し得ざるに至つた。

本年に入つて早々一月八日、爲替管理強化が行はれたのは、圓價維持の大きな投石であつたのだ。馬場藏相に依つて行はれた此の爲替管理の強化は、相當嚴重なものであつたが、市場相場の根柢の弱勢は依然として消し得ず、市場は二片を下廻ること改めなかつた。かくて林内閣の藏相として登場した結城氏は、二月十八日の衆議院本會議に於て、爲替維持の爲の金現送の意圖を表明するに至つた。かくて三月初旬を皮切りとして、賀屋藏相となつても、此の方針は繼續され、爾來上期末までに二億圓餘、七月には一億七千萬圓の巨額を現送した。當初國內金準備を安固ならしめる爲め、現送額は大体年産金額の範圍に限る豫定であ

つたが、時局豫算の遂行は入超を益々増加し、遂に年産金額を遂に突破するに至つた。

爲替政策の遂行と金融安固の兩方面から金の増加は最大の重要さを持つて來た。五月産金買入値を一舉大幅の引上げをし、國際市場と略ぼ均衡を得しめ、更に六月の特別議會に於て産金管理法を提出し、金集中強化を計つた。然し一面尙大豫算の遂行、然も其の繼續豫想は、輸入増加の趨勢を助長し、本年上期のみで入超額は六億を突破するに至つた。此の財政、貿易の根本的要因は、金の大量現送にも拘らず、爲替市場の基調軟弱を改め得ず、市場は常に一志二片を割つたままであつた。正金の操作なれば勿論、圓貨の實勢は當然此の水準を維持出來ない状態にあることは明かである。下期に入つて北支事變勃發、我が財政經濟は、一舉戰時體制を餘儀ならされるに至つた。今後の圓の推移は極めて注目される。

爲替管理令又改正されん
本稿締切後、大藏省では九月三日開會の臨時議會に提出する外國爲替管理法の改法案の要項を二日發表したが、之に由つて更に取締の強化を企圖する筈。

財政

一般會計歲入歲出

Table showing general accounting income and expenditure by year (Meiji, Taisho, Showa) and department (Regular, Temporary).

一般會計歲入款項別

Table showing general accounting income by item (Taxes, etc.) for Showa 11 and 12.

Table showing general accounting income by item (Land tax, etc.) for Showa 11 and 12.

Table showing general accounting income by item (Foreign debt, etc.) for Showa 11 and 12.

昭和三十二年度は豫算、十一年度は實行豫算、その他の各年度は決算。

一般會計歲出款項別

Table showing general accounting expenditure by item (Taxes, etc.) for Showa 11 and 12.

Table showing general accounting expenditure by item (Mitsubishi, etc.) for Showa 11 and 12.

Table showing general accounting expenditure by item (Medical, etc.) for Showa 11 and 12.

財政

行政裁判所	107	134
稅務署及釀造試驗所	5,030	5,645
內國稅徵收費	16,790	16,790
諸拂戻及補填金	19,123	16,040
國債整理基金繰入	383,121	406,497
大藏省預金部特別會計交付金	1,070	1,133
國庫預備金	508	533
陸軍軍費	29,000	23,000
海軍軍費	190,998	227,844
靖國神社寄附金	62	647
諸軍支	199,337	226,098
本軍支	113	113
海軍支	946	1,046
司法支	236,753	273,533
本支	485	573
司支	35,123	27,191
刑務支	1,153	1,134
文部支	56,673	39,121
支	59	747
省金	19,141	20,077
費	16,944	18,290
省	77	55
支	13,277	13,189
出		

本學省	2,453	2,555
氣象臺	897	340
普通教育費	9,485	1,377
實業教育費	639	45
社會教育費	3,399	7,400
思想指導施設費	317	700
盲啞教育費	159	3,905
公立學校職員年功加俸補助	1,133	1,31
私立中等學校恩給	1,29	1,29
財團事業費補助	3,571	3,205
大學及學校圖書館支	3	5
農林支	34,123	39,360
本支	1,453	1,384
試驗場及調查所費	2,373	2,853
生絲檢査所	1,669	1,769
種馬所及種馬牧場	1,666	1,674
水產講習所	2,095	2,290
補助費	455	481
諸支	277	7,311
省金	337	37
支	5,693	6,739
出	1,651	1,574

貿易局	536	536
燃料局	826	850
特許局	545	585
鑛山監督局	1,451	1,576
試驗所及研究所費	1,035	1,061
指導所及檢査所費	168	168
補助費	33	33
遞信支	28,153	28,503
遞信	1,27	833
電氣試驗所	1,359	1,300
燈臺局	504	590
航空局	1,131	1,208
航空及恩給局	177,373	180,867
年支	6,6	96
諸支	2,123	2,269
本支	76	803
煙草專賣益金繰入	1,459	1,460
應特別會計繰入	5	5
諸支	1,459	1,460
歲出經常部合計	1,361,291	1,443,580
【臨時部】		
在外公館移費	14,688	15,785
警務支	500	170
在外公館創立費	55	55
補助費	70	70
在外國居留民臨時保護取締費	1,151	1,759
國際聯盟各種委員會議費	197	197
移民保護指導費	621	488
通商振興施設費	373	508
國際文化事業費	1,000	1,000
滿洲事件費	3,679	2,906
臨時外交施設費	1,700	3,500
尼港オコソク及支那事件被害者救済諸費	1,505	500
常設日滿經濟共同委員會諸費	30	30
國際會議諸費	30	30
在外公館臨時諸費	90	90
漢口日本租界護岸改修費	77	77
滿洲國治外法權撤廢準備諸費	103	103
公債端金	15	15
在滿外務省警察史編算諸費	0	0
在勤俸其他臨時增給	2,570	2,506
補助費	149,160	237,060
內務支	13,494	21,904
治水事業費	19,577	24,914

財政

在外公館創立費	55	55
補助費	70	70
在外國居留民臨時保護取締費	1,151	1,759
國際聯盟各種委員會議費	197	197
移民保護指導費	621	488
通商振興施設費	373	508
國際文化事業費	1,000	1,000
滿洲事件費	3,679	2,906
臨時外交施設費	1,700	3,500
尼港オコソク及支那事件被害者救済諸費	1,505	500
常設日滿經濟共同委員會諸費	30	30
國際會議諸費	30	30
在外公館臨時諸費	90	90
漢口日本租界護岸改修費	77	77
滿洲國治外法權撤廢準備諸費	103	103
公債端金	15	15
在滿外務省警察史編算諸費	0	0
在勤俸其他臨時增給	2,570	2,506
補助費	149,160	237,060
內務支	13,494	21,904
治水事業費	19,577	24,914

港灣改良費	9,473	8,992
道路改良費	1,330	1,330
中小河川改良助成費	4,486	5,333
地方港灣改良助成費	1,326	1,330
土木事業調査諸費	53	53
河水統制調査費	5	200
水害防除施設助成費	6	6
都市計畫調査費	6	6
國府縣道改良都市計畫事業助成費	300	300
北海道拓殖費	25,995	26,700
營繕費	23	608
造神宮使廳	40	40
神宮關係施設調査費	9	9
臨時神社費	1,011	1,011
神職養成及神社調査費	2	2
警察特別施設費	1,533	1,668
議員總選舉諸費	117	10
傳染病豫防費	1,261	1,260
衛生事業調査獎勵	564	1,551
國立公園費	84	84
醫療救護費	1,000	1,000
沖繩縣振興事業費	703	94
鹿兒島縣大島郡振興事業費	176	231

小笠原島及伊豆七島水産經營費	3	3
開墾監督費	107	107
地方制度及財政調査費	3	3
臨時地方財政援助	100,296	100,296
憲政及地方自治振興費	100	100
社會事業調査及獎勵	260	260
東北地方出稼者保護獎勵費	3	3
協和事業費	1,455	1,455
地方改善費	3	3
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査費	3	3
職業適性調査諸費	3	3
失業應急施設費	2,644	2,644
國民更生運動獎勵費	50	50
臨時外國行諸費	333	333
復興事業殘務取扱費	46	46
復興事業費補助	700	700
防空法實施準備費	105	105
震災復舊諸費	4	4
震災地市街地建築物法施行費	4	4
三陸地方海嘯災害豫防施設助成費	24	24

函館火災復興助成費	三九	三八五
在勤俸其他臨時增給	一	三〇
災害費	三、八三三	三、六二四
港灣修築費納付金	一四	一四
還付金	一四	一四
大藏省	一、四六四	六三、四六〇
警備費	一、四六四	二、七〇〇
特別會計經費補充金	一、〇〇〇	三、八九七
內閣圖書保存費	八	五〇三
國有財產整理費	四六二	四八〇
四分利付支那債券	三、八四五	三、八四五
元利補償	三〇	一〇
會計檢査院臨時諸費	一、六〇三	二、三三四
震災復舊及新營費	一、六〇三	一、六〇三
辯護士臨時試驗費	一	一
內閣叙勳者名簿整理費	一	一
明治、大正財政史編纂諸費	一〇	一〇
造船資金貸付補給賠償事務取扱費	六	三六
公債端金	(〇・五)	(〇・五)
資源統制運用計畫應急諸費	一七	一七
在勤手當其他臨時增給	一	一

臨時財政經濟處理費	一四三	三五九
稅關臨時取締費	六七	三二
滿洲事件行賞諸費	四八二	五八
災害費	三三五	一三三
恩給臨時取扱諸費	九	三
國庫豫備金	二、〇〇〇	二、〇〇〇
綿織物輸出取締費	一〇	一〇
臨時利得稅徵收費	七五	七五
恩給金庫設立準備費	一〇	一〇
臨時出資金	一、〇〇〇	一、〇〇〇
外交通信特別施設費	一、五三	一、五三
東北振興事務費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
補助	二、六五〇	二、六五〇
貴族院及衆議院備品類新調費	一〇	一〇
南滿洲鐵道株式會社政府持株拂込金	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
京都府罹災救助基金補助	七	七
東北振興特殊會社設立準備諸費	三六	三六
紀元二千六百年祝典事務局費	三	三
臨時外國爲替管理費	四〇	四〇
憲法發布五十年紀念祝典諸費	八五	八五
在滿日本人教育費	三〇〇	三〇〇
國庫負擔金	一	一

北海道罹災救助基金補助	五二	三二
陸軍省	三、七四八	五〇、一六一
警備費	一、二六二	一、一三九
國防充備費	八〇、六八九	一〇八、二三四
土地建造物整理費	二、二八三	七四一
測量費	三三五	三三一
震災復舊費	一、八七九	一、九九〇
演習場射擊場及架橋場其他整備費	一、四七九	三、〇六六
土地建造物利用費	六八	六八
地圖製造費	三九三	四三三
支那駐屯部隊費	二二二	二二二
一時賜金	二五〇	二二二
軍用自動車獎勵費	六一	二二二
在郷軍人會補助費	三〇〇	三〇〇
軍馬傳染性貧血防過費	六	三六
滿洲事件費	一八三、二七三	二六九、六三三
航空部隊其他改編費	三三、五七〇	八三、九八二
兵備改善費	一八、〇六九	三四、九六八
靖國神社臨時祭寄附金	四	六〇
戰用品復舊費	一	一、六〇〇
元屯田兵其他救恤費	一	九五〇
陸軍飛行場特別地域設定補償費	一	一〇〇

參謀本部其他需品	一	一三
初年度調辨費	一	一
在勤俸其他臨時增給	一、五六九	八〇七
滿洲事件行賞諸費	四、五〇〇	三〇〇
災害費	三、五〇九	四〇九、一五六
海軍省	一三、六六二	二八、一五五
艦艇製造費	一、五五	二〇〇
水陸整備費	三九、〇九四	五九、五六七
航空隊設備費	二九、七〇六	二六、八七六
艦船整備費	六六、二八二	五〇、七四
軍需品整備費	一五、五九五	一八、九三三
警備費	七〇	八一九
受託製造費	五、九四三	一、四〇八
拂下圖誌製造費	七五	九三
研究費	五、七四一	六、九六三
一時賜金	一六七	三二二
國際水路局費分擔金	一	一
震災復舊費	一、三六六	一、〇〇〇
艦艇派遣費	一〇〇	一、三三〇
滿洲事件費	九、四六〇	一〇、八三五
大演習費	六、〇〇〇	六、〇〇〇
航空高層氣象圖誌	一七	二二
其他調製費	七五六	六八
在勤俸其他臨時增給	四〇〇	八〇
教育用兵器整備費	四〇〇	三
圖書整備金	五〇	三

特別會計資本繰入	二、七〇〇	三、〇七
司法省	一	一
法律調查費	七六	七六
警備費	三三	三三
思想犯罪防遏特別施設費	三三	三三
金錢債務調停臨時事務取扱金	七九	七九
臨時刑務費	四一〇	六四三
法律審議會諸費	二二	一五
司法警察刷新費	二四	二五
商法中改正法律實施準備費	一	一
退職特別賜金	一	一
文部省	二、五八	二、〇六六
警備費	一〇、一四	一、一八四
臨時調查費	三三	三九
臨時史料編纂費	五	八
臨時教員養成費	八	八
氣象技術員養成費	三〇	一九
臨時外國行諸費	三	三
重要美術品其他調査及取締費	一	一
補助	一、六四九	一、七五七
社會教育施設費	一六〇	一六〇
大學及學校圖書館臨時支出金	二、七九	二、九八

震災復舊諸費	二、三二	一、九八二
臨時講習施設費	三三五	三三五
普通教育臨時施設費	六六〇	四四〇
史蹟臨時施設費	二七	五六
青年教育臨時施設費	三〇〇	三〇〇
思想指導臨時施設費	四七	四七
在外研究員學資其他臨時增給	四九九	四七二
國寶臨時保存費	一三八	三三五
氣象觀測施設充備費	三〇〇	三〇〇
災害地方國寶臨時保存費	七五	一五
市町村立小學校災害建築費借入金元利補給	一四六	一六
帝室制度史編纂費	一〇	一〇
教學刷新諸費	二四五	九〇
第十二回國際オリンピック大會招致諸費	一〇〇	七六〇
農林省	六三、三九	七六、八五九
產業獎勵費	三、七四六	二八、六〇五
農村振興費	三、七四四	四、〇六三
調查及研究費	一、三〇四	一、七三三
警備費	九一〇	一、一八八
家畜傳染病及蟲害豫防費	一、〇〇九	九八七
治水事業費	二、五〇〇	五、三三七
公有林野官行造林費	二、三〇一	二、四二二

民有林其他造林促進費	九三三	一、三三一
臘納獸保護費	一八〇	一八〇
臨時漁業登錄事務費	七	七
沿岸漁場整理費	七	七
海外漁業取締費	二八	二八
日蘇漁業條約實施費	九	九
日蘇漁業條約整備費	九	九
青島牛及獸肉檢查費	三三	三三
獵區管理費	三三	三三
家畜再保險特別會計	五	五
農村經濟更生施設費	五、四〇〇	九、五五五
用排水主要工事國營費	四	一三
災害其他施設費	一七、四四	一五、五七三
鹿兒島縣大島郡產業助成金	三三	三三
災害防止林業施設費	八五〇	八五〇
東北地方開墾國營費	一八	一八
桑園整理改植其他助成金	六〇	六〇
自作農耕地開發助成費	二二	二二
河水統制調査費	一〇〇	一〇〇
特別會計へ繰入災害地産業其他復舊助成費	三三	六〇

在動手當其他臨時增給	三五	六
沖繩縣產業振興費	七三三	一、三九七
三陸地方海嘯災害豫防施設費	一六	一三
米穀自治管理補助費	八六	一、三〇五
在縣交付金	二二	二二
商工業獎勵費	一三、二五三	二六、三〇七
產業獎勵費	三、〇九三	三、〇九三
貿易振興費	一、四三三	四、四三三
調查及試驗費	三三	二七
臨時整理費	二六	一、三三三
改正度量衡法施行費	四〇	五
特許局審査處分費	八	八
沖繩振興事業費	三〇	三三
鹿兒島縣大島郡產業振興助成費	六	六
臨時產業合理局費	一九	五
臨時外國行諸費	八	三
貿易統制費	六	三
製鐵獎勵費	一、九三	一、九三
工業獎勵費	三〇	三〇
中小工業振興費	七〇	七〇
中小商業振興費	一、二七六	一、二七六

中小商工業金融施設費	三二	三二
工藝振興及中小工業製品高級化施設費	四八	四八
液體燃料自給促進費	七、三九九	七、三九九
紀元二千六百年紀念萬國博覽會開催助成費	五〇〇	五〇〇
國際見本市會館建設費補助	一〇〇	一〇〇
帝國燃料株式會社設立準備費	三〇	三〇
液體燃料自給促進費	四、五三四	七、三九九
製鐵事業評價審查委員會費	七	七
巴里國際博覽會參同費	三〇〇	三〇〇
臨時出資金	二、〇〇〇	五、七〇〇
紀元二千六百年紀念萬國博覽會開催指導監督費	六	六
補助及獎勵費	一五、〇五五	三三、三二二
管轄費	一、四三三	一六、三六四
造船鐵材調査費	五	一八
電氣試驗所臨時研究費	三	三
船舶改善施設費	四七	四七
臨時外國行諸費	四	四
器具機械設備費	三〇八	三〇八

臨時船舶檢查其他諸費	三	三〇
河水統制調査費	三	三五〇
遠洋航海助成施設費	三	一、二九
船舶建造助成費	三	四四
國際航空路開設準備費	三	一四
航空試驗施設費	三	三九
飛行場設置及設備費	三	二、二三
航空機乘員臨時養成費	三	二九
航路標識建設及改修費	三	四〇〇
震災復舊及新營費	三	二
農村電氣利用改善費	三	三
電氣事業統計調査費	三	三〇
船舶調査其他諸費	三	四〇
航空機檢查施設費	三	四〇
拓務省	三	三〇、四九〇
移住教養所	三	二九
移植民保護及契助	三	三、三六四
滿洲移植民費	三	四、七六四
特別會計經費補充費	三	二、九二三
在勤俸其他臨時增給	三	八
棉花及羊毛資源開發費	三	三〇
殖獎勵館補助	三	一〇〇

滿洲拓植會社出資拂込金	九、〇〇〇	九、〇〇〇
歲出臨時部合計	九五〇、三七一	一、四〇八、五五五
歲出總計	二、三二一、五七二	二、八七三、一三五

各特別會計豫算

(昭和十二年度單位千圓)

會計名	歲入	歲出
〔外務省所管〕		
對支文化事業	五〇、一九	三、八〇四
〔內務省所管〕		
健康保險	三三、一一	三三、一一
勞働者災害扶助責任保險	三、五二	三、五二
〔大藏省所管〕		
造幣局	一八、六三〇	八、九五二
同資金部	一四、一三七	一八、五五
印刷局	一三、一五五	九、一九
同賣局	四一、四六四	二〇七、四一
預金部	一八、二〇三	一三六、二九
教育基金	二〇	〇
國債整理基金	五、五八〇、三三四	五、五八〇、三三四
國債整理基金	九六五、四五	九六五、四五
國有財產整理基金	五、六六二	四、七三
教育改善及農村振興基金	六、七六	七、四九五

關東局	二六、一八八	二六、一八八
〔陸軍省所管〕		
陸軍造兵廠	一七〇、三五五	一七〇、三五五
千住製絨所	七、〇七	七、〇七
〔海軍省所管〕		
海軍工廠資金	一〇三、三六	一〇三、三六
海軍火藥廠	八、〇三	八、〇三
海軍燃料廠	四、〇〇	四、〇〇
〔文部省所管〕		
帝國大學	三〇、三〇一	三〇、三〇一
同資金部	一、四八五	四、五七
官立大學	一、九〇	二、九〇
同資金部	一、四八〇	二、〇〇〇
學校及圖書館	一七、八二四	一七、八二四
同資金部	七〇	二、二九
〔農林省所管〕		
米穀需給調節	一七二、六六五	一七二、六六五
絲價安定施設	七、七八	七、七八
森林火災保險	一九五	一九五
漁船再保險	一五〇	一五〇
家畜再保險	七	七
〔逓信省所管〕		
通信事業費本勘定	九一、九三〇	一〇〇、二六五
同用品勘定	五〇、九〇〇	五〇、九〇〇
同業務勘定	三三、七七〇	三三、七〇二
簡易生命保險	二九、六九九	一四、六九四

郵便年金	一九、九〇〇	一九、〇〇〇
〔鐵道省所管〕		
帝國鐵道資本勘定	一七四、三〇六	一五五、〇〇八
同用品勘定	三三〇、八八九	三三〇、八八九
同收益勘定	八八、七七〇	七〇八、〇六三
〔拓務省所管〕		
朝鮮總督府	四四、四六六	四四、四六六
同鐵道用品資金	三六、七五五	三六、七五五
朝鮮簡易生命保險	一一、四一〇	六、三三〇
臺灣總督府	一七、九六六	一七、九六六
臺灣官設鐵道用品	八、〇〇〇	八、〇〇〇
樺太廳	六、三七五	六、三七五
南洋廳	八、六二二	八、六二二

繼續費總計表 (單位千圓)

總額	昭和十年	昭和十一年
一般會計	五、二五六、一三〇	三、七七三、六六四
既定額	五、二四四、四八三	三、七八三、六六四
新規繼續費	四三、六九二	四三、六九二
特別會計	五、八四五、六七二	四、七七四、五六一
既定額	五、八〇八、三六四	四、七四四、五六一
新規繼續費	四七、〇〇七	〇
合計	一、一〇三、七九三	八、五五七、二四五

大藏省預金部狀況 (單位百萬圓)

種別	昭和十二年 六月十五日	昭和十一年 六月十五日
郵便貯金及振替貯金	三、三四六	三、六〇七
復興貯蓄債券收入金	七五	七四
各特別會計其他預金	四四三	四四〇
預金部積立金	四六〇	五八八
預金部收入金	三五四	二四四
合計	四、五七九	四、九一五
國債證券	一、八〇四	二、〇七三
地方債證券	一、〇二六	一、〇六九
勸業債證券	二八五	二六七
興業債證券	四七	四四
其他債證券	四六九	四四四
支那政府債券	一四	二二
四分利附支那債券	三〇	五〇
利補償證券	五五〇	六六一
外國國債證券	五五〇	六六一
貸付金	一四九	一五五
在外預金	二〇九	三三一
內地預金	四、七九	四、九一五
合計	四、七九	四、九一五

預金部資金運用 (單位千圓)

昭和十二年 三月末現在	長期資金
融通決定額	四四三、五六〇
融通打切額	三二一、九三六
差引殘高	一一、一九〇
融通決定額	一三〇、四四三
融通打切額	三〇〇、一九九
差引殘高	一一、一九〇
融通決定額	一四八、一三四
融通打切額	四四、〇三三
差引殘高	一〇八、〇四三
未濟繰越	九七、三五三
繰越及決定	八四、一一〇
融通打切額	四六、〇五〇
融通打切額	四四、三三三
差引殘高	三三、八八五

租稅一戸當負擔額

昭和八年	同九年
內國稅	四、六三三
府縣稅	一九、二七五
市町村稅	二六、〇七三
合計	九三、九七九

國稅中相接國稅	三三、四六六	一七、三六二
地方稅中直接國稅	一六、一六六	
稅附加稅		
(備考) 內國稅とは國稅中關稅及噸稅以外のもの。		

地租納額別人員

昭和十年首	同十一年首
五千圓以上	九〇
千圓以上	一、四四四
百圓以上	五五、一八七
五十圓以上	九三、六四三
十圓以上	一、四三三、一三七
五圓以上	九〇、〇六九
一圓以上	二、九〇、四二二
二十錢以上	三、三九、四六六
二十錢未満	一、七〇九、二〇〇
計	一〇、二六一、六五八

所得稅納額別人員

昭和九年度	同十年度
第一種法人所得	五五、九五五
百圓未滿	七五三、七五五
百圓以上	一一、九三三
千圓以上	一〇、三一一
計	一〇、三一一

種別	昭和十年	昭和十一年
二千圓以上	三、七〇八	四、一三三
一千圓以上	一、一四六	一、三三八
五百圓以上	八〇三	八八三
十萬圓以上	五二	六六
計	八七、九一七	九四、一六四

十年度貿易外收支表

昭和十年	前年比増減
經常的収入	△印減
外國證券利子配當等	八三〇、五五六
海外事業及勞務利益	二六、五〇九
海運關係收入	三三、三二六
保險關係收入	二二、五三二
外國人本邦内消費	一三、六六〇
他項に掲記せざる政府海外收入	九五、二六六
臨時の収入	一八、二五三
外國人本邦放資	三五、二〇四
本邦人海外放資回収	一五九、四三七
合計	七〇、七七七
經常的支拂	六四三、三四〇
臨時の支拂	一五九、四三七
合計	八〇二、八一七

國際貸借帳尻累年表

昭和元年	支拂超過	千圓
昭和二年	支拂超過	二六七、七九二
昭和三年	支拂超過	三三三、五六六
合計	支拂超過	一四八、六四一

財政

Table showing financial data for years 昭和四年 to 昭和十年, including categories like 支拂超過 and 支拂不足.

外資輸入現在高 (單位百萬圓)

Table showing foreign capital input data for years 昭和三年 to 昭和十年, categorized by 海外債 and 國內債.

租稅負擔累年比較

Table comparing tax burdens from 昭和十年 to 昭和三年, including 國稅 and 地方稅.

帝國の國富

Table showing national wealth data for 昭和五年末, categorized by 總額, 官有, 公有, and 私有.

昭和五年國民所得額

Table showing national income data for 昭和五年, categorized by 總額, 官, and 私.

國有財產 (單位千圓)

Table showing state-owned property data for years 昭和六年 to 昭和九年, categorized by 土地, 建物, 船舶, etc.

國債負擔會計別

Table showing national debt burden accounting by category, including 一般會計 and 國債.

Text explaining the calculation of national debt burden, mentioning '家(家)事' and '國際投資及事業'.

國債發行・償還・現在高 (昭和十二年三月末)

Table showing national debt issuance, repayment, and current high for 昭和十二年三月末.

Text explaining the calculation of national debt, mentioning '熱及動力費、機械器具及工作物の減耗費'.

昭和十二年流通高月別 (各月末)

六	一一,四八〇	一一,三三〇,五五四	一〇〇,九〇九	四四,四二四	一,四六八,八五六
七	一一,三八〇	一一,三七三,六一九	一三四,六三三	五三,六一九	一,五六一,三四一
八	一一,二六〇	一一,四七〇,四六七	一四八,一七六	四八,九九三	一,六七八,八九七
九	一一,一六〇	一一,五八八,一八八	一九三,四七七	六二,六五三	一,八〇四,四六〇
一〇	一一,〇四〇	一一,六七七,八七〇	二三〇,七七七	七〇,一九〇	一,九〇九,八七八
一一	一〇,九九〇	一一,七五六,四八二	二二〇,六五三	七九,一三七	二,〇五七,二六四

貨幣發行高

(昭和十二年四月現在)

舊金貨幣二十圓	九四五,四〇〇,〇〇〇	同	金貨幣二十圓	一,〇七九,九八三,〇〇〇
同	一八,七二〇,一一〇,〇〇〇	同	同	三〇三,九五〇,〇〇〇,〇〇〇
同	一七,三〇八,一一〇,〇〇〇	同	同	六,八四六,三三〇,〇〇〇
同	一七,六七七,四九九,〇〇〇	同	同	一六三,二〇〇,〇〇〇,〇〇〇
同	二,〇三七〇,五五〇,〇〇〇	同	同	三,〇七七,二五三,〇〇〇
同	七〇,六六八,一九三,〇〇〇	同	同	三八,八三三,八六四,八〇〇
同	一四一,三三六,三六六,〇〇〇	同	同	二,五二七,九六八,九〇〇
同		同	同	六六,七五七,八七五,九〇〇

日本銀行兌換券發行高

(單位千圓)

發行高	準備	保證	制限外
大正十四年末	一,六三一,七六三	一,〇五六,九九八	五七四,七五五
昭和元年末	一,五六九,七〇八	一,〇五八,一三一	五一一,五七六
同	一,六八三,三九〇	一,〇六二,七三七	六一九,六三三
同	一,七三九,〇九六	一,〇六一,六六六	六七七,四九九

同	一,八六五,七〇三	五四八,三四一	一,三二七,三六一
同			三二七,三六一

日本銀行兌換券發行準備內譯

(單位千圓)

昭和八年末	同九年末	同十年末	同十一年末
金貨及金塊	四四八,〇六六	五〇四,〇六六	五七八,二九三
正貨準備計	四三三,〇六九	四八六,〇六〇	五〇四,〇六六
公債	五七五,〇七四	五一一,一七〇	五四四,九九九
政府證券	三三,〇〇〇	六四,〇八六	一一〇,三〇三
商業手形	一七三,五九四	一八五,二九四	一八八,三五〇
保證準備計	三三四,〇五九	三〇一,四五五	二七六,九九一
同	一,二九,七三八	一,〇六一,九六四	一,二一九,五三三

日本銀行預金及貸出高

(單位千圓,各年末現在高)

預政府預金	合計	預貸出金	合計
昭和	六三六,〇三二	一,〇一九,八八〇	一,〇一九,八八〇
	一,一五五,七六三	三三六,〇〇五	八一九,七五七
	七三六,六〇九	一,〇四二,〇四七	一,〇四二,〇四七
	一,二四九,四九二	六三三,〇一一	一,二四九,四九二
	八二四,一五五	三七八,四四八	七〇七,七〇七
	九三三,一三七	三三〇,〇〇〇	九三三,一三七
	一〇,三〇九,三三九	三,四四〇,六六八	三,四四〇,六六八
	一,二二七,七五七	二,九九六,七五二	二,九九六,七五二

正貨現在高

(單位百萬圓)

一	一〇,九九〇	一,四九八,〇九六	一,四九八,〇九六	七六,一八二
二	一〇,九九〇	一,四五三,一四三	一,四五三,一四三	一,七七九,〇九〇
三	一〇,九九五	一,四八五,四〇五	一,四八五,四〇五	一,七〇九,六八四
四	一〇,九九五	一,五九〇,〇二四	一,五九〇,〇二四	一,七三三,三五四
五	一〇,九九五	一,四二二,九七七	一,四二二,九七七	一,七三三,三五四
六	一〇,九九五	一,五八二,六五七	一,五八二,六五七	一,六六二,一〇三
七	一〇,九九五	一,五二四,八〇三	一,五二四,八〇三	一,八二〇,五七八

同	五錢	無孔	九,一九〇,五七一,〇〇〇
同	十錢	有孔	二七〇,四一〇,三八七,三五〇
同	二十錢	同	一六,五〇〇,八八〇,五〇〇
同	五十錢	同	五,四七六,三七一,一〇〇
同	一百錢	同	五,五一〇,五五〇,二四〇
同	二百錢	同	四,八八一,七四四,九九〇
同	五百錢	同	一,九七七,七六五,七六〇
同	一圓	同	四,四九一,一七五
同	二圓	同	三〇,八〇一,一四四,五一一
同	五圓	同	二一〇,四三三,九九九
同	十圓	同	二,三三一,四八一,五二,六九九

同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

銀行概況

(昭和十年末)

年次	總額	政府	日本銀行	所在地
大正八年末	二,〇四五	一,〇三一	九四四	國內
同	二,〇四五	一,〇三一	九四四	國外
同	二,〇五〇	一,〇三七	九四九	國內
同	二,〇五〇	一,〇三七	九四九	國外
同	二,〇八〇	一,〇八七	一,〇九三	國內
同	二,〇八〇	一,〇八七	一,〇九三	國外
同	二,一八〇	一,一八九	一二〇	國內
同	二,一八〇	一,一八九	一二〇	國外
同	二,二七〇	一,二八三	一,二八七	國內
同	二,二七〇	一,二八三	一,二八七	國外
同	二,三〇〇	一,三二〇	一,三二四	國內
同	二,三〇〇	一,三二〇	一,三二四	國外
同	二,四三〇	一,四四三	一,四四七	國內
同	二,四三〇	一,四四三	一,四四七	國外
同	二,五〇一	一,五一三	一,五一七	國內
同	二,五〇一	一,五一三	一,五一七	國外
同	二,五五七	一,五七〇	一,五七四	國內
同	二,五五七	一,五七〇	一,五七四	國外
同	二,七三三	一,七三三	一,七三七	國內
同	二,七三三	一,七三三	一,七三七	國外
同	二,八〇五	一,八〇五	一,八〇九	國內
同	二,八〇五	一,八〇五	一,八〇九	國外
同	二,九一五	一,九一五	一九一	國內
同	二,九一五	一,九一五	一九一	國外
同	三,〇〇〇	二,〇〇〇	二〇〇	國內
同	三,〇〇〇	二,〇〇〇	二〇〇	國外
同	三,一七五	二,一七五	二二〇	國內
同	三,一七五	二,一七五	二二〇	國外
同	三,三〇〇	二,三〇〇	二三〇	國內
同	三,三〇〇	二,三〇〇	二三〇	國外
同	三,四三〇	二,四三〇	二四〇	國內
同	三,四三〇	二,四三〇	二四〇	國外
同	三,五〇一	二,五〇一	二五〇	國內
同	三,五〇一	二,五〇一	二五〇	國外
同	三,五五七	二,五五七	二六〇	國內
同	三,五五七	二,五五七	二六〇	國外
同	三,七三三	二,七三三	二七〇	國內
同	三,七三三	二,七三三	二七〇	國外
同	三,八〇五	二,八〇五	二八〇	國內
同	三,八〇五	二,八〇五	二八〇	國外
同	三,九一五	二,九一五	二九〇	國內
同	三,九一五	二,九一五	二九〇	國外
同	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇〇	國內
同	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三〇〇	國外
同	四,一七五	三,一七五	三一〇	國內
同	四,一七五	三,一七五	三一〇	國外
同	四,三〇〇	三,三〇〇	三二〇	國內
同	四,三〇〇	三,三〇〇	三二〇	國外
同	四,四三〇	三,四三〇	三三〇	國內
同	四,四三〇	三,四三〇	三三〇	國外
同	四,五〇一	三,五〇一	三四〇	國內
同	四,五〇一	三,五〇一	三四〇	國外
同	四,五五七	三,五五七	三五〇	國內
同	四,五五七	三,五五七	三五〇	國外
同	四,七三三	三,七三三	三六〇	國內
同	四,七三三	三,七三三	三六〇	國外
同	四,八〇五	三,八〇五	三七〇	國內
同	四,八〇五	三,八〇五	三七〇	國外
同	四,九一五	三,九一五	三八〇	國內
同	四,九一五	三,九一五	三八〇	國外
同	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三九〇	國內
同	五,〇〇〇	四,〇〇〇	三九〇	國外
同	五,一七五	四,一七五	四〇〇	國內
同	五,一七五	四,一七五	四〇〇	國外
同	五,三〇〇	四,三〇〇	四一〇	國內
同	五,三〇〇	四,三〇〇	四一〇	國外
同	五,四三〇	四,四三〇	四二〇	國內
同	五,四三〇	四,四三〇	四二〇	國外
同	五,五〇一	四,五〇一	四三〇	國內
同	五,五〇一	四,五〇一	四三〇	國外
同	五,五五七	四,五五七	四四〇	國內
同	五,五五七	四,五五七	四四〇	國外
同	五,七三三	四,七三三	四五〇	國內
同	五,七三三	四,七三三	四五〇	國外
同	五,八〇五	四,八〇五	四六〇	國內
同	五,八〇五	四,八〇五	四六〇	國外
同	五,九一五	四,九一五	四七〇	國內
同	五,九一五	四,九一五	四七〇	國外
同	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四八〇	國內
同	六,〇〇〇	五,〇〇〇	四八〇	國外
同	六,一七五	五,一七五	四九〇	國內
同	六,一七五	五,一七五	四九〇	國外
同	六,三〇〇	五,三〇〇	五〇〇	國內
同	六,三〇〇	五,三〇〇	五〇〇	國外
同	六,四三〇	五,四三〇	五一〇	國內
同	六,四三〇	五,四三〇	五一〇	國外
同	六,五〇一	五,五〇一	五二〇	國內
同	六,五〇一	五,五〇一	五二〇	國外
同	六,五五七	五,五五七	五三〇	國內
同	六,五五七	五,五五七	五三〇	國外
同	六,七三三	五,七三三	五四〇	國內
同	六,七三三	五,七三三	五四〇	國外
同	六,八〇五	五,八〇五	五五〇	國內
同	六,八〇五	五,八〇五	五五〇	國外
同	六,九一五	五,九一五	五六〇	國內
同	六,九一五	五,九一五	五六〇	國外
同	七,〇〇〇	六,〇〇〇	五七〇	國內
同	七,〇〇〇	六,〇〇〇	五七〇	國外
同	七,一七五	六,一七五	五八〇	國內
同	七,一七五	六,一七五	五八〇	國外
同	七,三〇〇	六,三〇〇	五九〇	國內
同	七,三〇〇	六,三〇〇	五九〇	國外
同	七,四三〇	六,四三〇	六〇〇	國內
同	七,四三〇	六,四三〇	六〇〇	國外
同	七,五〇一	六,五〇一	六一〇	國內
同	七,五〇一	六,五〇一	六一〇	國外
同	七,五五七	六,五五七	六二〇	國內
同	七,五五七	六,五五七	六二〇	國外
同	七,七三三	六,七三三	六三〇	國內
同	七,七三三	六,七三三	六三〇	國外
同	七,八〇五	六,八〇五	六四〇	國內
同	七,八〇五	六,八〇五	六四〇	國外
同	七,九一五	六,九一五	六五〇	國內
同	七,九一五	六,九一五	六五〇	國外
同	八,〇〇〇	七,〇〇〇	六六〇	國內
同	八,〇〇〇	七,〇〇〇	六六〇	國外
同	八,一七五	七,一七五	六七〇	國內
同	八,一七五	七,一七五	六七〇	國外
同	八,三〇〇	七,三〇〇	六八〇	國內
同	八,三〇〇	七,三〇〇	六八〇	國外
同	八,四三〇	七,四三〇	六九〇	國內
同	八,四三〇	七,四三〇	六九〇	國外
同	八,五〇一	七,五〇一	七〇〇	國內
同	八,五〇一	七,五〇一	七〇〇	國外
同	八,五五七	七,五五七	七一〇	國內
同	八,五五七	七,五五七	七一〇	國外
同	八,七三三	七,七三三	七二〇	國內
同	八,七三三	七,七三三	七二〇	國外
同	八,八〇五	七,八〇五	七三〇	國內
同	八,八〇五	七,八〇五	七三〇	國外
同	八,九一五	七,九一五	七四〇	國內
同	八,九一五	七,九一五	七四〇	國外
同	九,〇〇〇	八,〇〇〇	七五〇	國內
同	九,〇〇〇	八,〇〇〇	七五〇	國外
同	九,一七五	八,一七五	七六〇	國內
同	九,一七五	八,一七五	七六〇	國外
同	九,三〇〇	八,三〇〇	七七〇	國內
同	九,三〇〇	八,三〇〇	七七〇	國外
同	九,四三〇	八,四三〇	七八〇	國內
同	九,四三〇	八,四三〇	七八〇	國外
同	九,五〇一	八,五〇一	七九〇	國內
同	九,五〇一	八,五〇一	七九〇	國外
同	九,五五七	八,五五七	八〇〇	國內
同	九,五五七	八,五五七	八〇〇	國外
同	九,七三三	八,七三三	八一〇	國內
同	九,七三三	八,七三三	八一〇	國外
同	九,八〇五	八,八〇五	八二〇	國內
同	九,八〇五	八,八〇五	八二〇	國外
同	九,九一五	八,九一五	八三〇	國內
同	九,九一五	八,九一五	八三〇	國外
同	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	八四〇	國內
同	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	八四〇	國外
同	一〇,一七五	九,一七五	八五〇	國內
同	一〇,一七五	九,一七五	八五〇	國外
同	一〇,三〇〇	九,三〇〇	八六〇	國內
同	一〇,三〇〇	九,三〇〇	八六〇	國外
同	一〇,四三〇	九,四三〇	八七〇	國內
同	一〇,四三〇	九,四三〇	八七〇	國外
同	一〇,五〇一	九,五〇一	八八〇	國內
同	一〇,五〇一	九,五〇一	八八〇	國外
同	一〇,五五七	九,五五七	八九〇	國內
同	一〇,五五七	九,五五七	八九〇	國外
同	一〇,七三三	九,七三三	九〇〇	國內
同	一〇,七三三	九,七三三	九〇〇	國外

財政

Table showing financial data for various banks and institutions, including '普通銀行', '貯蓄銀行', and '外國銀行内地支店'.

銀行異動年表

Table showing bank movements and changes from 1910 to 1920, including '消滅', '増加(新立)', and '差引減少'.

特殊銀行創立年月

Table listing the establishment years of special banks and their current assets, such as '橫濱正金銀行' and '日本銀行'.

全國總預金及貸出金

Table comparing total deposits and loans across different bank categories for 1910 and 1911.

主要銀行會社利益率(内地)

Table showing the profit rates of major banks in the domestic market for 1910 and 1911.

内地銀行會社缺損社數

Table detailing the number of deficit banks in the domestic market, categorized by industry type.

全國金利高低

Table showing the highest, lowest, and average interest rates across the country for June and December 1911.

日本銀行金利

Table detailing the interest rates for various types of loans and deposits at the Bank of Japan.

改定年月日	國債を抵當とする貸付利子	國債以外のものを抵當とする貸付利子	商業手形	當座貸越	昭利
大正元年十月二日	一・七〇	一・八〇	一・七〇	二・〇〇	同 八年十月六日
同年十一月十四日	一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・〇〇	同 年十一月十九日
同 三年七月六日	二・〇〇	二・一〇	二・〇〇	二・〇〇	同 七年四月十五日
同 五年四月十七日	一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・〇〇	同 十五年十月四日
同 六年七月五日	一・六〇	一・七〇	一・六〇	一・九〇	昭利 二年三月九日
同 七年三月十六日	一・四〇	一・五〇	一・四〇	一・七〇	同 年十月十日
同 七年九月十五日	一・六〇	一・七〇	一・六〇	一・九〇	同 年十月七日
同 十一年一月廿五日	一・八〇	一・九〇	一・八〇	二・〇〇	同 年十一月五日
					同 年三月十二日
					同 年六月八日
					同 年八月八日
					同 年七月三日
					同 十一年四月七日

東京重要銀行金利率協定表

協定期間	定期預金	當座預金	特別當座預金	協定期間	定期預金	當座預金	特別當座預金
大正	四・六・六	五・〇	五・〇	昭和	二・〇	二・〇	二・〇
年	四・八・七	四・〇	四・〇	年	二・〇	二・〇	二・〇
月	六・〇・二	五・〇	五・〇	月	二・〇	二・〇	二・〇
日	七・二・六	五・五	五・五	日	二・〇	二・〇	二・〇

大阪銀行集會所組合銀行預金利率協定表

協定期間	定期預金	當座預金	特別當座預金	協定期間	定期預金	當座預金	特別當座預金
大正	元・二・二	六・〇	六・〇	昭和	二・〇	二・〇	二・〇
年	四・三・二	五・五	五・五	年	二・〇	二・〇	二・〇
月	四・六・八	五・〇	五・〇	月	二・〇	二・〇	二・〇
日	四・八・七	四・〇	四・〇	日	二・〇	二・〇	二・〇

列國の金保有高 (中央銀行)

國名	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末
米國	八、一三三	一〇、三三五	二、二五八
英國	一、五八四	一、六四八	二、五八一
佛蘭西	五、四五五	四、三九五	二、九五五
獨逸	四、〇三三	三、三三三	二、七二七
アルゼンチン	四、〇三三	四、〇三三	五、〇一
埃太	四、〇三三	四、〇三三	四、〇三三
白奈	五、〇	六、一	六、三三
加陀	一、三四	一、八九	一、九〇
印度	二、七五	二、七五	二、七五
伊太	五、八	二、七〇	二、七〇
日本	三、九四	四、三五	四、六三
和蘭	五、七三	四、三八	四、九〇
南阿	一、八四	二、二二	二、〇三
西班牙	七、四〇	七、三五	七、八一
瑞典	一、五九	一、八五	二、四〇
瑞聯	六、二四	四、五四	六、五五

全國各種銀行所有有價證券調

種類	總額	國債	地方債	外國證券	社債	株式
特別銀行(二十五行)	一、五三三、九八五	九三三、七六二	三〇、三七三	三四六、二六〇	一〇八、三四四	六四、三〇七
貯蓄銀行(七十七行)	一、七〇六、七三三	一、一三一、六九一	六五、六〇二	四、九一五	三四九、七五六	一五四、七三九
普通銀行(四五四行)	四、五八七、四九七	二、四七九、九三二	三五〇、三三三	九四、九五六	一、二五〇、八六一	四四三、四一七

財政

上半期計
特別銀行(二十四行)
貯蓄銀行(七十五行)
普通銀行(四三〇行)
下半年計

七、八三七、一八五	四、五七三、四〇四	四四六、一五一	一、七〇八、八六一	六六二、四六三
一、八四四、三三四	一、三四六、七四六	二六、〇四九	一、七〇八、八六一	七八、六三九
一、五五五、九二二	一、〇三六、四二二	七、五三〇	一、七〇八、八六一	一三一、六〇四
四、八三三、一七三	二、五六〇、八三二	三五、五七一	一、三五八、二六九	五〇〇、〇五三
八、二七一、三二八	四、九三三、九九九	四八九、一四〇	一、六七八、六六〇	七三〇、二八六

郵便貯金 (各年度末)

昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
三三、二六一、五五〇	三三、九〇三、九四一	三六、一七〇、五九八	三七、六五五、四〇一	三八、〇〇〇、四九六	三八、六八五、四四四	三九、四四三、九八五	四〇、九六五、七九〇	四三、〇五六、八七四	四五、五二二、四三九	四九、〇七一、六四六
一、一六三、三五八、四七二	一、五三三、二九四、三五四	一、七四三、一三四、四五五	二、〇五七、九六〇、一〇二	二、三九九、三二五、一七四	二、六六三、五三三、三〇六	二、九三三、六七三、八六〇	三、二七七、五五一、〇七九	三、五九四、九〇一、二九〇	三、九〇七、〇四三、三三三	四、二七三、六九八、一七五

本表中には朝鮮、臺灣、關東州、樺太又南洋所在地の郵便局取委に係るものを含む。
×印は官報發表による概數を示す。

郵便年金契約高 (各年度末)

昭和八 昭和九 昭和十

簡易保險累年表 (各年度末)

昭和五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
一五、六三六、七〇〇	一六、七九三、四八五	一八、一八三、一八七	二〇、〇五七、六六六	二二、〇三三、五五九	二三、七五五、七〇九	二五、八七三、四三六
三、六三三、二〇一、三六五	三、六三三、二〇一、三六五	四、七三六、二、四二二、九九三	六、三五一、二、六五四、一八三	七、九六二、九二七、六六一	九、四九六、三、三三三、一七九	一一、三三〇、三、三〇〇、九三六

簡易保險成績 (昭和十年度)

信託會社	養老保險	小兒保險	修身保險	會社	公稱資本金	公積立金	一年總增加高	年度末現在高
三	二、四六九、六六六	八、八四九、六九二	二、四三三、三三二	三	二二、〇〇〇	七、三三六	一、三三四、四〇三	一、八三六、三七一
三	三、六三三、三九三	七、〇五七、七二二	四、八三三、九二七	三	二二、〇〇〇	七、三三六	一、三三四、四〇三	一、八三六、三七一

初めから丁寧に塗り込めず永久に使う

型18

台座

ベストスタンプ

大阪南区 安堂洋橋筋 森敬商店 事務用文具卸商

全国有名 文具店 印刷店 送呈 カタログ

營業品目
 高級 プゲ
 高級 自鑄
 特許 鑄造
 高級 機械
 特級 工作
 特殊 精密
 其他 一般
 其ノ他 諸機
 械



關鐵工所

營業所
 及工場 東京市芝區西久保明舟町十七
 電話芝(42)二五七二番

最新型高級車常備 迅速・親切・丁寧

料 金
 低 廉

みくにタクシー

電話銀座(57)〇三九二
 京橋區銀座數寄屋橋際

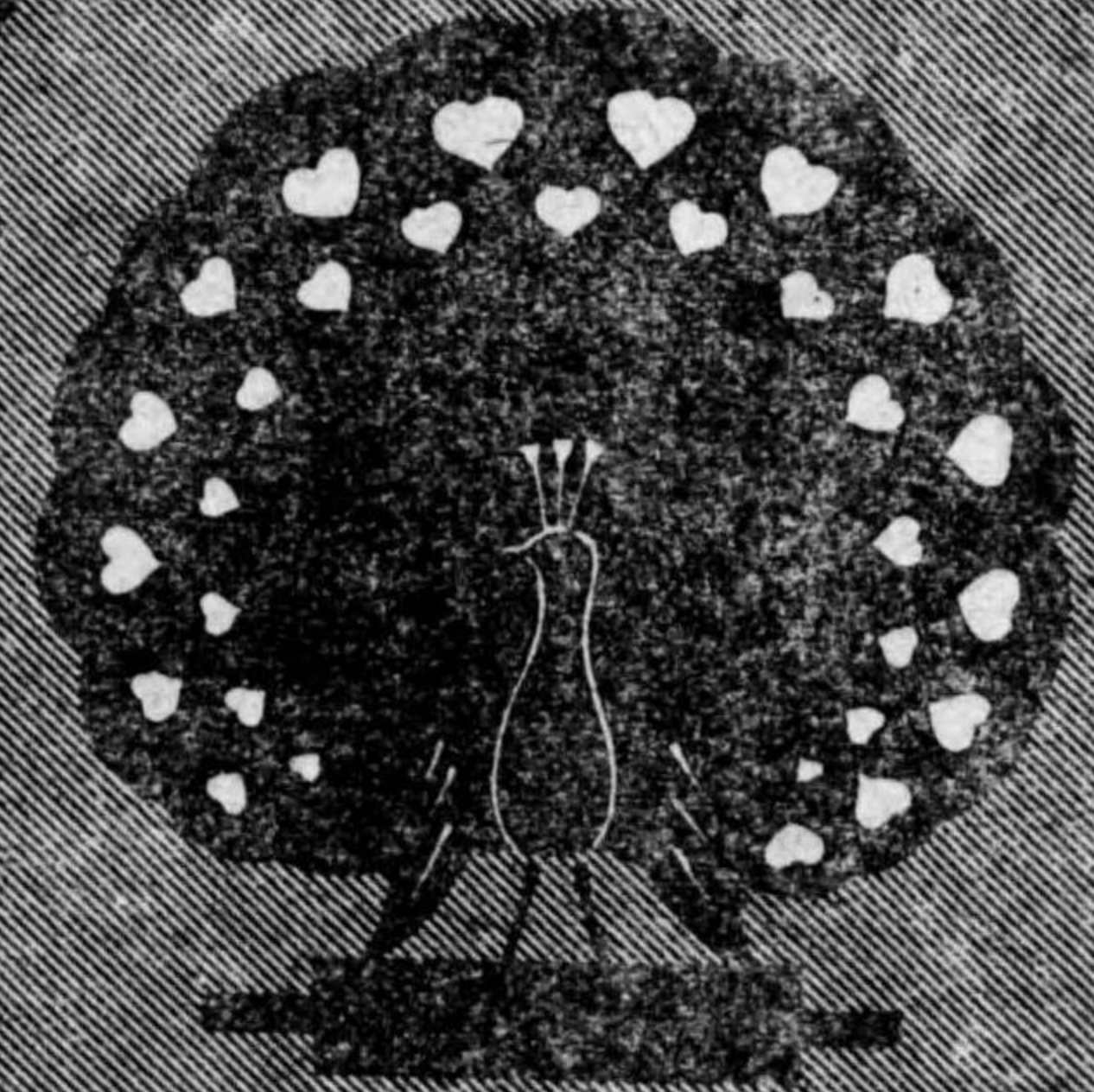
孔雀印印刷インキ

株式會社
 諸星千代吉商店

横浜市中区西久保町百廿一番地

支店 東京 大阪 名古屋 福岡
 大連 奉天 天津 上海

工場 横浜 保土ヶ谷



日本石油株式會社專屬特約販賣店
スタンダードヴァキウム石油會社

旭力印機械油製造發賣元



龜岡商會

店主 龜岡 豐二

明治三十五年

創業

本店 東京市京橋區銀座西五丁目三番地
電話銀座(57)二五〇、二五二

支店 北海道小樽市色内町三丁目九番地
電話 三一五八、二〇七九

倉庫 東京市京橋區西八丁堀四丁目六番地
電話 京橋(56)三、二、一、四

活版・石版・諸印刷

合資會社 新愛知分工場

代表社員 武藤光治

名古屋市中區禰宜町一ノ二六

電話 西局 八八二番